

第4次 船橋市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

シティ
コミュニケーション船橋の
創出をめざして



令和4年3月
船橋市

はじめに

少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケア、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

さらには、頻発している自然災害の脅威や新型コロナウイルス感染症により社会生活にさまざまな影響がある中、地域における人と人のつながりの大切さが再認識されるとともに、住民同士がつながり支え合うことがますます重要になると考えています。

こうした中、本市では、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとし、市民相互のコミュニケーションの活性化と市民がお互いに支え合う「共助社会の構築」を目指して、平成17年から地域福祉計画を策定し、地域福祉支援員の配置や安心登録カード事業と連携した災害時の避難行動要支援者対策、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の設置など、市独自のさまざまな施策を展開してまいりました。

今回策定いたしました第4次地域福祉計画では福祉分野の上位計画として、引き続き支援が必要な人への福祉の充実に努めていくほか、高齢者や障害のある人、子供などのこれまでの分野別の福祉サービスの垣根を越えて、市の関係部署や地域の関係機関が連携し包括的に支援を行う体制づくりを行ってまいります。

市では誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して様々な取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様をはじめ関係機関・団体の皆様、事業者の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました第4次船橋市地域福祉計画策定委員会の皆様、24地区市民会議にご参加いただいた皆様、アンケート調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様、事業者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月



船橋市長 松戸 徹

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	この計画でめざすこと ～地域福祉とは～	2
2	地域福祉の役割分担	3
3	計画策定の趣旨と背景	5
4	地域共生社会について	8
5	計画の位置づけ	10
6	計画の期間	15
7	策定体制	16
第 2 章	船橋市における地域福祉の現状と課題.....	17
1	第 3 次船橋市地域福祉計画の進捗	18
2	船橋市の現状	26
3	アンケート調査等から見える現状	32
4	地域福祉を取り巻く課題等	66
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	71
1	船橋市地域福祉計画の理念	72
2	計画のメインテーマと基本方針	73
3	計画の施策体系	75
4	重点施策 ～地域共生社会の実現に向けて～	76
5	計画の進捗管理と評価	77
6	新型コロナウイルス感染症の影響と地域福祉の推進	78

第4章 【基本方針】柱1 心をつなぐ地域づくり

～まずは知り合い～ 81

基本施策（1）人と人がふれあう環境の創造	83
基本施策（2）相互理解の促進	88
基本施策（3）心をつなぐ仕組みづくり 重点施策	92

第5章 【基本方針】柱2 楽しく暮らせる地域づくり

～共に楽しみ・遊んで～ 97

基本施策（1）社会参加の促進・生きがいの創造 重点施策	99
基本施策（2）地域を核とした健康づくりの促進	103
基本施策（3）居住・移動の自由の確保	107

第6章 【基本方針】柱3 安心して暮らせる地域づくり

～困ったときには助け合う～ 111

基本施策（1）包括的な相談支援体制の充実 重点施策	113
基本施策（2）生活困窮者等への支援の推進	118
基本施策（3）防災・防犯対策の充実	125
基本施策（4）地域医療・地域見守り体制の充実	129
基本施策（5）権利擁護と虐待防止の推進	133

第7章 地域福祉推進のための仕組みづくり

～活気と温もりのある地域を目指して～ 139

1 地域共生社会実現のための基盤体制強化	140
----------------------------	-----

資料	157
1 船橋市地域福祉計画策定委員会	158
2 船橋市地域福祉計画策定に係る庁内体制	162
3 パブリック・コメント	168
4 用語解説	169

※ この計画のなかでは、「子供」の表記については、漢字2字の表記としておりますが、法令用語や国が定めた制度等において「子ども」の表記が用いられている場合は、「子ども」と表記しております。

また、「障害のある人」の表記については、法令用語や国が定めた制度等において「障害者」の表記が用いられている場合（身体障害者、障害者手帳など）は、「障害者」と表記しております。



第 1 章

計画の策定にあたって



計画の策定にあたって

1 この計画でめざすこと ～地域福祉とは～

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、かつてどこにでも見られた隣近所とのつきあい、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い、助け合う、そのような地域になることが「地域福祉」の目指すひとつの姿です。

福祉というと、高齢者や障害のある人、子供等、対象者が分野ごとにある種限定されることが少なくありません。それに対し地域福祉は、地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となるような仕組みづくりを地域全体で考え、地域の中に存在する課題を共有し、地域全体で解決する仕組みを考えることです。

近年、私たちを取り巻く環境は大きく変容しています。少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立、平準化された既存サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題（認知症をはじめとする介護負担やダブルケア※、8050問題※等）等、地域におけるさまざまな生活課題が多く発生しています。

高齢者、障害のある人、子供等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには今、何が求められているのでしょうか。

これは例えば、他人ごとになりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

さらに、地域の中での課題解決に取り組んでいくため、関係機関・団体、事業者、ボランティア等のつながりを深め、地域における活動の輪を広げていくことも、地域福祉の推進に向けて大切となってきます。

市においてはこのような活動を推進するための体制を整備していくことや、既存の制度だけでは対応しきれない複合化・複雑化した課題に対し、関係機関が協働※しながら縦割りではなく「横断的に」対応する、総合相談支援の体制を構築していく必要があります。

ダブルケア	育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い。
8050 問題	80 代前後の高齢の親が 50 代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。
協働	多様な主体同士が共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること。

2 地域福祉の役割分担

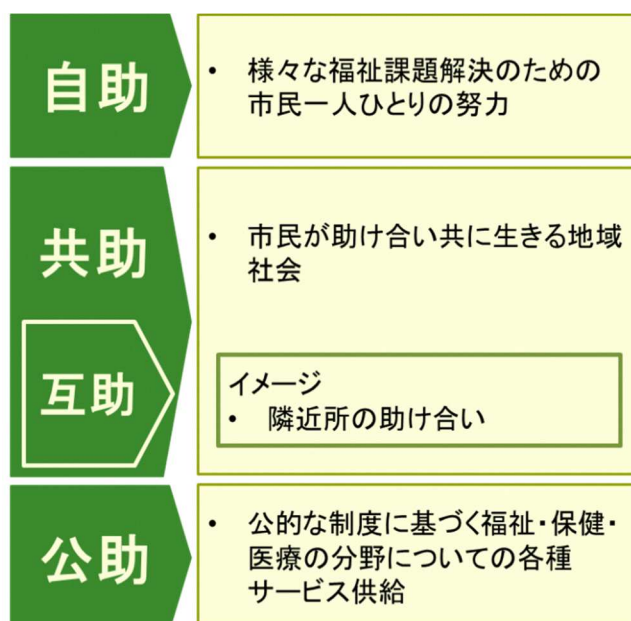
地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として「自助（地域に住む一人ひとりが努力すること）」、「共助（市民が助け合い共に生きる地域社会をつくること）・互助（隣近所の助け合い等の相互扶助）」、「公助（行政が責任をもって行う福祉サービスの提供等）」の3つに区分して表記しています。

「共助」も「互助」も大きな観点でみれば、お互いがお互いを支えあっているという理念においては共通しており、両者には一体性があると考えられます。そのため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立することを基本としながら、地域で自立した個人が相互に助け合う社会の構築を目指しています。

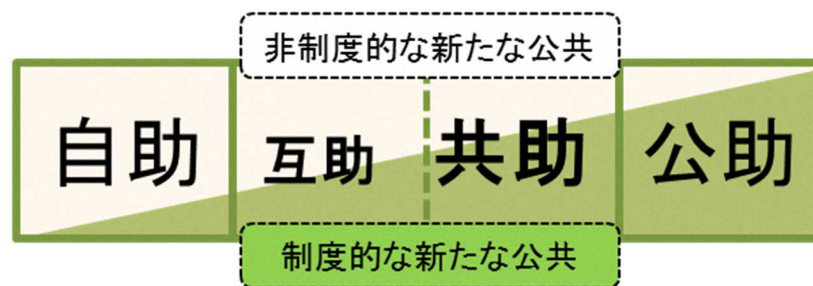
このような社会における行政の役割としては、必要な福祉サービスを提供するとともに、「自助」「共助・互助」が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

また、地域福祉においては、「自助」「共助・互助」「公助」が互いに良い影響を与え合い、地域社会の活性化に結びつくようなサイクル（循環）を創出できるような仕組みづくりを行うことも、行政の役割の一つです。



第3次船橋市地域福祉計画では、三つ葉のクローバーとハートをデザインしたシンボルマークを掲げ、「自助」、「共助・互助」、「公助」に市民一人ひとりの温かなハートが加わることによって「幸せ」のシンボルである四つ葉のクローバーにしていきたいとの願いを込めました。

第4次船橋市地域福祉計画においても、ボランティア活動やNPO※活動等、地域福祉の推進にとって不可欠な、住民参加型福祉である互助との関係を示しているこのシンボルマークを継承します。本市では、「自助」「共助・互助」「公助」のバランスをはかりながら地域福祉の活性化を考えています。



NPO

社会的な活動をする民間の非営利組織

3 計画策定の趣旨と背景

(1) 社会的な現状・計画策定の趣旨

近年、東日本大震災を始めとした災害を経験したことで、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティ※を重視する意識が高まる等、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、市民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

国では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源※が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステム※の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法※が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。（平成30年4月1日施行）

日本全体が人口減少社会を迎えたなかで、本市においても、高齢化が着実に進行している等、支援を必要とする人たちへの行政施策の狭間を補完する取り組みを地域全体で考え、支えていく体制を整備していく必要があります。

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
資源	生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。
地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
社会福祉法	社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

「第3次船橋市地域福祉計画」の計画期間が令和3年度に終了することから、少子高齢化の進行等による社会環境の変化や、生活困窮者自立支援法※の施行、社会福祉法の改正等の国や千葉県の動向を踏まえ、船橋市の実情に応じた計画の策定により、令和4年度以降の市の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に「第4次船橋市地域福祉計画」を策定します。

生活困窮者	生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた法律。

(2) 地域福祉に関する法律等の近年の動向

年	国の動き	社会的な出来事	計画期間
平成 25 年	・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 (新たな生活困窮者支援制度の創設と生活保護制度の見直しを一体的に行う)		第2次船橋市地域福祉計画
平成 26 年	・「介護保険法」改正 (地域包括ケアシステムの構築等) ・厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 (計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づける)	・第3次安倍内閣発足 ・消費税5%→8%に消費増税は17年ぶり	
平成 27 年	・「生活困窮者自立支援法」施行 (生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う)		第3次船橋市地域福祉計画
平成 28 年	・厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」 ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 (「地域共生社会」の実現を提唱) ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」設置	・熊本地震 ・伊勢志摩サミット ・改正公職選挙法施行 選挙権18歳に引き下げ	
平成 29 年	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正 (「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、市町村による包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実について提示)	・第4次安倍内閣発足 ・九州北部豪雨災害	
令和元年	・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」設置→12月に「最終とりまとめ」を公表	・「令和」に改元 ・消費税8%→10%に	
令和2年	・「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正 (重層的支援体制整備事業の創設等について規定)	・新型コロナウイルス感染症感染拡大	

4 地域共生社会について

我が国の社会福祉の分野においては、高齢者、障害のある人、子供、生活困窮者等、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援の提供を実現してきました。

その一方、社会構造の変化や既存の福祉制度では対応しきれない課題等を踏まえ、新たなアプローチが求められていることから、国では地域共生社会の実現を目標に掲げ、その具現化に向けたさまざまな改革に取り組んでいます。

国が掲げる「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

また、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ（令和元年12月26日）」では、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）」、「参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援）」の3つの支援を一体的に行うことが必要とされており、令和2年度に改正された社会福祉法において、「重層的支援体制整備事業」が新たな事業として創設されました。

<地域共生社会>

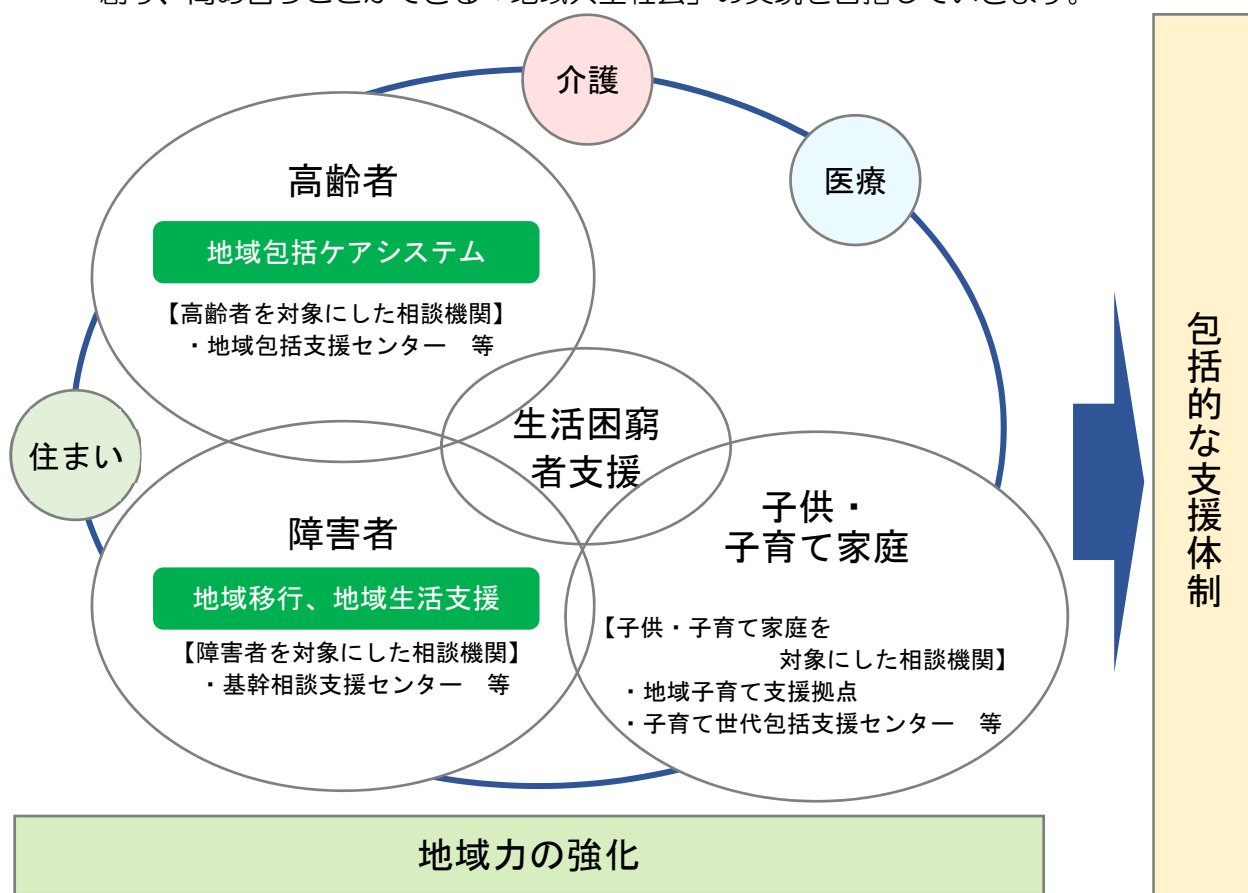
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域共生社会の考え方は、本市で第1次船橋市地域福祉計画より推進してきた共助社会の構築にも通じています。

また、第3次船橋市地域福祉計画であらたな取り組みとしてこれまで進めてきた「ボランティアの充実のための検討」では、「たすけあいの会[※]」を始めとした、地域での助け合い活動の促進等、他人ごとになりがちな地域課題を「我が事」として捉えていく地域づくりを推進してきました。

同じく、あらたな取り組みとして進めてきた「生活困窮者自立支援の取り組み」では、対象を限らないワンストップの相談窓口である「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」[※]において、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業を併せて実施することで、さまざまな事情で生活に困窮する人に対し、一人ひとりの状況に応じて寄り添いながら支援をする体制を推進してきました。

今後も地域住民、福祉等の関係機関及び行政等、多様な主体が連携・協働し、地域福祉をいわば共同運営することで、市民一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。



たすけあいの会

日常生活のちょっとした困りごとや困っている人の生活を支援するための家事援助等を近隣の住民同士で行う「助け合い活動」を行うための団体。

「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談に応じ、また、生活困窮に関する相談・支援を行っている（P121 参照）。

5 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、住み慣れた地域において、高齢者、障害のある人、子供等の分野ごとの縦割りではなく、各々の実情に応じた形で、地域住民、福祉等の関係機関及び行政等が一体となって地域福祉を推進するための仕組みづくりに取り組むための行政計画といえます。

これは、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられており、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項について一体的に定めるものとされています。

いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法と改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。

これよりわが国の福祉政策は、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、たとえ障害があっても、また、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めています。

さらに、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、地域包括ケアシステムを強化するため、社会福祉法の一部を改正し、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として地域福祉計画が位置づけられました。また、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに努めることとされています。

船橋市地域福祉計画は、市における地域福祉推進の基本方針であり、また、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取り組みの方向性を示しています。

そのようなことから、他の分野別の福祉関連の行政計画や施策に横串をさし、各々を総合的・包括的に推進していくことが地域福祉計画の特色といえます。さらに、本市の地域福祉計画においては、「市民の参加」を重要なポイントのひとつとして捉えています。



【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 （略）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業※を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

自立相談支援事業

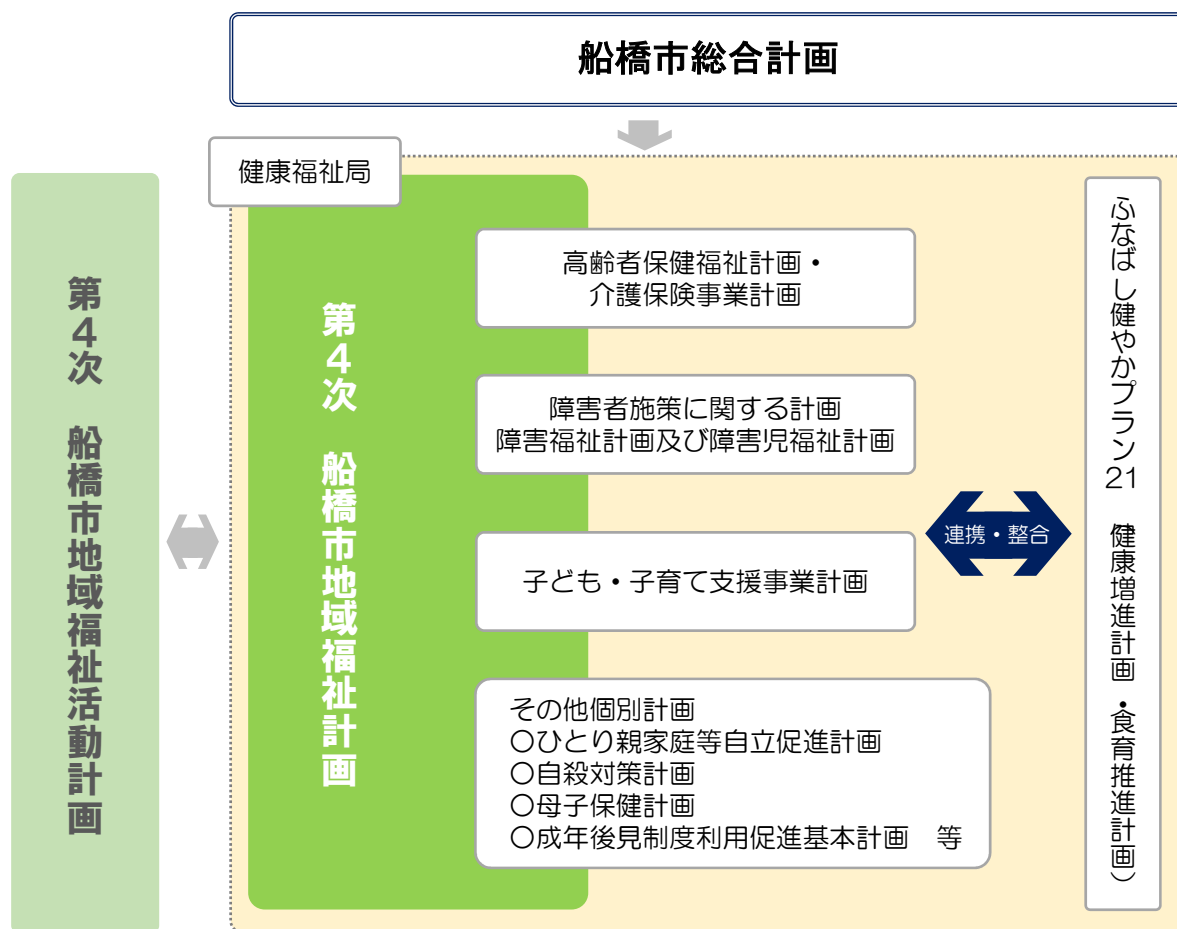
生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行う。

(2) 他計画との関連

本計画は、市の最上位計画である船橋市総合計画※や、県が策定する千葉県地域福祉支援計画との整合を保ちながら策定しました。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害のある人、子供等、福祉分野の個別計画の基盤とするとともに、防犯や防災、まちづくり等、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

なお、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられていますが、本計画では地域福祉に関連の深い事業等について進捗管理することとし、それ以外の事項については個別計画で進捗管理するものとします。また、個別計画では網羅しきれない課題への対応や方向性、各福祉分野において共通して取り組む事項等について本計画ではまとめています。

計画の位置づけイメージ



船橋市総合計画

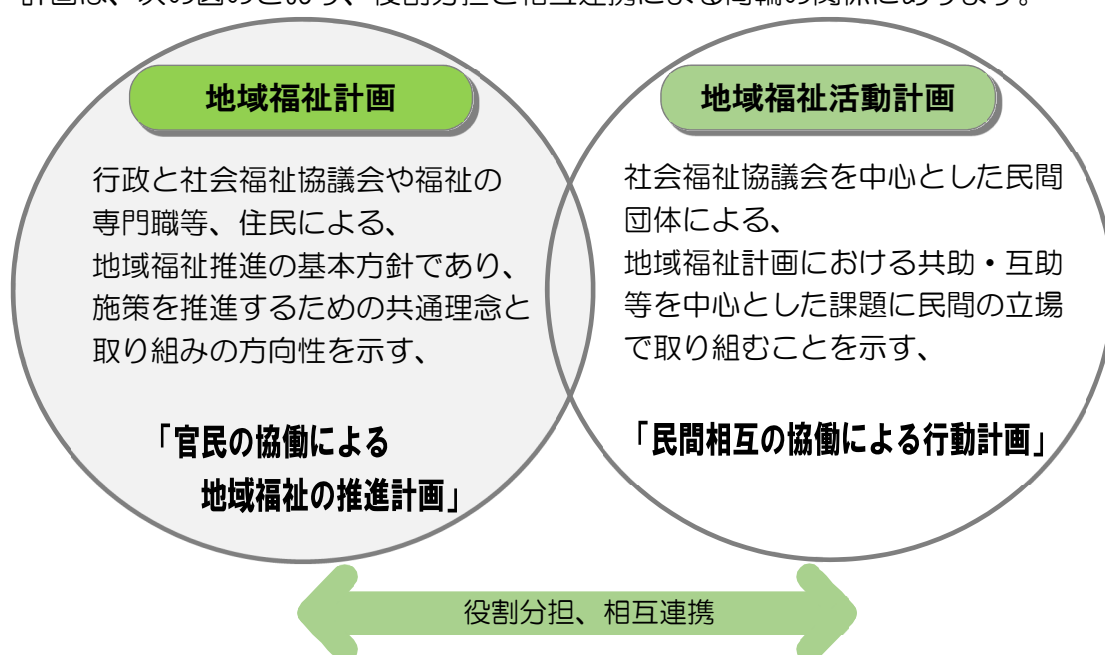
市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。

(3) 地域福祉活動計画との関連

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する、民間の行動計画です。

「市民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

これは、本計画の掲げる「共助・互助」を推進していくこととも密接に関係し、両計画は、次の図のとおり、役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。



【参考】 社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護※事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。

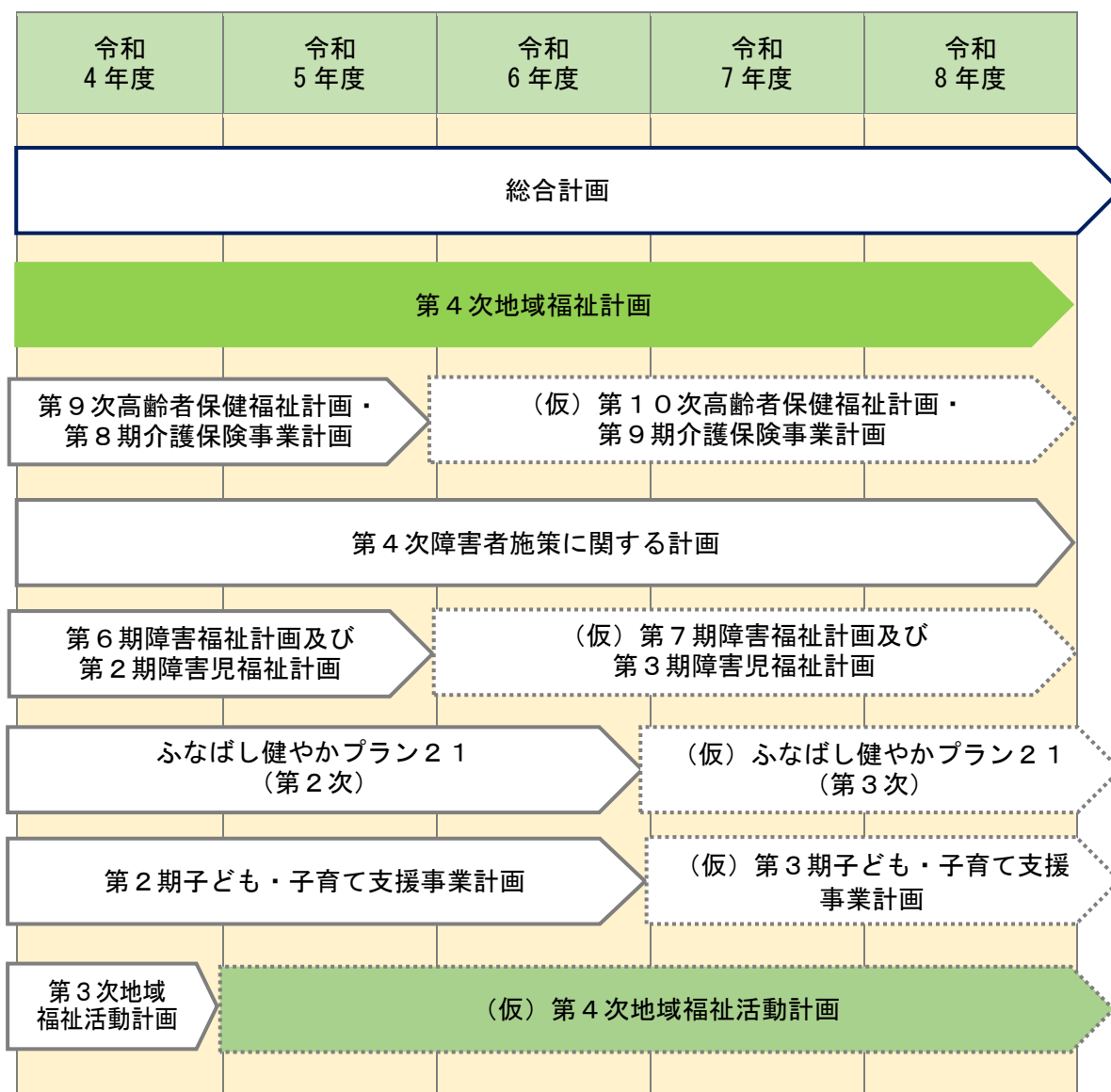
6 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

なお、前期の計画である第3次船橋市地域福祉計画においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画の期間を1年間延長し、平成27年度から令和3年度までとしました。

計画の期間



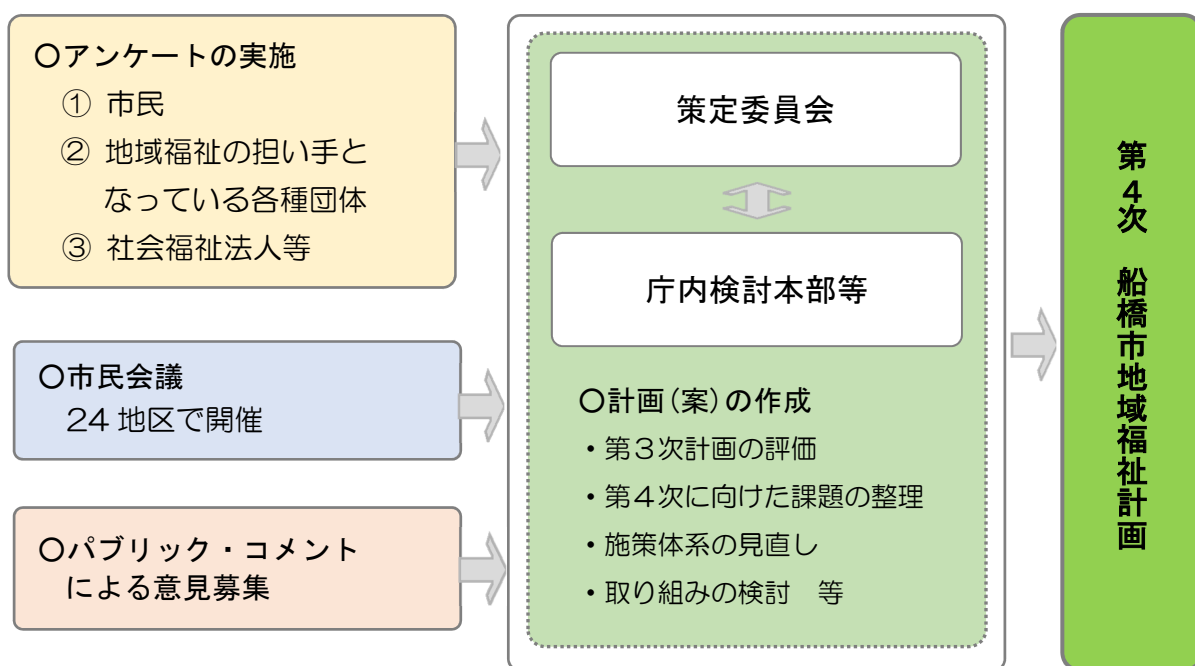
7 策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉関係当事者等の意見を反映するとともに、地域をとりまく環境や実情等を踏まえた計画とするために、関係団体や学識経験者及び市民等を委員として設置した「船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」において、計画の策定を行いました。

また、本計画の内容は、何らかの手助けを必要としている人々に関わる施策をはじめ、保健・医療・福祉、教育・学習、就労・雇用、交通・住宅・環境等のさまざまな分野にわたります。このため、関係部局が緊密な連携を図るため、庁内の会議体である「船橋市地域福祉計画検討本部・部会・ワーキンググループ」を設置しました。

さらに、計画策定への住民参加※を実現するために、総合計画をはじめ市のさまざまな計画の参考とすることを目的に開催した「24地区市民会議」において、ワークショップ※形式で現状の課題や意見の整理を行うとともに、市民や関係団体等の声を反映するため、アンケートを実施し、地域の実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とし、計画の素案については、パブリック・コメント※を実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

計画の策定体制



住民参加	行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
ワークショップ	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学習。
パブリック・コメント	市の重要な施策を策定するときに、その施策の案等を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行うこと。



第2章

船橋市における地域福祉の現状と課題



船橋市における地域福祉の現状と課題

1 第3次船橋市地域福祉計画の進捗

第1次船橋市地域福祉計画（平成17年度～平成21年度）では、急速な人口増加に伴い、隣人の顔すら知らない市民も少なくないという希薄な隣近所とのつきあいの現状を踏まえ、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、孤立化してしまっている市民相互のコミュニケーションを活性化していくための施策や人間関係を深めていくための仕組みづくりを目標に計画策定が行われました。

第2次船橋市地域福祉計画（平成22年度～平成26年度）では、さらに重点プロジェクトとして「災害時要援護者支援」と「相談窓口ワンストップ化」を設定し、第3次船橋市地域福祉計画では、あらたな取り組みとして「生活困窮者自立支援の取り組み」「地域包括ケアシステムの構築」「ボランティア充実のための検討」を設定する等、これまで地域福祉の推進を図ってきたところです。

さらに、地域福祉計画で提言されている公助項目を具現化するため、これに対応する個別事業の進捗状況について担当所管での自己評価等を行い、「地域福祉計画推進事業要覧※」を年度ごとに作成してきました。

また、共助項目については、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況を報告しています。

これまで進捗管理の仕組みとして、「地域福祉計画推進事業要覧」と船橋市社会福祉協議会からの報告を、「地域福祉計画推進委員会」に提出し、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び船橋市社会福祉協議会会長へ提言することで各年度取り組んできました。

地域福祉計画推進
事業要覧

船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、予算・決算額等を明らかにした要覧。

(1) 公助項目の進捗評価

平成30年度における「地域福祉計画」の公助項目の進捗評価は以下の通りとなっています。

上段は事業数、下段は割合

	A	B	C	新規	評価なし・ 廃止・完了	計
第4章事業数 (公助項目 40) 心をつなぐ地 域づくり	116 (84.7)	16 (11.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (3.6)	137 (41.6)
第5章事業数 (公助項目 46) 楽しく暮らせ る地域づくり	66 (86.8)	8 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.6)	76 (23.1)
第6章事業数 (公助項目 70) 安心して暮ら せる地域づくり	92 (79.3)	20 (17.2)	0 (0.0)	3 (2.6)	1 (0.9)	116 (35.3)
事業数計 (公助項目 156)	274 (83.3)	44 (13.4)	0 (0.0)	3 (0.9)	8 (2.4)	329 (100)

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

＝評価基準＝

完了：中項目を達成したため、事業を完了した。

A：中項目を順調に達成している、あるいは達成しつつあるため、このまま事業を継続する。

B：中項目を達成するためには、当該事業の改善・工夫が必要である。

C：中項目を達成するためには、当該事業の根本的な見直しが必要である。

新規：新規事業

－：評価なし

廃止：制度の変更、見直し等により廃止した。

大項目ごとにみると、「A」の比率は第5章“楽しく暮らせる地域づくり”が86.8%と最も高く、続いて第4章“心をつなぐ地域づくり”が84.7%となっています。第6章“安心して暮らせる地域づくり”は79.3%と80%を下回っており、他の項目に比べ改善・工夫が必要な事業が多くなっています。

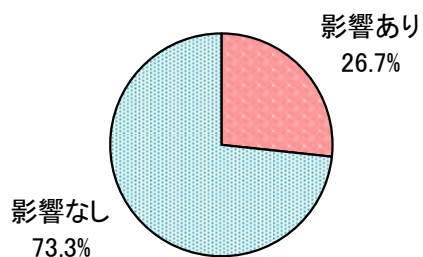
令和元年度における「地域福祉計画」の公助項目の進捗評価は以下の通りとなっています。

上段は事業数、下段は割合

	A	B	C	新規	評価なし・ 廃止・完了	計
第4章事業数 (公助項目 40) 心をつなぐ地 域づくり	111 (80.4)	22 (15.9)	0 (0.0)	2 (1.5)	3 (2.2)	138 (41.7)
第5章事業数 (公助項目 46) 楽しく暮らせ る地域づくり	66 (86.9)	7 (9.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.9)	76 (23.0)
第6章事業数 (公助項目 70) 安心して暮ら せる地域づくり	81 (69.2)	34 (29.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	1 (0.9)	117 (35.3)
事業数計 (公助項目 156)	258 (78.0)	63 (19.0)	0 (0.0)	3 (0.9)	7 (2.1)	331 (100)

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響の有無 令和元年度



大項目ごとにみると、「A」の比率は第5章“楽しく暮らせる地域づくり”が86.9%と最も高く、続いて第4章“心をつなぐ地域づくり”が80.4%となっています。

また、令和2年に入り世界中に感染拡大していった新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業の比率は26.7%となっており、地域福祉の推進にも影響を及ぼしています。

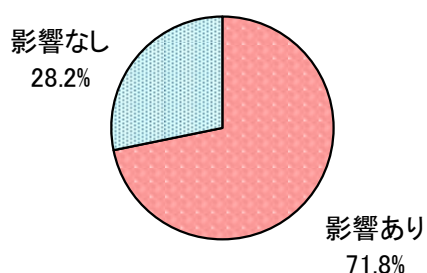
続いて、令和2年度における「地域福祉計画」の公助項目の進捗評価は以下の通りとなっています。

上段は事業数、下段は割合

	A	B	C	新規	評価なし・ 廃止・完了	計
第4章事業数 (公助項目 40) 心をつなぐ地域づくり	50 (36.3)	25 (18.1)	0 (0.0)	2 (1.4)	61 (44.2)	138 (41.7)
第5章事業数 (公助項目 46) 楽しく暮らせる地域づくり	48 (63.2)	10 (13.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (23.7)	76 (23.0)
第6章事業数 (公助項目 70) 安心して暮らせる地域づくり	67 (57.3)	36 (30.8)	0 (0.0)	1 (0.8)	13 (11.1)	117 (35.3)
事業数計 (公助項目 156)	165 (49.8)	71 (21.5)	0 (0.0)	3 (0.9)	92 (27.8)	331 (100)

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響の有無 令和2年度



大項目ごとにみると、「A」の比率は第5章“楽しく暮らせる地域づくり”が63.2%と最も高く、続いて第6章“安心して暮らせる地域づくり”が57.3%となっています。公助項目の中で、第4章“心をつなぐ地域づくり”は出会いの場や交流を促進する事業が中心で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止・縮小したものが多くあったため、「A」の比率が減少し、「評価なし」の事業が増加しました。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業の比率は71.8%となっており、多くの事業が縮小や中止等を余儀なくされ、令和2年度においては地域福祉の推進に更なる影響を及ぼしています。

(2) 船橋市地域福祉計画推進委員会からの意見

第3次地域福祉計画において、地域福祉関係団体や学識経験者等を委員とする「船橋市地域福祉計画推進委員会」を設置し、進捗管理を図ってきました。本計画の策定委員会へ第3次計画の振り返りや第4次計画への期待等を引継ぐため、提言をいただきました。

① 第3次船橋市地域福祉計画について、その記載内容や、これまでの船橋市地域福祉計画推進委員会の協議内容を踏まえ、振り返り、感想、評価できる点や更なる充実を期待する点等について

○ 生活困窮者自立支援制度について

- ・「制度の狭間※」に置かれてきた生活困窮者の自立を支援する「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」(制度の狭間にある人、さまざまな課題が複雑にからみ合いどこに相談したら良いのかわからない人等、対象を限らないワンストップの相談窓口)ができたことで、生活相談や就労支援等も充実し、自立の支援につながったケースも増えてきていることは評価したいと思います。

学習支援については、これからも充実させることを期待しております。

- ・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の機能と相談業務等の内容やPRが見えにくいので、地域に出向いて関係機関に説明等をしていただくとともに、アウトリーチ※機能の充実を図っていくことも期待します。

○ 地域包括ケアシステムの構築について

- ・生活支援コーディネーター※が24地区※に配置され、各地区とも地域との協力・連携が進みつつあることは評価します。

高齢者が安心して生活できるように、地区社会福祉協議会を中心に町会・自治会、民生委員・児童委員※との情報共有が更に進められる取り組みが求められるところです。

制度の狭間	既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報・支援を行うこと。
生活支援コーディネーター	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の人たちとともに抽出し、その課題解決に向けてサービスのマッチングを行う人のこと。市内全24地区の地区社会福祉協議会に配置している。
24地区	市内に設定している24の地区コミュニティのこと。24地区コミュニティの図表はP141参照。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている。

- ・地域包括ケアシステムの構築についての提言の中に生活支援コーディネーターについての意見がたくさん出されました。生活支援コーディネーターのスキルアップは必要不可欠ですが、生活支援体制づくりには、生活支援コーディネーターを中心に地域全体で課題を共有し対策を検討する「協議体※」による支援体制の構築が期待されます。

「たすけあいの会」も徐々に増加しています。ぜひ次年度も引き続き努力され、生活支援コーディネーター配置の目的が生かされ、生活支援体制の成果がますますあがりますように期待します。

- ・「地域包括ケアシステム」の推進に伴い、生活支援に関わる活動がますます重要となります。生活支援コーディネーターに関わる組織体制や支援体制等について、各地区で違いがあるように見受けられます。「地域福祉支援員※」の関わりや支援が必要不可欠かと思われますので、支援体制の充実を求めます。

○ ボランティアの充実について

- ・ボランティアも年々高齢化し、なかなか難しいと思いますが、住民一人ひとりそれぞれが地域に関わる者として、率先して地区社会福祉協議会や町会・自治会の行事に積極的に参加、活動することで人との関わりを増やし、楽しく過ごせるように繋げていく努力が求められています。ボランティアの枠をこえ、地域が一体となって支え合い、助け合えるまちづくりを期待します。
- ・ボランティアの充実というテーマについて、まだまだ進捗が不十分であると感じます。第3次計画の検証を行うとともに、次期計画にも引き継いでいくべきであると考えます。

○ その他

- ・船橋市社会福祉協議会の地域づくりの関係事業（安心登録カード※、ミニデイサービス※、ふれあい・いきいきサロン、地域福祉まつり、広報等）は、全地区ほぼ順調に進捗していると思います。今後は地域コーディネーター※と生活支援コーディネーターが協力し、地域の課題、問題を共有し社会的孤立を見逃さない地域福祉の推進を望みます。そして、ボランティアの確保のためにも、行政のより一層の理解と協力が不可欠と思われます。

協議体	地域の各種団体で構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる。
地域福祉支援員	行政の立場から主に、地域での家事援助等のボランティア活動の普及啓発・支援を行う。 (→P87 参照)
安心登録カード	日頃の見守り活動を通じて、緊急時や災害時の救援・支援につなげるため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害のある人等の情報を登録し、地域で共有するもの。
ミニデイサービス	デイサービス（通所介護）の利用には至らない、日中独居高齢者等を対象とした生きがいづくりの場。
地域コーディネーター	地域での課題やニーズを発見し、地域資源をつなぎ解決にあたる人。市内24地区社会福祉協議会の事務局員が担っている。

② 第4次船橋市地域福祉計画について、①の内容も踏まえ、期待するものや理念、盛り込む必要があると考える内容等について

○ 地域包括ケアシステムの構築について

- ・生活支援コーディネーターの在り方、組織としてどのように地域づくりや体制づくりを進めていくべきかが大切だと思います。生活支援コーディネーター各個人としては、自己研鑽も行い努力をしていますが、その生活支援コーディネーターを取り巻く環境の整備や支援体制の充実が必要です。したがって、次期計画においては、それらの方向性を見出していくことが期待されます。
- ・地域福祉課をはじめ、生活支援体制づくりの制度に関係する各課の職員は、現場の活動（主に生活支援コーディネーターの現状）について、地域に出向いて現状と課題を十分把握し、具体的支援体制の構築に向けて努力されることを期待します。

○ ボランティアの充実について

- ・地域共生社会を創っていくボランティア活動を実施している人たちが生きがいを持って活動でき、疲弊して離れていかないような社会経済活動の基盤づくりが重要なことだと思います。
- ・地域力がいろいろな分野で求められていますが、その反面それを担う人材の確保が難しいのも現実です。原因としては、担い手の高齢化や固定化、また若い世代は共働きや子育て等に忙しく地域への関心が薄い等、多々あるようにも思えます。市や市社会福祉協議会ではさまざまな施策を検討しているようですが、若い人たちを含め参加しやすい環境づくりの検討が求められています。

○ 子供・子育て支援について

- ・子供に関わる相談が増えてきております。未来に繋げるためにも、子育てしやすい地域になるように、子育て支援に関する取り組みも更に期待されるところです。

○ 大規模災害時における連携・支援体制について

- ・大規模災害の発生時の地域と各関係機関との連絡体制づくりを強化していくべきだと思います。地域コミュニティと災害ボランティアセンター※との連携方法や、避難行動要支援者※支援事業と安心登録カード事業の連携方法等、平時からの見守り体制も含めた体制整備が求められるところです。

○ 計画の構成等について

- ・互助・共助項目以上に、「公助」の部分をわかりやすく目標立てていただきたいと思います。
- ・可能であれば、行政区別に課題を明示していただきたいと思います。全体の計画は必要であるものの、船橋は各地域で特徴があり、その意識で計画を策定したほうが、課題に対する取り組み面で変わってくると思います。これは地域福祉活動計画との連携も意識したものになります。

○ その他

- ・「寄附の文化※」を持って社会福祉活動に理解とご協力をお願いしたいと思います。
- ・体操や予防教室等で培った元気高齢者の地域活動への参加の推進や活用を促す手法を計画の中へ入れ込んでいただきたいと思います。とにかく高齢者は元気です。
- ・精神障害（うつ病等）、自殺対策、外国人就労等、働き方改革※にリンクする部分があるので、そのような観点からも、共生社会※の充実と支援策、環境整備の在り方を次期の計画の中で検討していくことが大切だと思います。
- ・国が示している方向性にもあるとおり、地域共生社会の実現のため、地域包括ケアの考え方を他の分野にも広げていく必要があると思います。

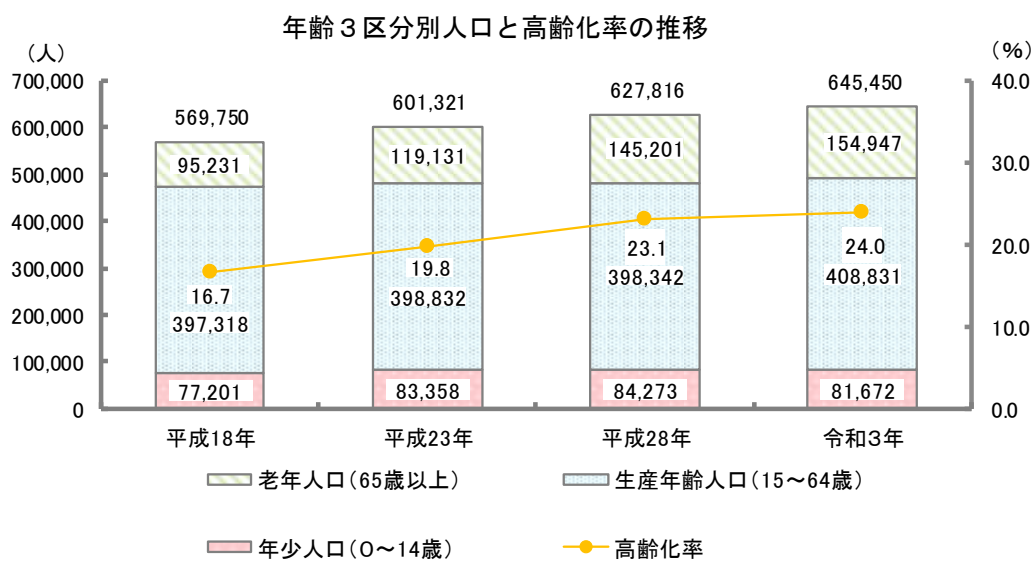
災害ボランティアセンター	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。
避難行動要支援者	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人。
寄附の文化	金銭や財産等を公共事業、公益・福祉・宗教施設等へ無償で提供する文化のこと。
働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
共生社会	さまざまな状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

2 船橋市の現状

(1) 人口・世帯状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率※の推移

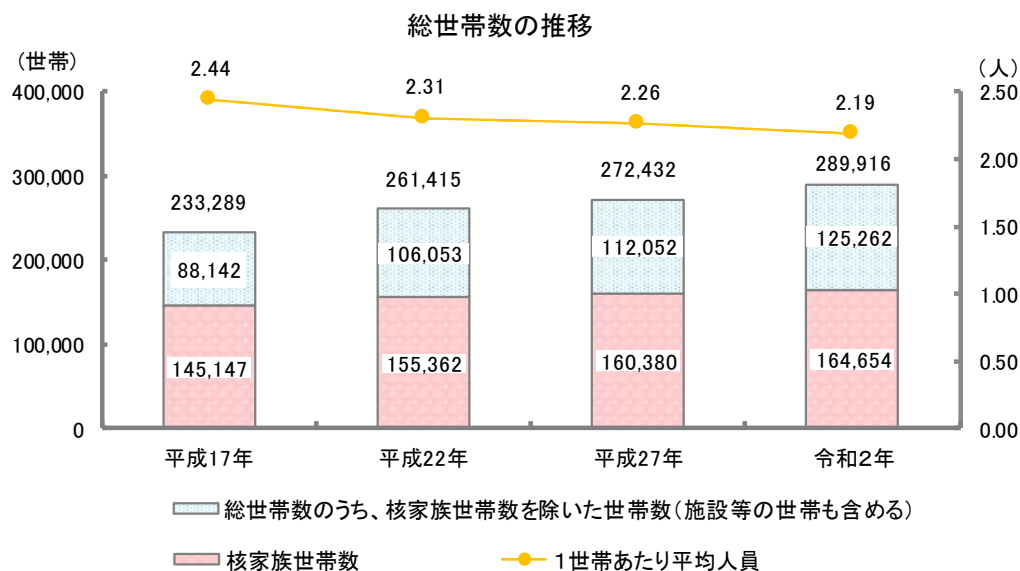
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、令和3年で645,450人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、特に老年人口（65歳以上）の増加割合は大きく、令和3年の高齢化率は24.0%となっています。



高齢化率 65歳以上の人口が総人口に占める割合。

② 総世帯数の推移

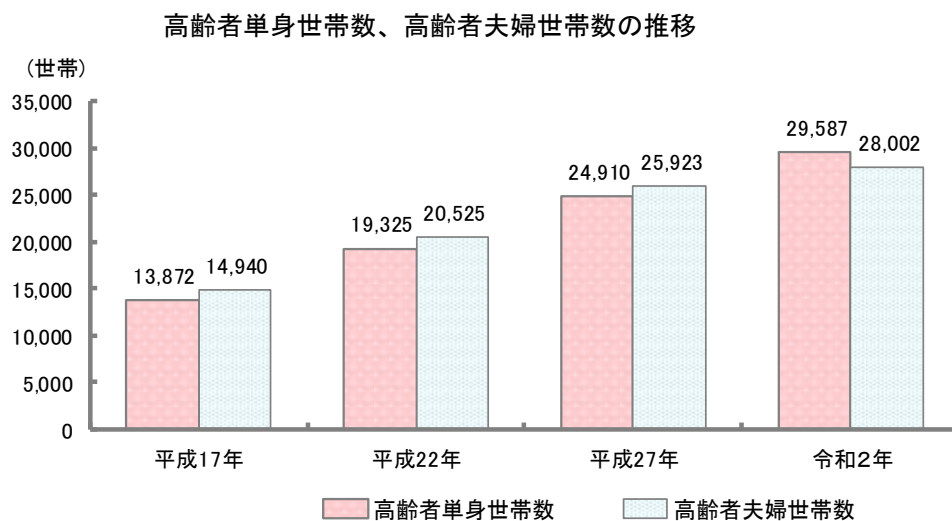
総世帯数は年々増加しており、令和2年で289,916世帯となっています。一方、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、令和2年で2.19人となっています。



(2) 高齢者の状況

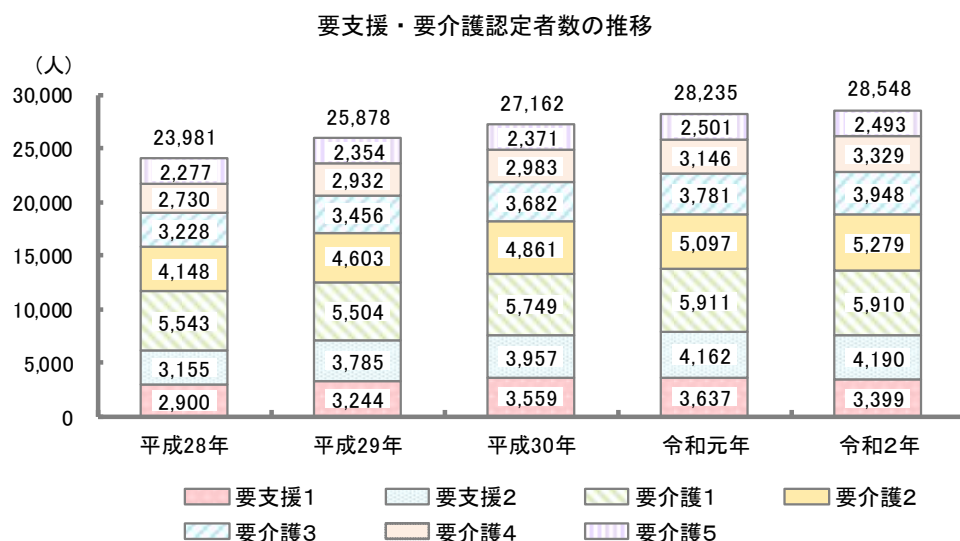
① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、令和2年は約2.1倍の29,587世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成17年と比較して、令和2年は約1.9倍の28,002世帯となっています。



② 要支援・要介護認定者数の推移

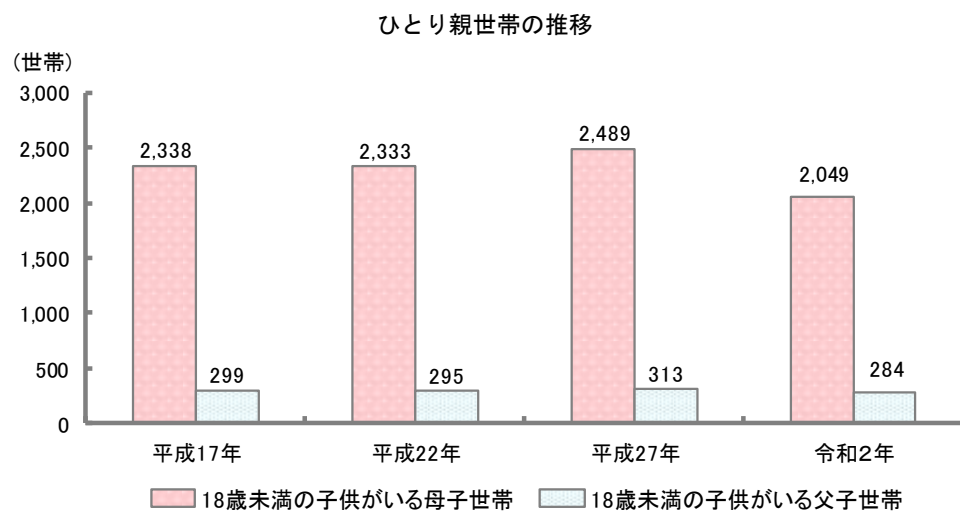
要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、平成28年と比較して、令和2年は約1.2倍の28,548人となっています。要介護度別に増加割合をみると、平成28年に比べ、要支援2が特に増加しており、約1.3倍となっています。



資料：介護保険事業報告（各年9月末日現在）

（3）ひとり親家庭の状況

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成17年と比較して、令和2年は約0.9倍の2,049世帯と減少しています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も、平成17年と比較して、令和2年は約0.9倍の284世帯と減少しています。

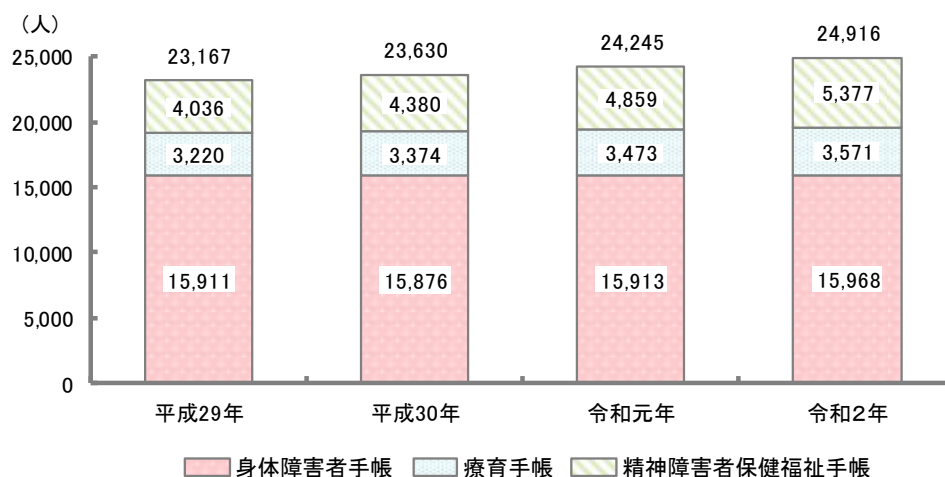


資料：国勢調査

(4) 障害のある人の状況

手帳所持者数を平成29年と令和2年で比較すると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいの15,968人、療育手帳所持者数は約1.1倍で3,571人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約1.3倍で5,377人となっています。

障害者手帳所持者数の推移

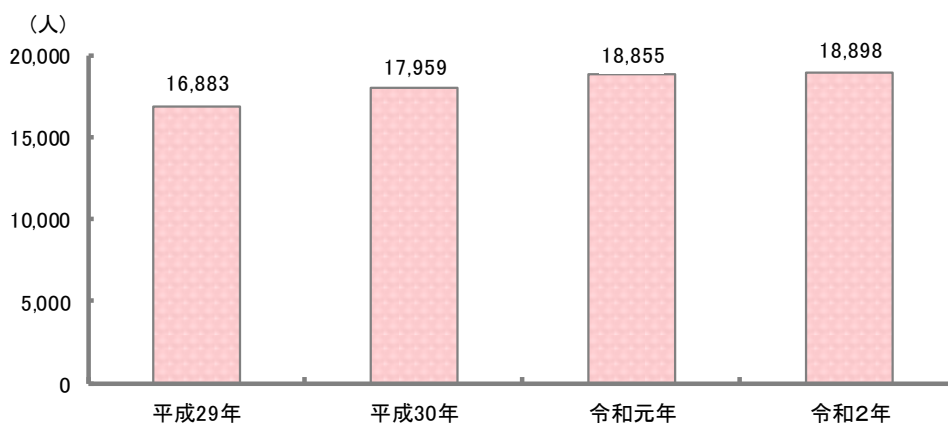


資料：船橋市統計書（各年3月31日現在）

(5) 外国人住民の状況

外国人住民は増加傾向にあり、令和2年で18,898人となっています。

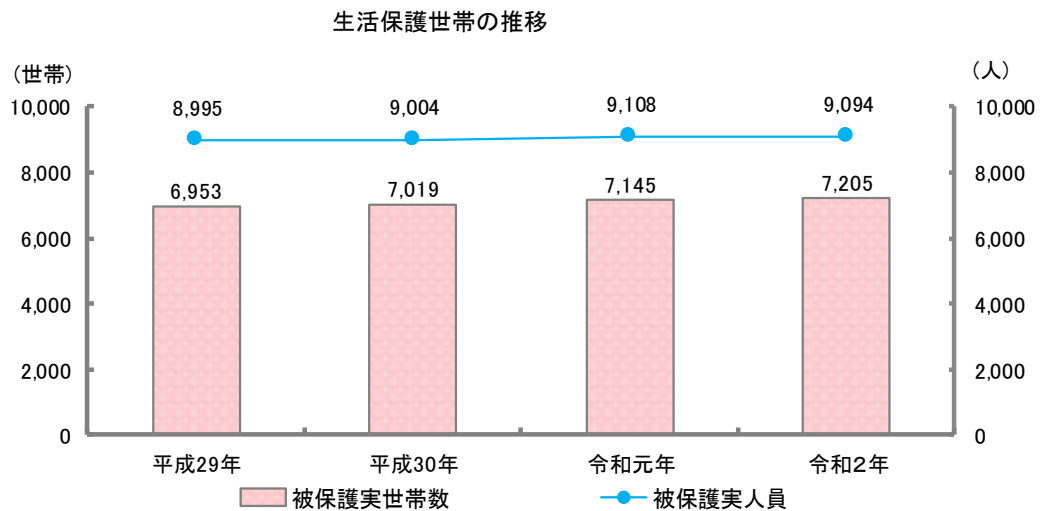
外国人住民の推移



資料：船橋市統計書（各年12月31日現在）

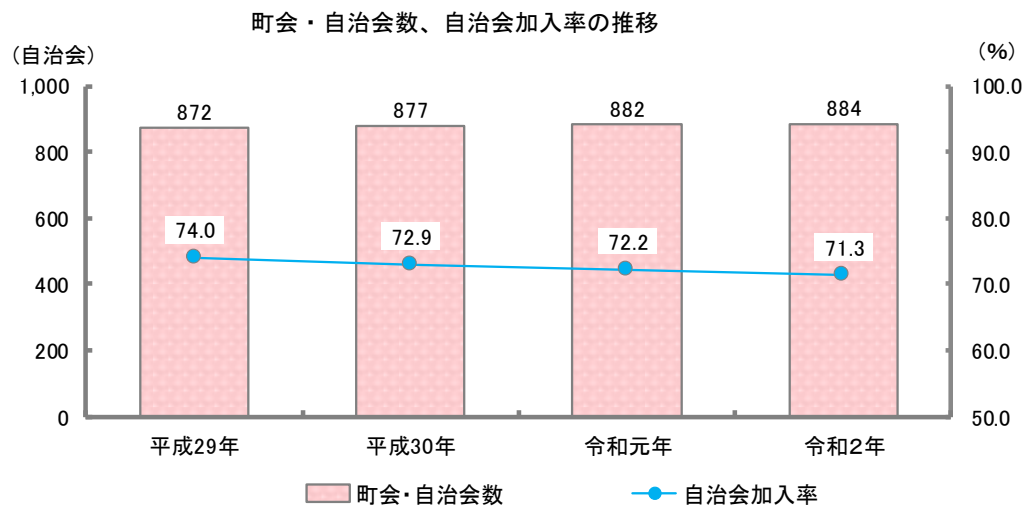
(6) 生活保護の状況

被保護実世帯数は増加傾向にあり、令和2年で7,205世帯となっています。一方、被保護実人員は令和元年まで増加傾向となっていたものの、令和元年から令和2年にかけてわずかに減少しており、令和2年で9,094人となっています。



(7) 町会・自治会の状況

町会・自治会数は若干増加傾向にあり、令和2年で884自治会となっています。一方、自治会加入率は低下傾向にあり、令和2年で71.3%となっています。

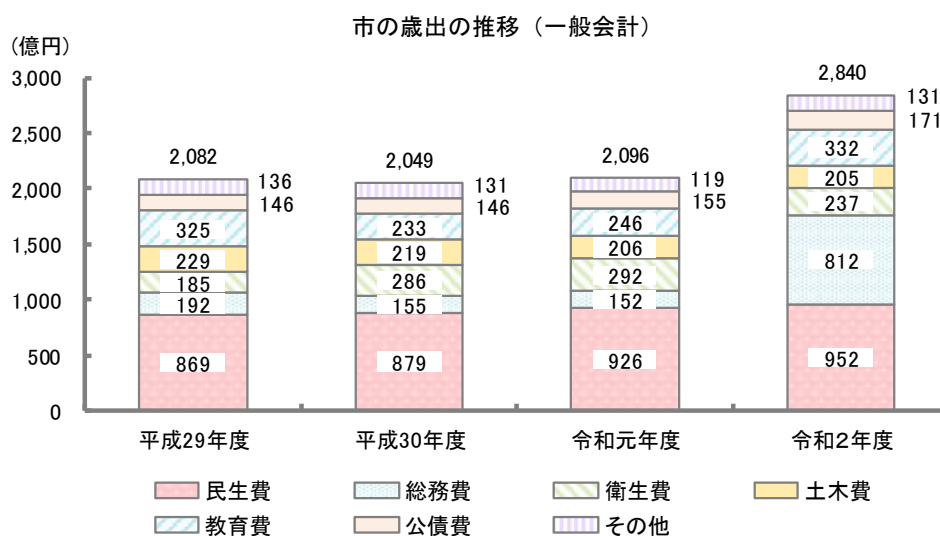


(8) 市の財政状況

市の歳出（一般会計）について見てみると、平成30年度以降は増加傾向となっており、令和2年度は2,840億円となりました。

その中でも、福祉関係に係る民生費は毎年増加しており、令和2年度の歳出は952億円で、その割合は令和2年度の全歳出の内の33.5%となっています。

市の財政は少子高齢化の進行により、働く世代の減少による市税収入減や社会保障経費のさらなる増加など厳しい状況が見込まれます。市では平成31年3月に「行財政改革推進プラン」を策定し、令和元・2年度の集中取組期間で、類似・重複している事業や、社会情勢に変化が生じている事業等の見直し等を実施しました。



資料：船橋市統計書

注：集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります。

3 アンケート調査等から見える現状

(1) 市民調査・団体調査の概要

① 調査の目的

「第4次船橋市地域福祉計画」の策定にあたり、市民や地域福祉の担い手の地域福祉に関する意識や、地域活動の実態や課題を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施

② 調査対象

市民調査：船橋市在住の18歳以上の市民から無作為抽出

団体調査：地域福祉の担い手となっている各種団体

(町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、市民活動団体、たすけあいの会、PTA、スクールガード等)

③ 調査期間

市民調査：令和元年10月1日から令和元年10月31日

団体調査：令和元年10月30日から令和元年11月15日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
市民調査	3,000 通	1,444 通	48.1%
団体調査	486 通	344 通	70.8%

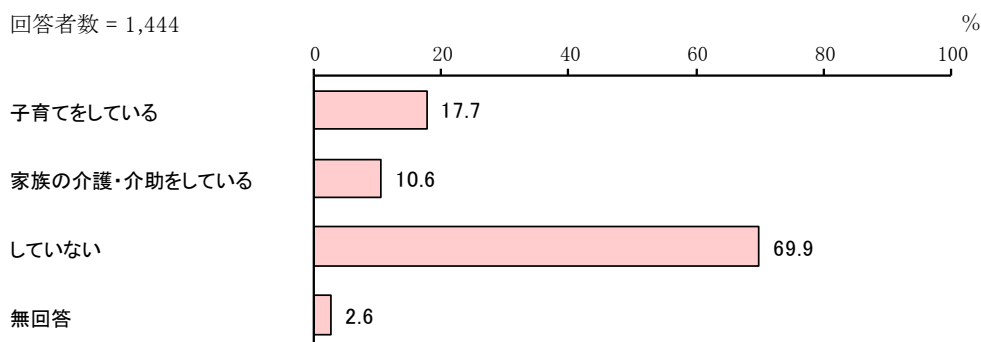
⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。

(2) 市民調査結果

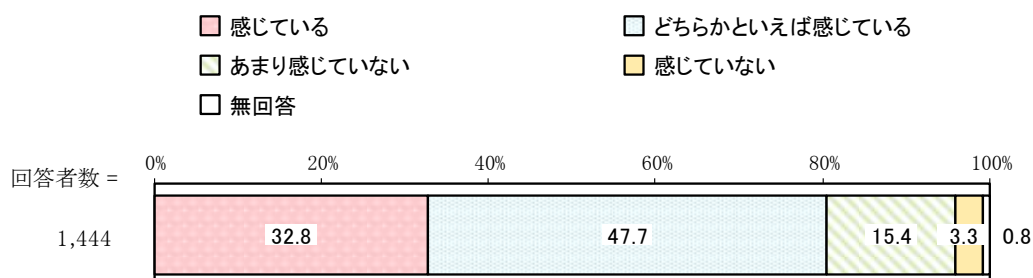
① 子育てや介護・介助をしている割合（複数回答可）

「していない」の割合が 69.9%と最も高く、次いで小学生以下の子を「子育てをしている」の割合が 17.7%、同居・別居を問わず「家族の介護・介助をしている」の割合が 10.6%となっています。



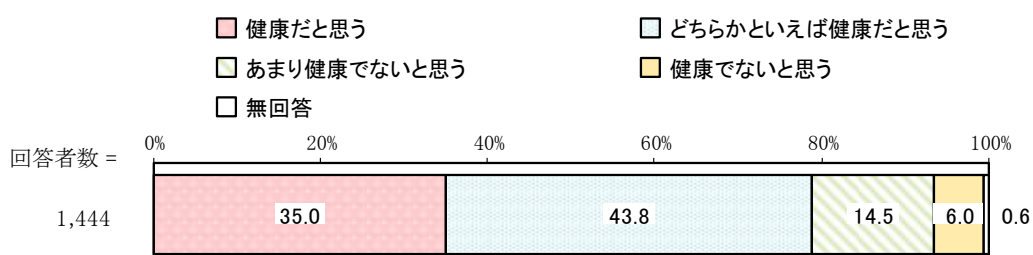
② 生きがいの感じ方

「感じている」と「どちらかといえば感じている」をあわせた“感じている”の割合が80.5%、「あまり感じていない」と「感じていない」をあわせた“感じていない”の割合が18.7%となっています。



③ 健康の感じ方

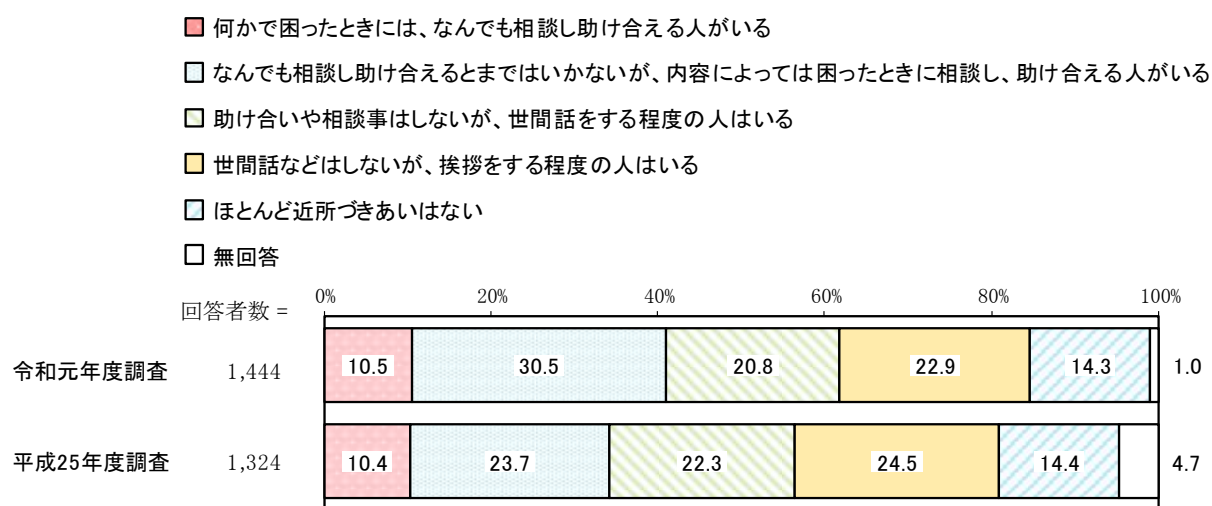
「健康だと思う」と「どちらかといえば健康だと思う」をあわせた“健康だと思う”の割合が 78.8%、「あまり健康でないと思う」と「健康でないと思う」をあわせた“健康でないと思う”の割合が 20.5%となっています。



④ 隣近所とのつきあい方

「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がある」の割合が30.5%と最も高く、次いで「世間話等はないが、挨拶をする程度の人がある」の割合が22.9%、「助け合いや相談事はないが、世間話をする程度の人がある」の割合が20.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がある」の割合が増加しています。

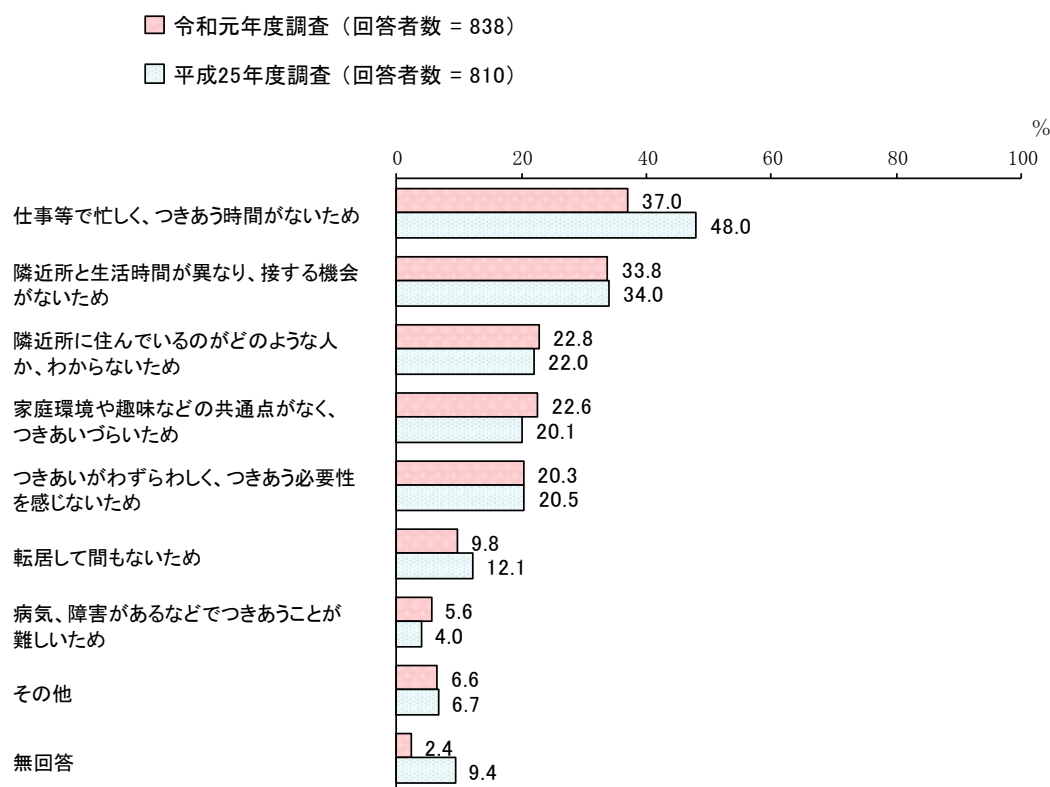


⑤ 【隣近所とのつきあい方で「助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいる」「世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいる」「ほとんど近所づきあいはない」のいずれかにお答えの方】

近所づきあいがない理由（複数回答可）

「仕事等で忙しく、つきあう時間がないため」の割合が37.0%と最も高く、次いで「隣近所と生活時間が異なり、接する機会がないため」の割合が33.8%、「隣近所に住んでいるのがどのような人か、わからないため」の割合が22.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕事等で忙しく、つきあう時間がないため」の割合が減少しています。



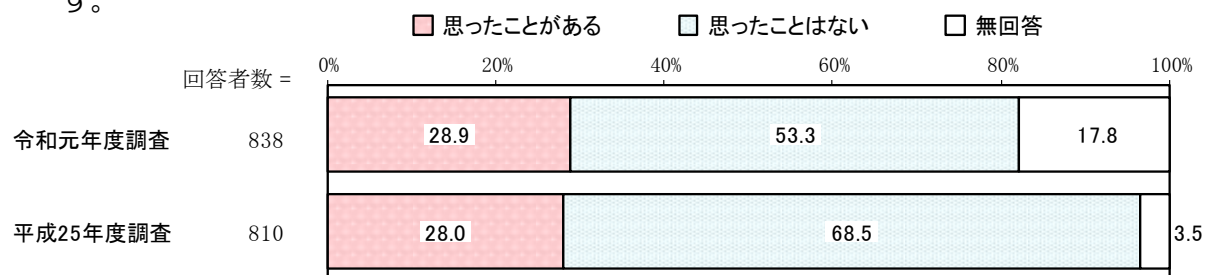
⑥ 【隣近所とのつきあい方で「助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいる」「世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいる」「ほとんど近所づきあいはない」のいずれかにお答えの方】

困ったときに隣近所に助け合える人がいればよかったと感じる経験

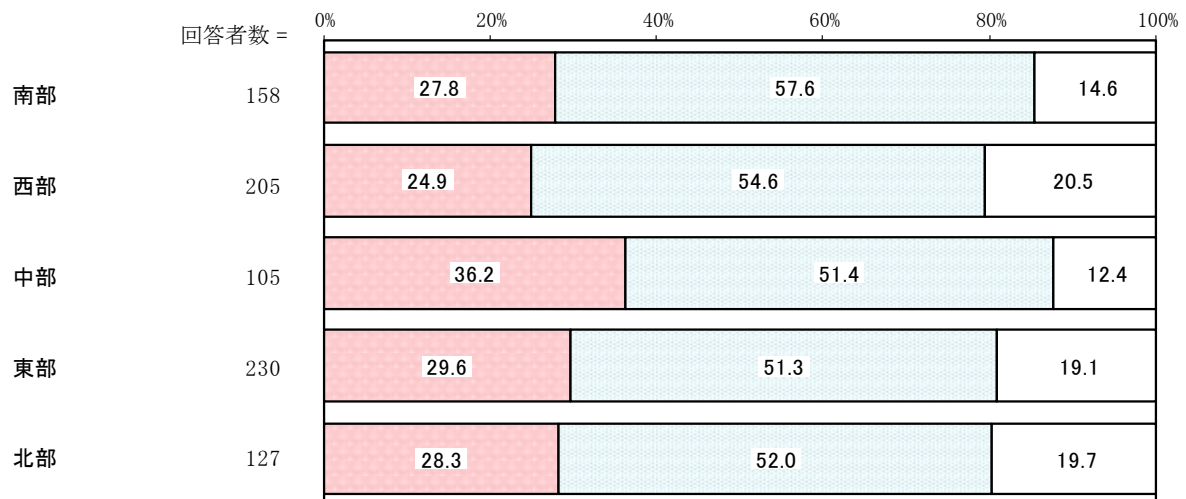
「思ったことがある」の割合が28.9%、「思ったことはない」の割合が53.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「思ったことはない」の割合が減少しています。

地区別でみると、他に比べ、中部で「思ったことがある」の割合が高くなっています。

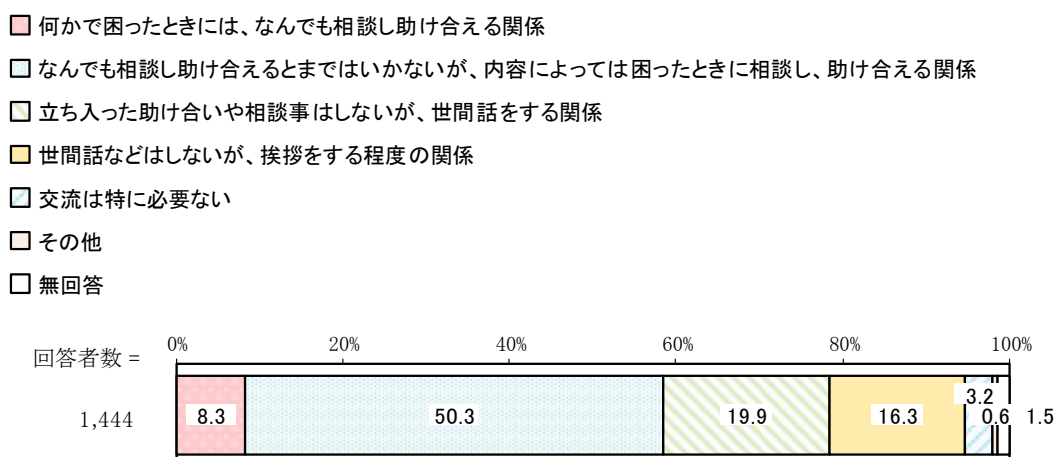


【地区別】



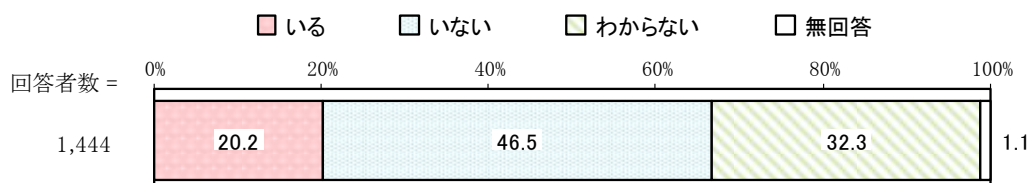
⑦ 隣近所との理想のつきあい方

「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える関係」の割合が 50.3%と最も高く、次いで「立ち入った助け合いや相談事はしないが、世間話をする関係」の割合が 19.9%、「世間話等はないが、挨拶をする程度」の関係」の割合が 16.3%となっています。



⑧ 隣近所の気にかかる人の有無

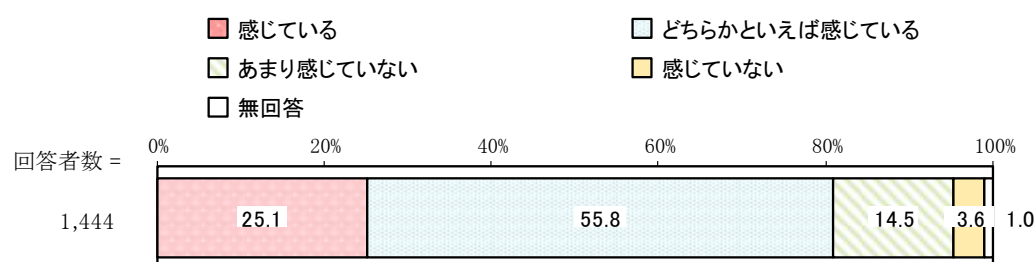
「いない」の割合が46.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が32.3%、「いる」の割合が20.2%となっています。



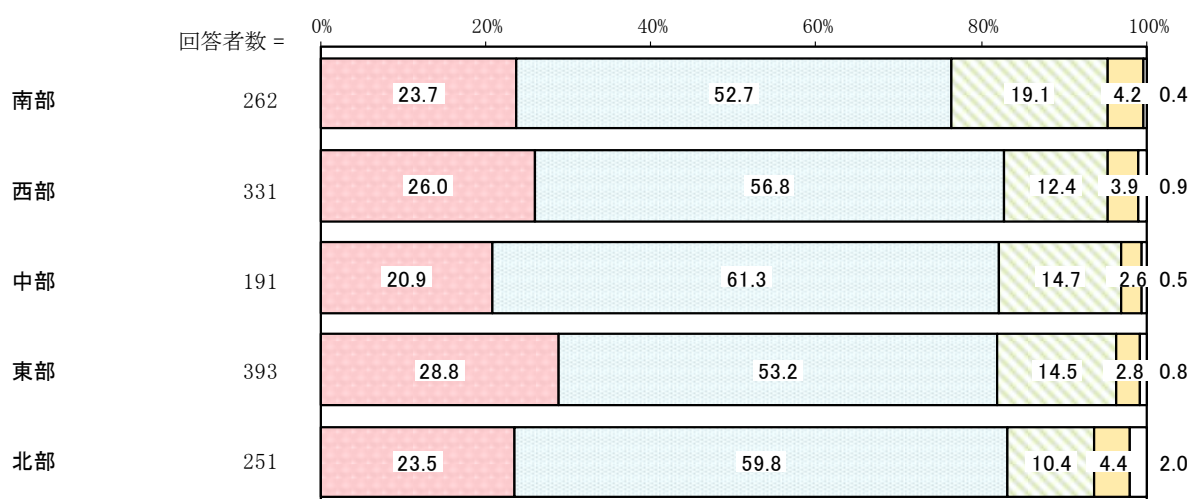
⑨ 地域の中で安心して生活できているという感じ方

「感じている」と「どちらかといえば感じている」をあわせた“感じている”の割合が80.9%、「あまり感じていない」と「感じていない」をあわせた“感じていない”の割合が18.1%となっています。

地区別でみると、他に比べ、南部で“感じていない”の割合が高くなっています。



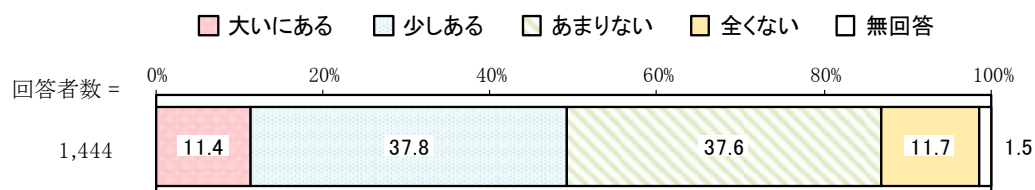
【地区別】



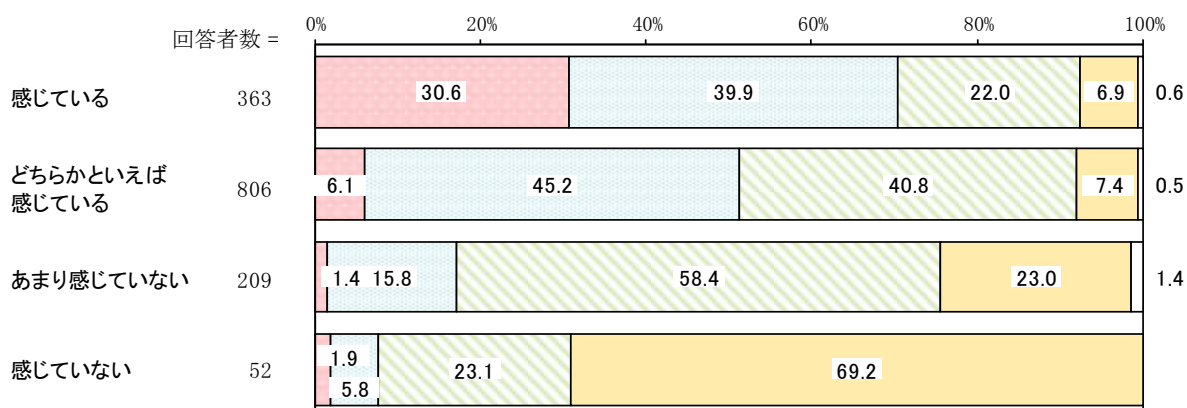
⑩ 地域の人との関わりにより支えられていると感じることの有無

「大いにある」と「少しある」をあわせた“ある”の割合が49.2%、「あまりない」と「全くない」をあわせた“ない”の割合が49.3%となっています。

地域での安心感別でみると、他に比べ、安心感を感じている人ほど“ある”の割合が高くなっています。

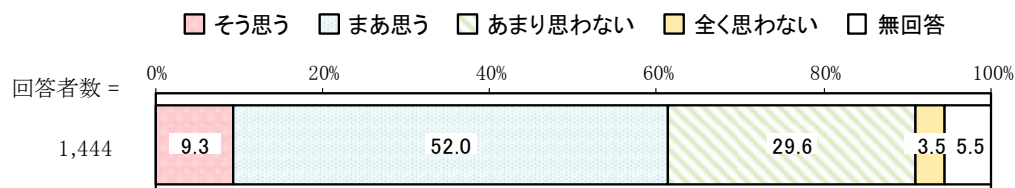


【地域での安心感別】



⑪ 住んでいる地域が、支援が必要な方（高齢者、障害のある人、子育てをしている人）にとって安心して生活できる環境であるという感じ方

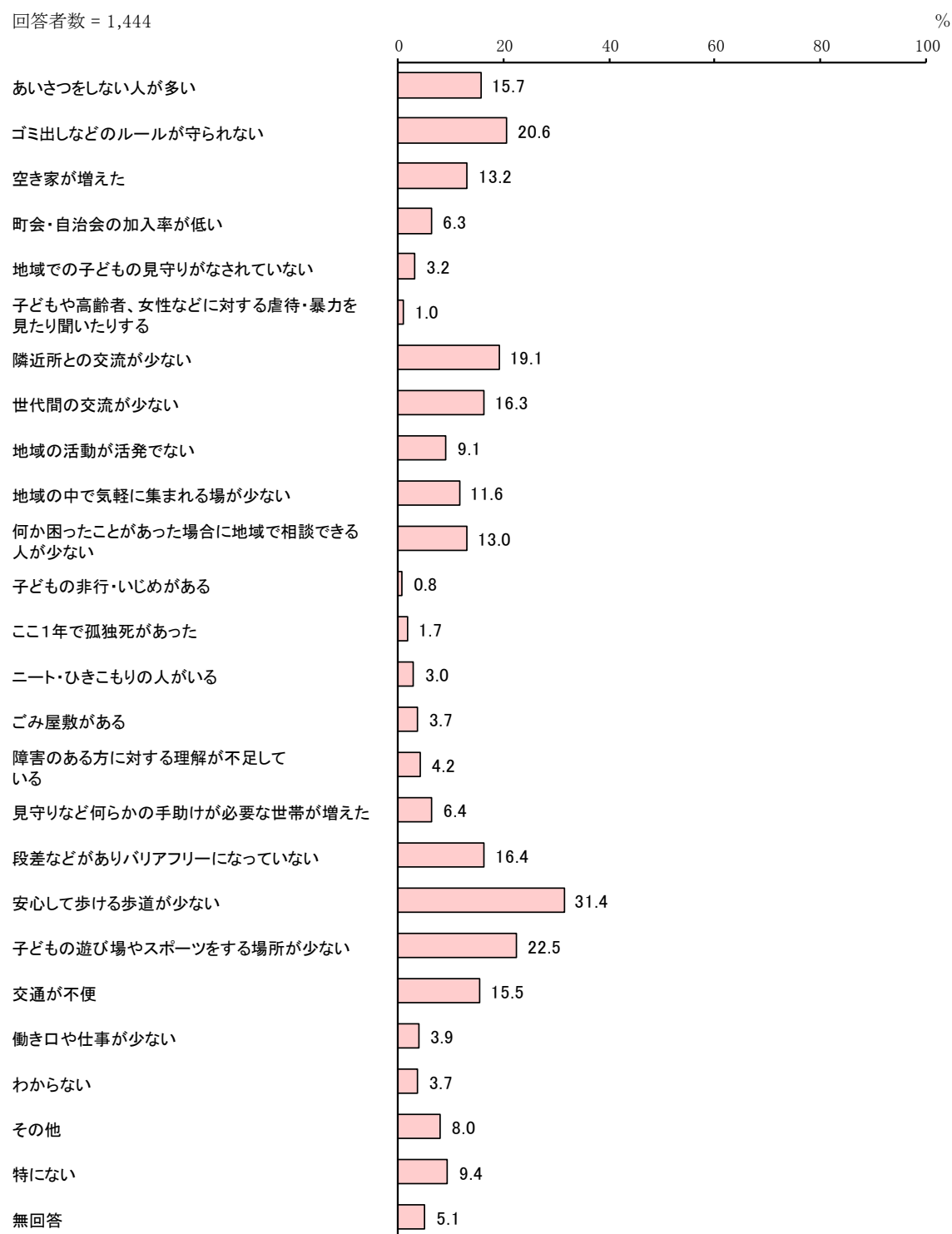
「そう思う」と「まあ思う」をあわせた“思う”の割合が61.3%、「あまり思わない」と「全く思わない」をあわせた“思わない”の割合が33.1%となっています。



⑫ 住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うもの（複数回答可）

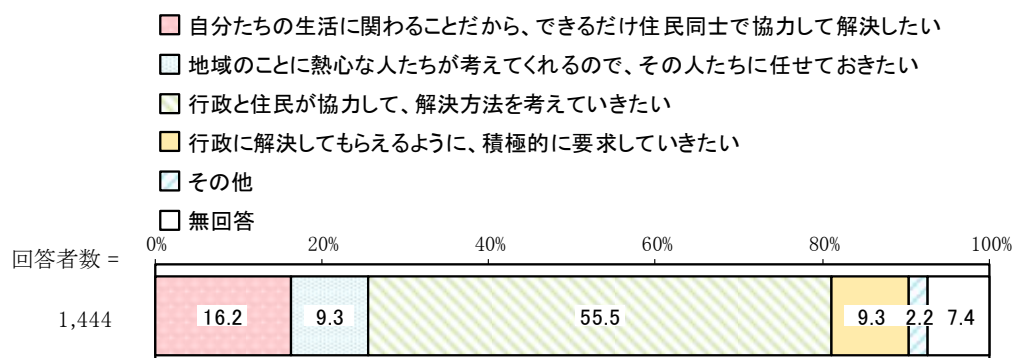
「安心して歩ける歩道が少ない」の割合が31.4%と最も高く、次いで「子供の遊び場やスポーツをする場所が少ない」の割合が22.5%、「ゴミ出し等のルールが守られない」の割合が20.6%となっています。

回答者数 = 1,444



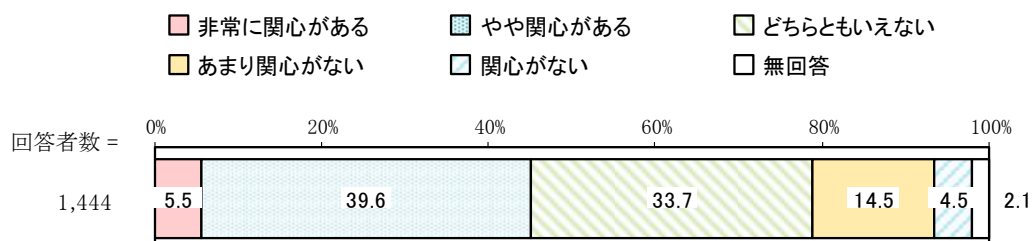
⑬ 地域の中で起こる問題に対する解決方法

「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」の割合が55.5%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の割合が16.2%となっています。



⑭ 地域での支えあいや助け合いへの関心

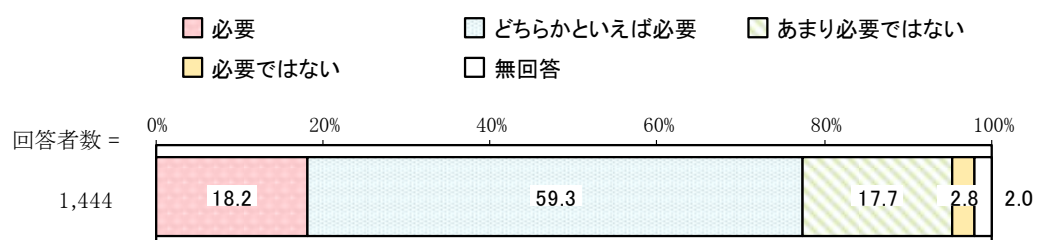
「非常に関心がある」と「やや関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が45.1%、「どちらともいえない」の割合が33.7%、「あまり関心がない」と「関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が19.0%となっています。



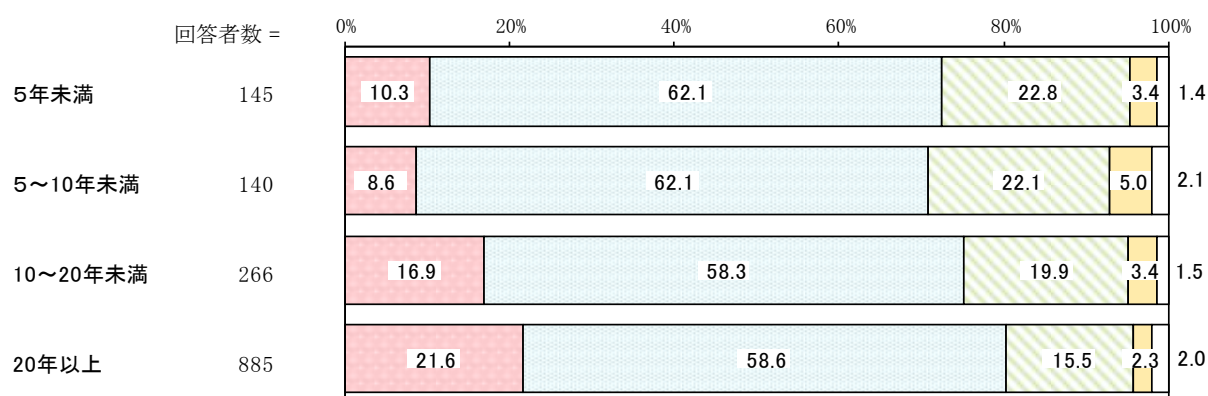
⑮ 身近な地域での助け合い活動の必要性

「必要」と「どちらかといえば必要」をあわせた“必要”の割合が77.5%、「あまり必要ではない」と「必要ではない」をあわせた“必要ではない”の割合が20.5%となっています。

居住年数別でみると、居住年数が長くなるにつれて、“必要”の割合が高くなる傾向にありますが、すべての居住年数で7割を超えています。



【居住年数別】



※この調査における「助け合い活動」とは、日常生活のちょっとした困りごとや、困っている人の生活を支援するための家事援助等のことをいいます。

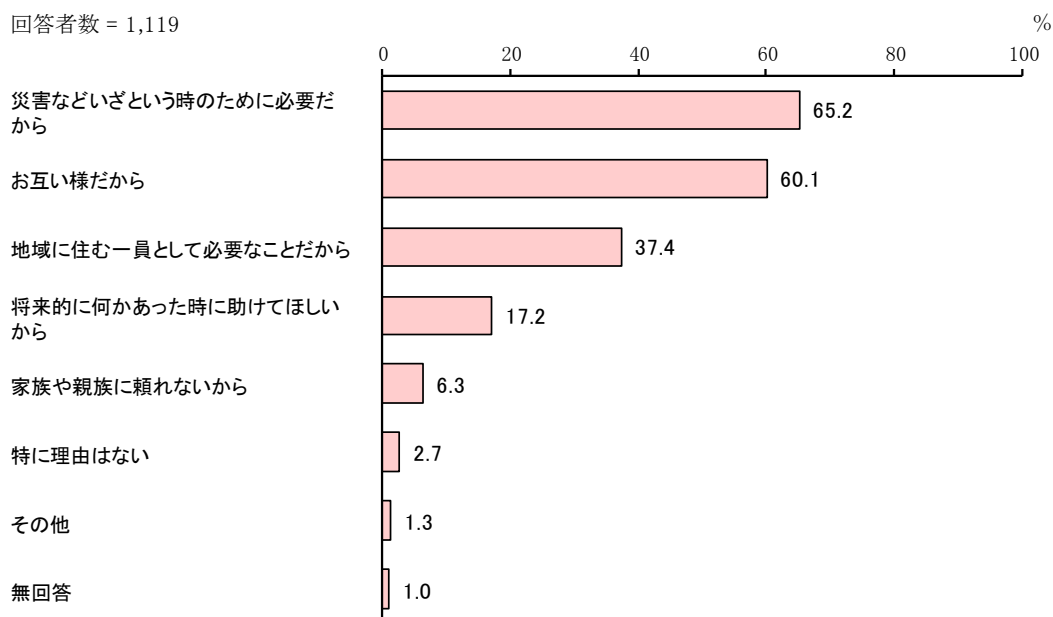
例えば、掃除やゴミ出し、通院の付き添い、庭木の枝切り等です。

⑩ 【身近な地域での助け合い活動の必要性で「必要」「どちらかといえば必要」のいずれかにお答えの方】

身近な地域での助け合い活動が必要な理由（複数回答可）

「災害等いざという時のために必要だから」の割合が65.2%と最も高く、次いで「お互い様だから」の割合が60.1%、「地域に住む一員として必要なことだから」の割合が37.4%となっています。

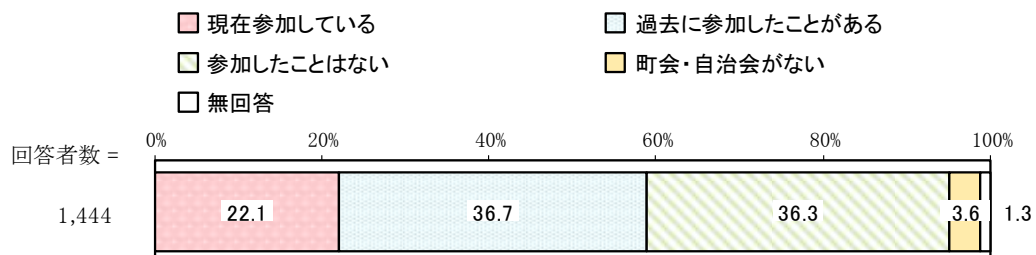
回答者数 = 1,119



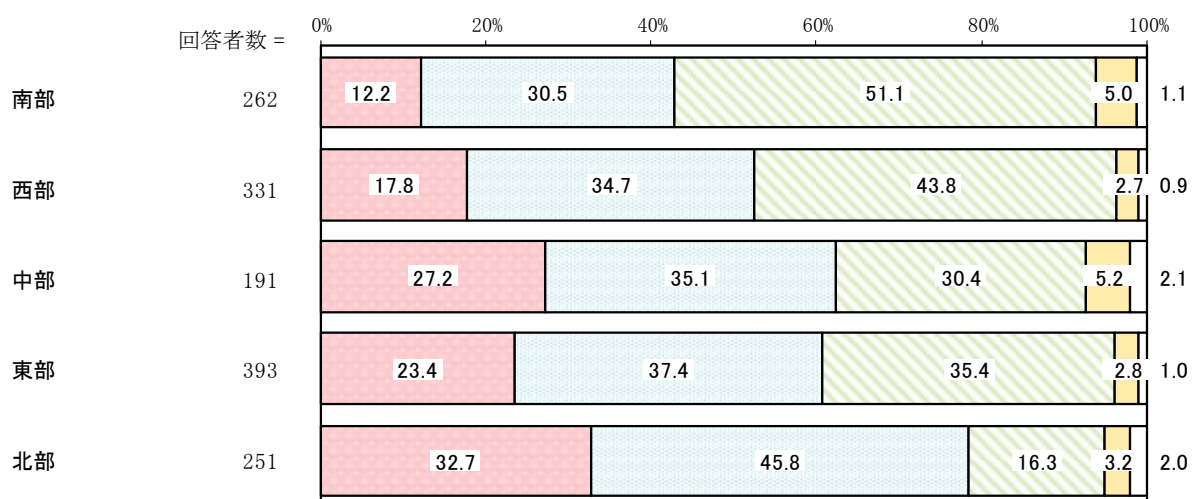
⑪ 町会・自治会の活動への参加状況

「過去に参加したことがある」の割合が36.7%と最も高く、次いで「参加したことはない」の割合が36.3%、「現在参加している」の割合が22.1%となっています。

地区別でみると、他に比べ、北部で「現在参加している」「過去に参加したことがある」の割合が高くなっています。また、南部で「参加したことはない」の割合が高くなっています。



【地区別】



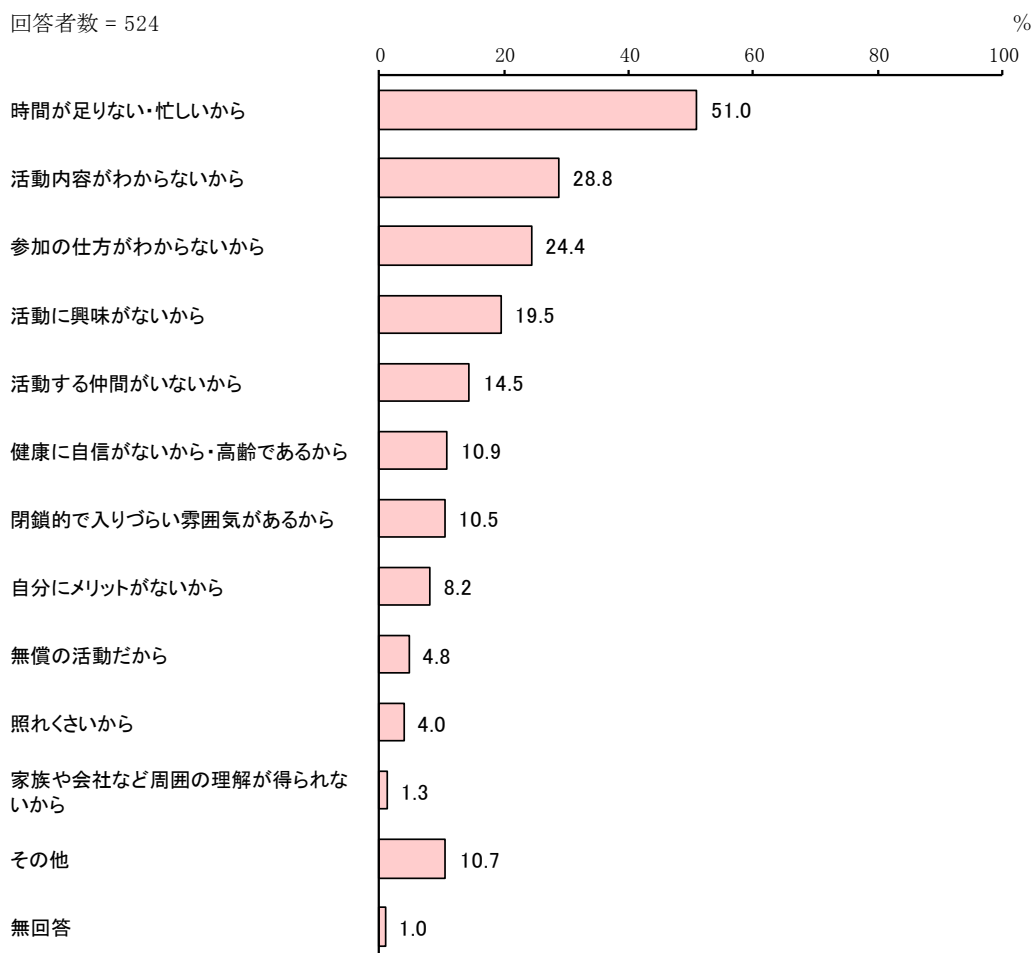
⑱ 【町会・自治会の活動への参加状況で「参加したことはない」にお答えの方】

町会・自治会の活動に参加したことがない理由（複数回答可）

「時間が足りない・忙しいから」の割合が51.0%と最も高く、次いで「活動内容がわからないから」の割合が28.8%、「参加の仕方がわからないから」の割合が24.4%となっています。

地区別でみると、他に比べ、南部、西部、東部で「参加の仕方がわからないから」の割合が高くなっています。

回答者数 = 524



【地区別】

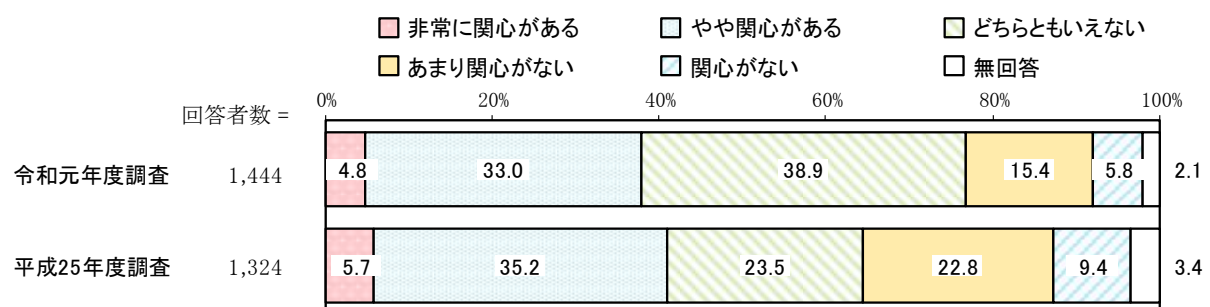
単位：％

区分	回答者数 (件)	忙しいから 時間が足りない・	活動に興味がないから	活動内容がわからないから	家族や会社等周囲の 理解が得られないから	活動する仲間がいないから	閉鎖的で入りづらい 雰囲気があるから	照れくさいから	高齢であるから 健康に自信がないから・	自分にメリットがないから	参加の仕方がわからないから	無償の活動だから	その他	無回答
南部	134	50.0	18.7	28.4	1.5	13.4	11.9	3.7	10.4	7.5	27.6	4.5	11.2	0.7
西部	145	47.6	22.1	29.0	1.4	15.9	11.0	5.5	11.0	7.6	26.9	4.8	8.3	0.7
中部	58	50.0	25.9	25.9	—	13.8	10.3	3.4	5.2	6.9	15.5	5.2	12.1	—
東部	139	59.0	16.5	32.4	0.7	13.7	11.5	3.6	13.7	7.9	24.5	4.3	10.8	0.7
北部	41	41.5	17.1	22.0	4.9	14.6	2.4	2.4	7.3	17.1	17.1	4.9	17.1	4.9

⑬ ボランティアや市民活動への関心度

「非常に関心がある」と「やや関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が37.8%、「どちらともいえない」の割合が38.9%、「あまり関心がない」と「関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が21.2%となっています。

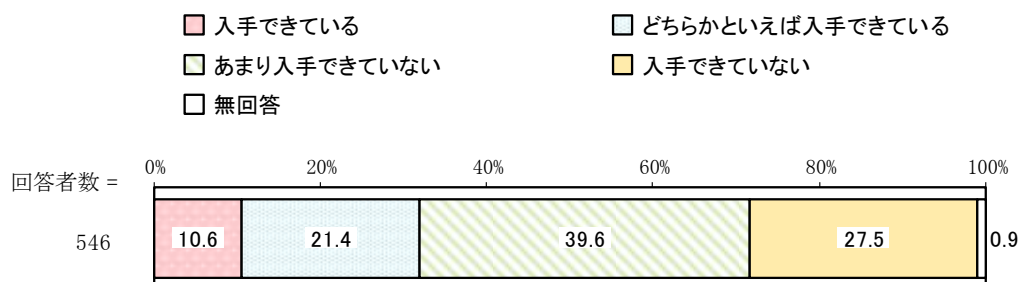
平成25年度調査と比較すると、「どちらともいえない」の割合が増加し、“関心がない”の割合が減少しています。



②⑩ 【ボランティアや市民活動への関心度で「非常に関心がある」「やや関心がある」のいずれかにお答えの方】

ボランティアや市民活動の情報の入手状況

「入手できている」と「どちらかといえば入手できている」をあわせた“入手できている”の割合が32.0%、「あまり入手できていない」と「入手できていない」をあわせた“入手できていない”の割合が67.1%となっています。

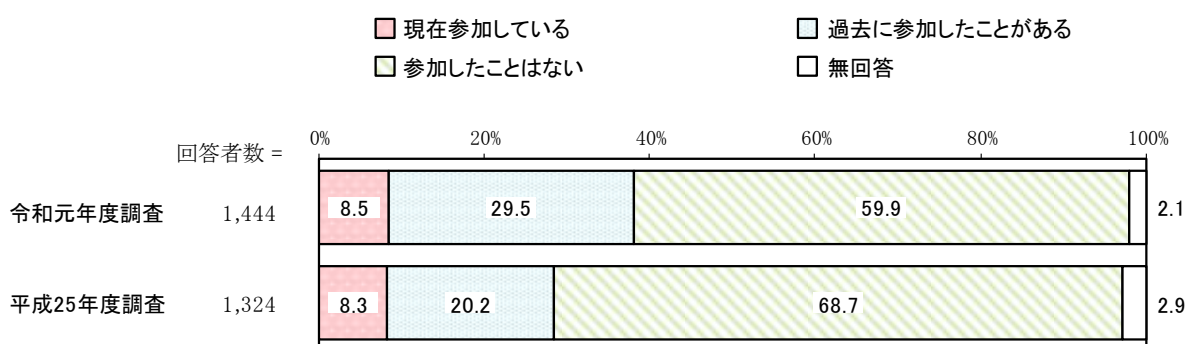


②⑪ ボランティア、市民活動への参加状況

「参加したことはない」の割合が59.9%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」の割合が29.5%となっています。

過去の調査と比較すると、平成25年度調査から「過去に参加したことがある」の割合が増加傾向にあり、「参加したことはない」の割合が減少傾向にあります。

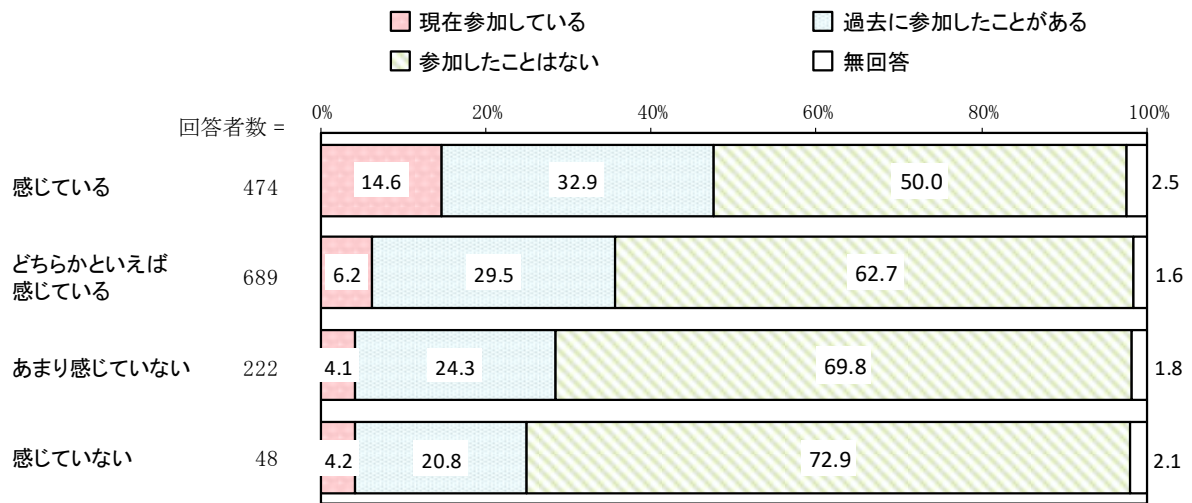
生きがいの有無別でみると、生きがいを感じている人ほど「現在参加している」「過去に参加したことがある」の割合が高くなっています。



※この調査における「ボランティア・市民活動」とは、仕事、学業とは別に地域や社会のため、営利を目的とせず、時間や労力、知識や技能等を提供する活動をいいます。

例えば、ゴミゼロ運動や防犯パトロール、PTA等、地域の美化・清掃、防犯、子供の健全育成、健康・福祉の増進等を目的とした活動で、町会・自治会において活動するものも含まれます。

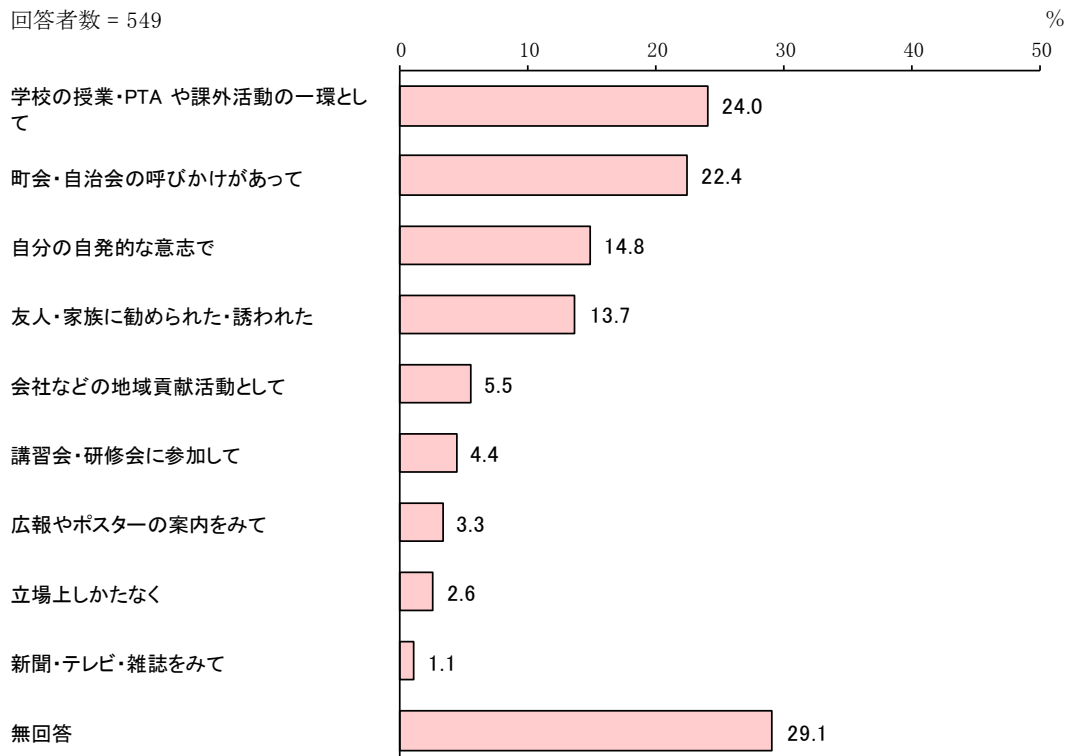
【生きがいの有無別】



② 【ボランティア、市民活動への参加状況で「現在参加している」「過去に参加したことがある」のいずれかにお答えの方】

ボランティアや市民活動に参加した「きっかけ」（2つまで回答可）

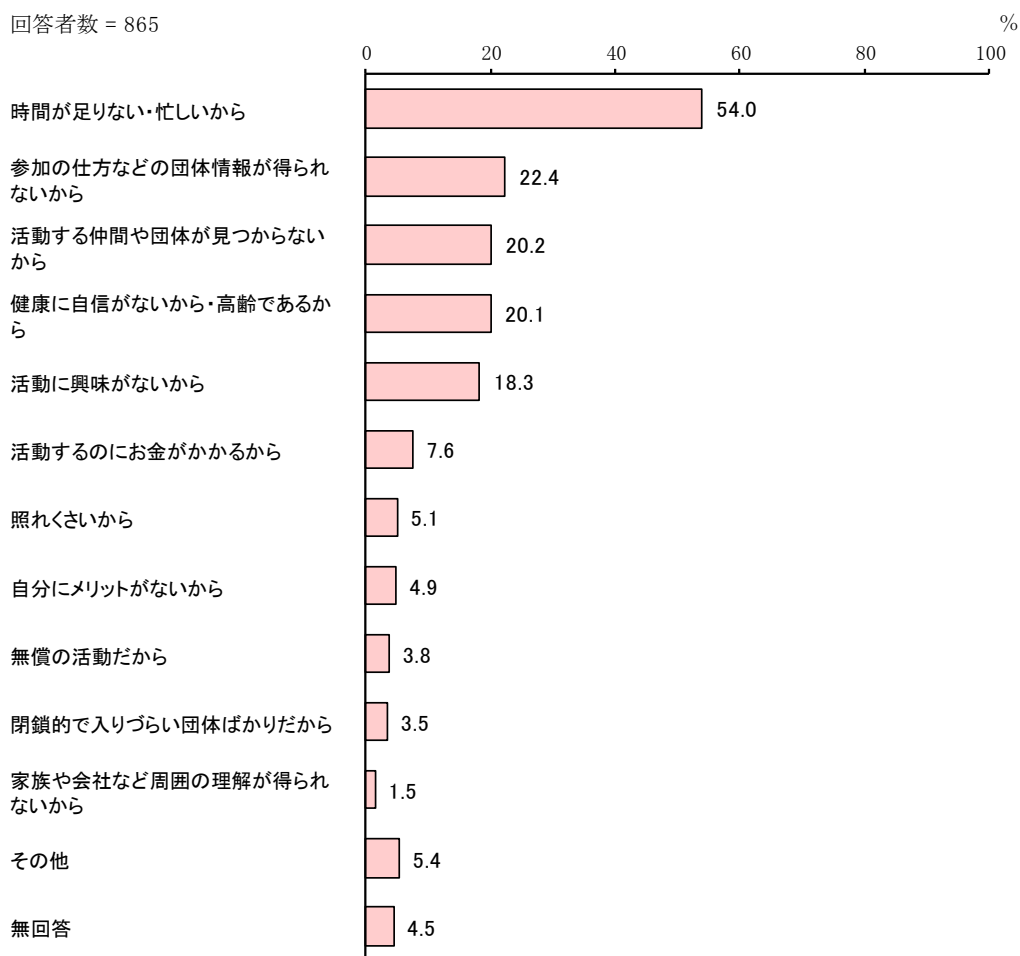
「学校の授業・PTAや課外活動の一環として」の割合が24.0%と最も高く、次いで「町会・自治会の呼びかけがあって」の割合が22.4%、「自分の自発的な意志で」の割合が14.8%となっています。



②③ 【ボランティア、市民活動への参加状況で「参加したことはない」にお答えの方】

ボランティアや市民活動に参加したことがない理由（複数回答可）

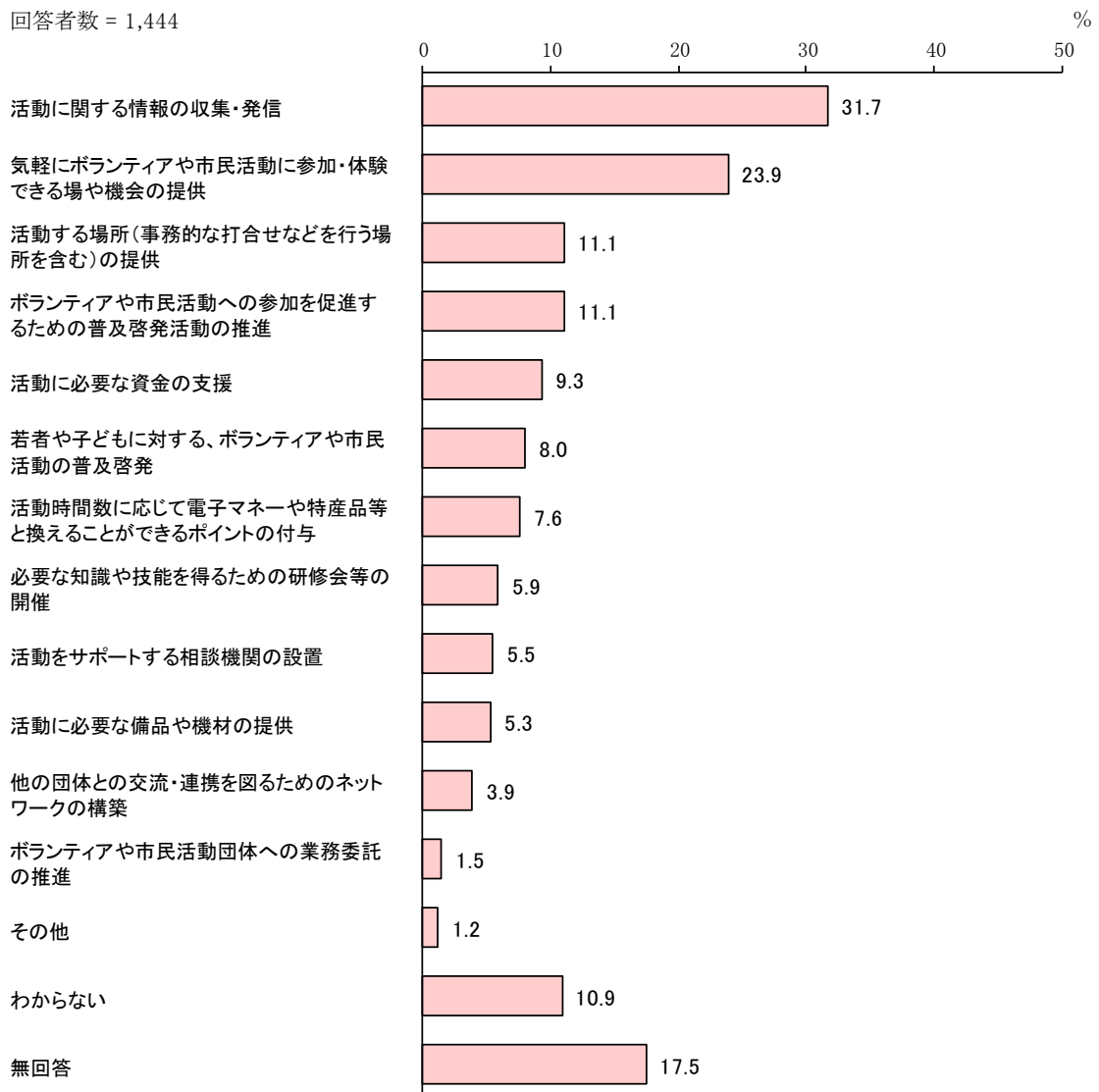
「時間が足りない・忙しいから」の割合が54.0%と最も高く、次いで「参加の仕方等の団体情報が得られないから」の割合が22.4%、「活動する仲間や団体が見つからないから」の割合が20.2%となっています。



②④ ボランティアや市民活動をさらに活性化していくために望ましい施策
(2つまで回答可)

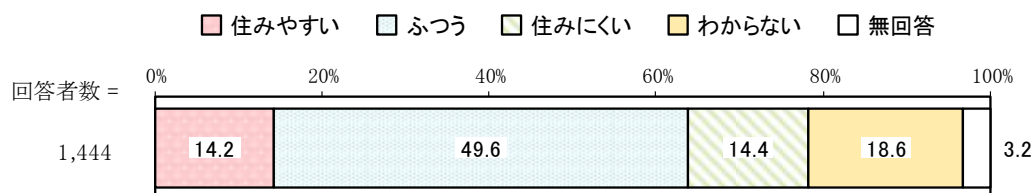
「活動に関する情報の収集・発信」の割合が31.7%と最も高く、次いで「気軽にボランティアや市民活動に参加・体験できる場や機会の提供」の割合が23.9%、「活動する場所(事務的な打合せ等を行う場所を含む)の提供」「ボランティアや市民活動への参加を促進するための普及啓発活動の推進」の割合が11.1%となっています。

回答者数 = 1,444



②⑤ 高齢者・障害のある人・子供にとっての市の住みやすさ

「ふつう」の割合が49.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.6%、「住みにくい」の割合が14.4%となっています。



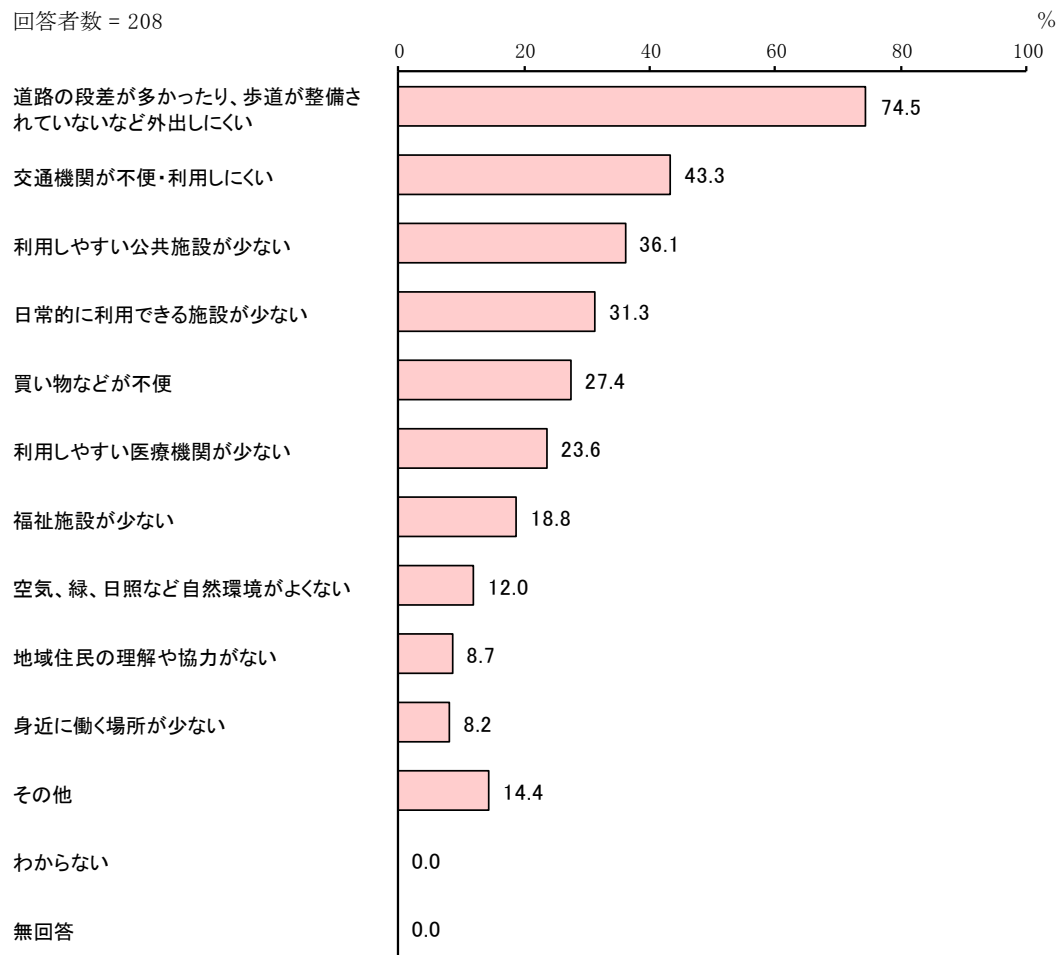
②⑥ 【高齢者・障害のある人・子供にとっての市の住みやすさで「住みにくい」にお答えの方】

住みにくいと思う理由（複数回答可）

「道路の段差が多かったり、歩道が整備されていない等外出しにくい」の割合が74.5%と最も高く、次いで「交通機関が不便・利用しにくい」の割合が43.3%、「利用しやすい公共施設が少ない」の割合が36.1%となっています。

地区別でみると、他に比べ、西部、中部、東部で「道路の段差が多かったり、歩道が整備されていない等外出しにくい」の割合が、中部、北部で「交通機関が不便・利用しにくい」の割合が高くなっています。

回答者数 = 208



【地区別】

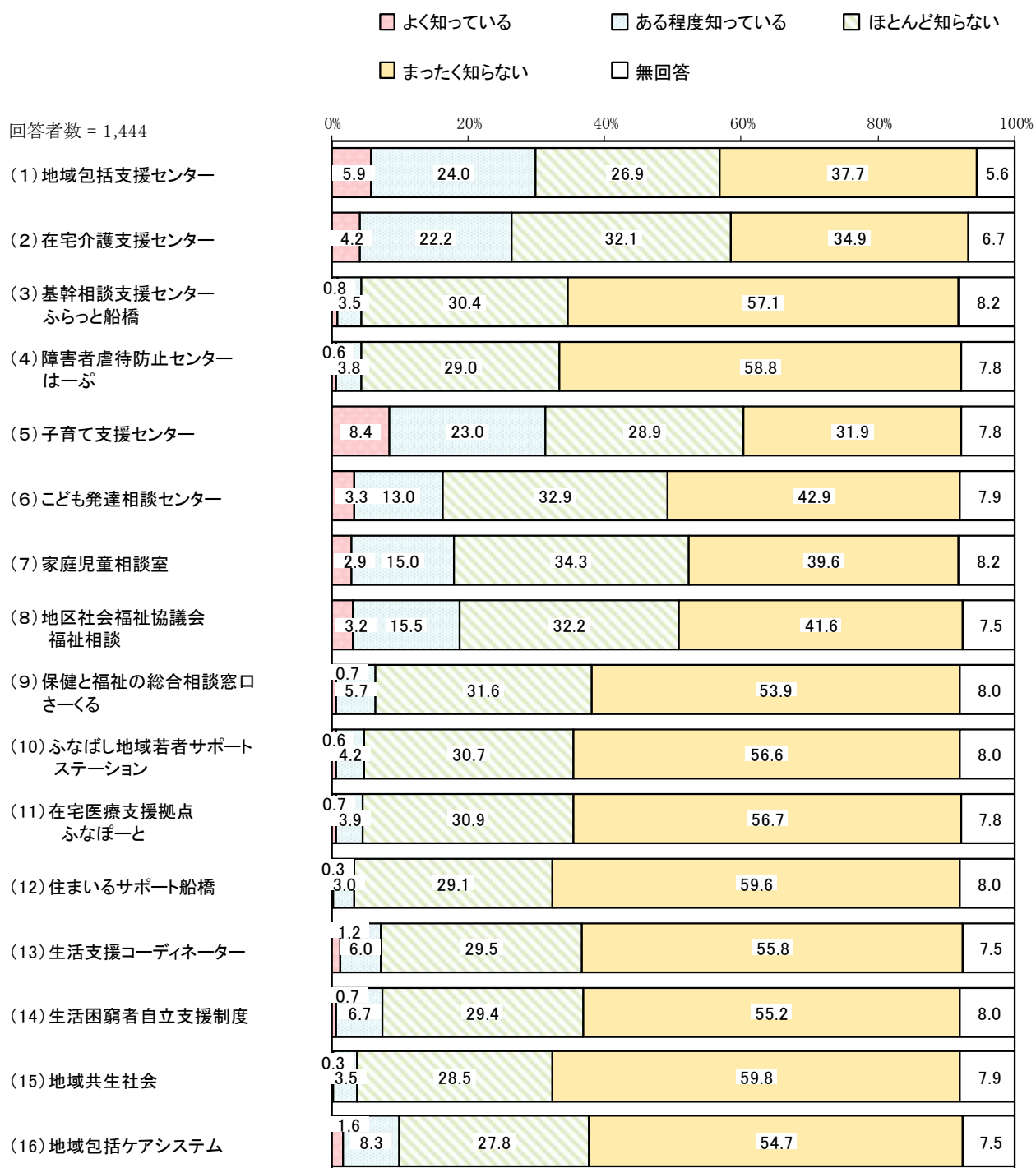
単位：％

区分	回答者数 (件)	地域住民の理解や協力が ない	交通機関が不便・利用しに くい	買い物等が不便	利用しやすい公共施設が少 ない	空気、緑、日照等自然環境がよ くない	道路の段差が多かったり、歩 道が整備されていない等外出しに くい	身近に働く場所が少ない	利用しやすい医療機関が少 ない	福祉施設が少ない	日常的に利用できる施設が少 ない	その他	わからない	無回答
南部	33	6.1	24.2	27.3	27.3	27.3	57.6	9.1	33.3	21.2	18.2	15.2	—	—
西部	51	7.8	37.3	25.5	27.5	11.8	80.4	7.8	19.6	13.7	27.5	15.7	—	—
中部	36	5.6	58.3	30.6	47.2	5.6	80.6	5.6	22.2	19.4	41.7	5.6	—	—
東部	60	11.7	43.3	21.7	41.7	11.7	80.0	11.7	25.0	21.7	36.7	18.3	—	—
北部	27	11.1	59.3	37.0	37.0	3.7	66.7	3.7	18.5	18.5	29.6	14.8	—	—

② 事業・相談窓口・制度等の認知度

(1) 地域包括支援センター※、(5) 子育て支援センターで「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせた“知っている”の割合は、約3割となっています。一方、(3)「ふらっと船橋」※、(4) 障害者虐待防止センター は一ふ※、(10) ふなばし地域若者サポートステーション※、(11) 在宅医療支援拠点 ふなぽーと※、(12) 住まいるサポート船橋※、(15) 地域共生社会で「ほとんど知らない」と「まったく知らない」をあわせた“知らない”の割合が高く、約9割となっています。

地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。
基幹相談支援センター 「ふらっと船橋」	障害のある人や障害のある子供の保護者、障害のある人等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う相談窓口。
障害者虐待防止センター は一ふ	養護者からの障害のある人本人への虐待を早期に発見し、防止するために開設された相談窓口。
ふなばし地域若者サポート ステーション	就職、家事、通学をしていない若年無業者等の職業的自立の支援を目的とした事業で、厚生労働省及び本市の委託事業として、平成25年度に開設された。
在宅医療支援拠点 ふなぽーと	船橋市保健福祉センター内に設置している、在宅療養を希望する人への在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者等への支援等を行う船橋市の相談窓口。
住まいるサポート船橋	船橋市居住支援協議会の相談窓口。住まいの確保が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者等に民間賃貸物件の情報提供等の支援を行う。

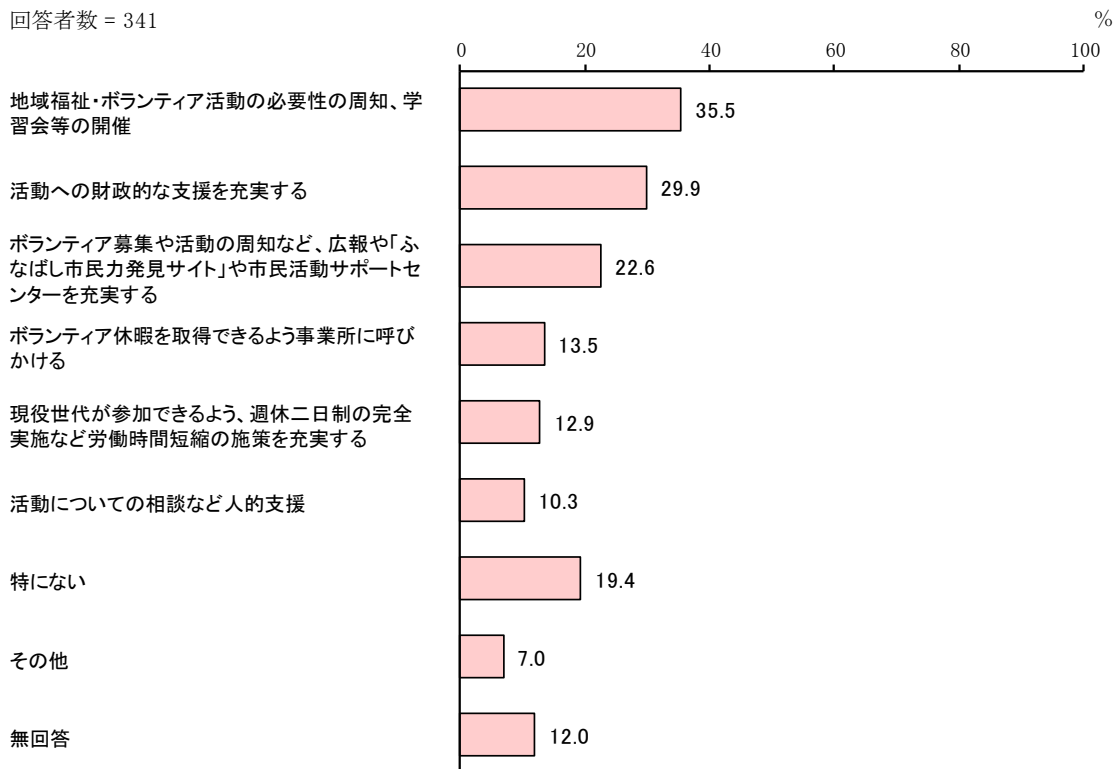


(3) 団体調査結果

① 活動の担い手を増やすために必要な行政の支援（複数回答可）

「地域福祉・ボランティア活動の必要性の周知、学習会等の開催」の割合が35.5%と最も高く、次いで「活動への財政的な支援を充実する」の割合が29.9%、「ボランティア募集や活動の周知等、広報や「ふなばし市民力発見サイト」や市民活動サポートセンター※を充実する」の割合が22.6%となっています。

回答者数 = 341



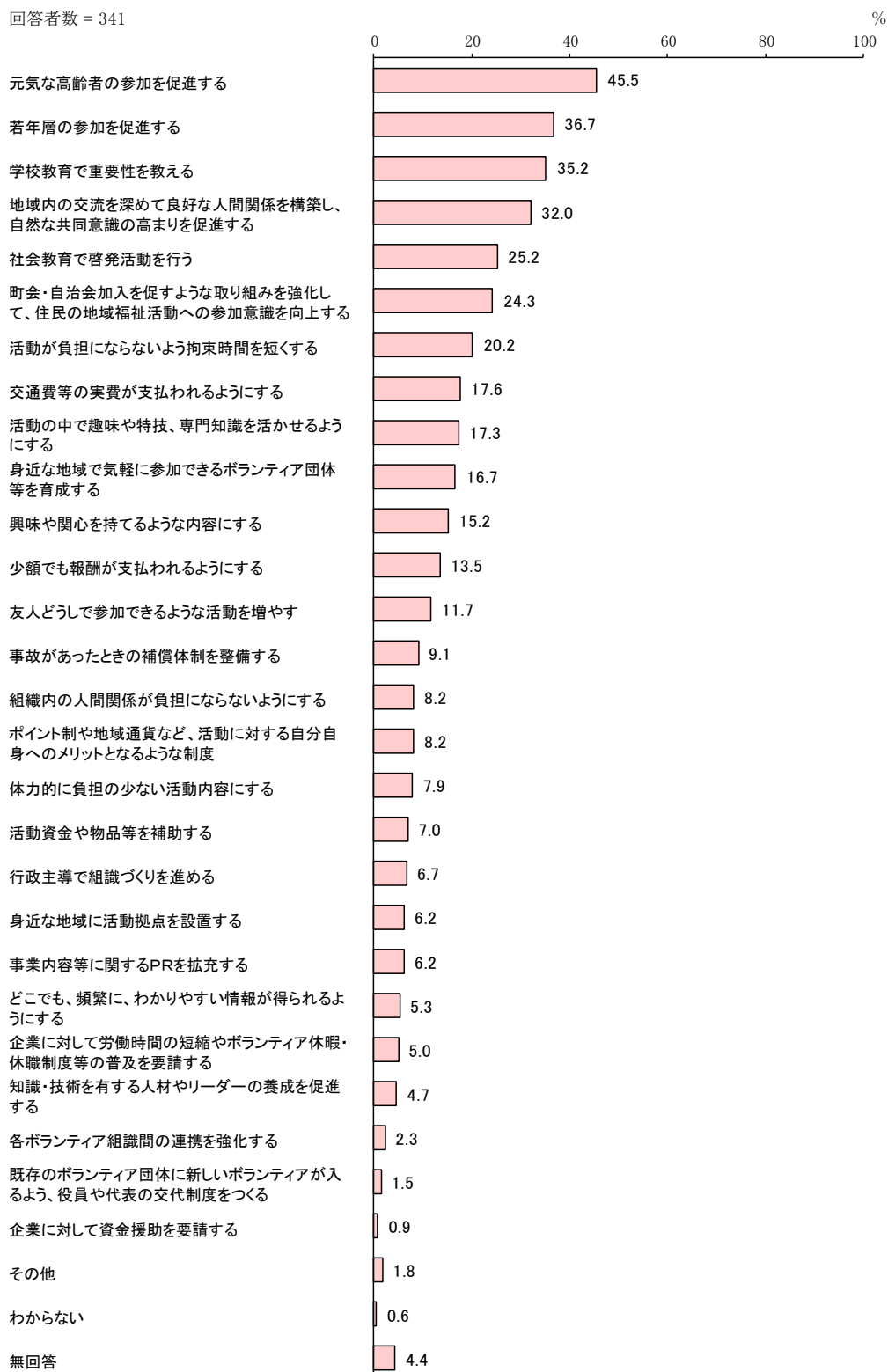
市民活動サポートセンター

市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するために設置された施設。

② ボランティア活動や市民の自主的な活動等を活性化するために必要なこと (5つまで回答可)

「元気な高齢者の参加を促進する」の割合が45.5%と最も高く、次いで「若年層の参加を促進する」の割合が36.7%、「学校教育で重要性を教える」の割合が35.2%となっています。

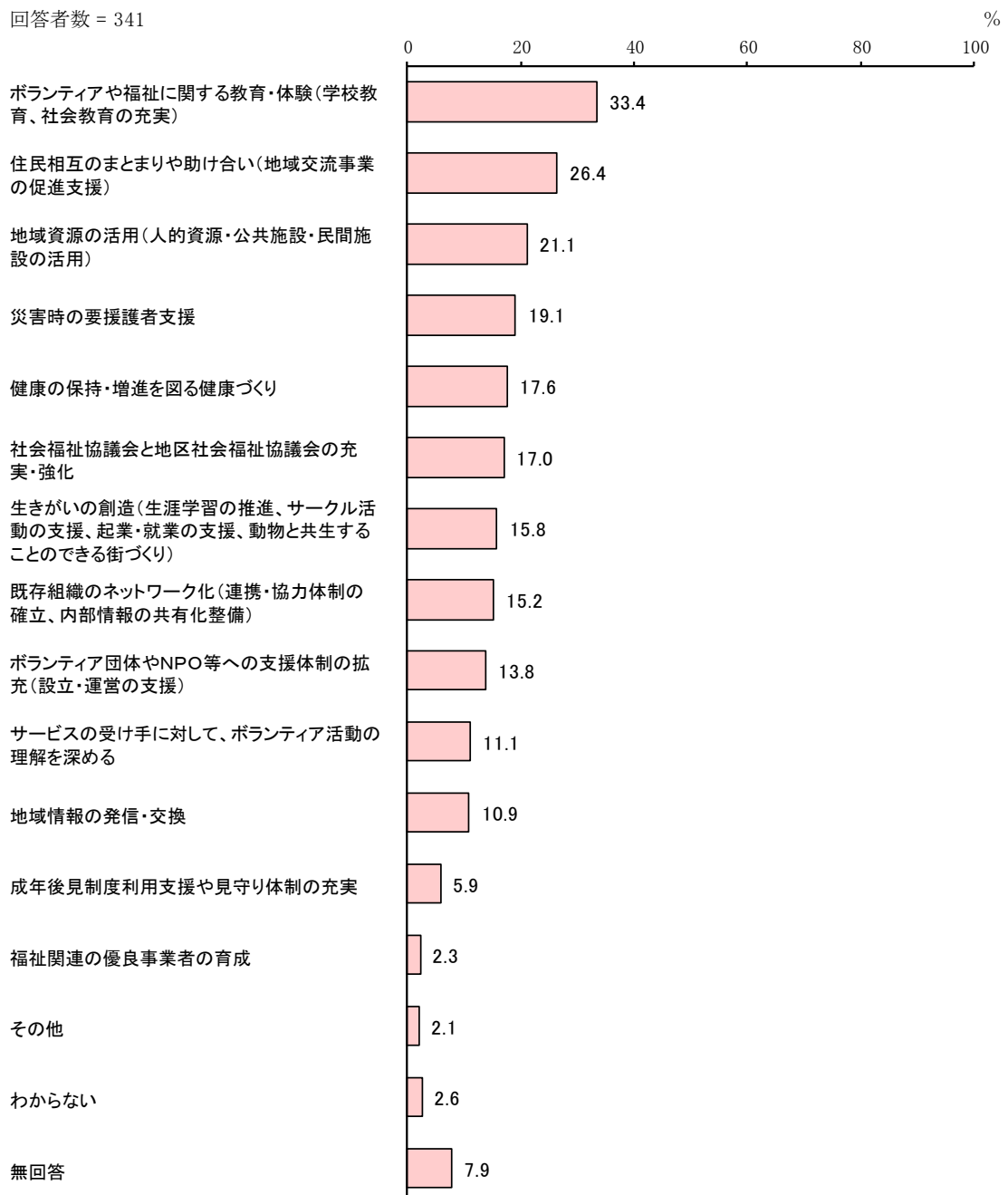
回答者数 = 341



③ 福祉関連の分野で特に行政が力を入れて取り組んでほしい施策

「ボランティアや福祉に関する教育・体験（学校教育、社会教育の充実）」の割合が33.4%と最も高く、次いで「住民相互のまとまりや助け合い（地域交流事業の促進支援）」の割合が26.4%、「地域資源の活用（人的資源・公共施設・民間施設の活用）」の割合が21.1%となっています。

回答者数 = 341



(4) 法人調査の概要・調査結果

① 調査の目的

「第4次船橋市地域福祉計画」の策定にあたり、社会福祉法人及び医療法人等が実施している地域活動の状況や課題を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施

② 調査対象

市内に主たる事務所のある社会福祉法人

市内に病床数20床以上の入院施設を有する医療法人等（市立医療センターを除く）

③ 調査期間

令和2年1月10日から令和2年1月31日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
社会福祉法人	43 法人	30 法人	69.8%
医療法人等	21 法人	17 法人	81.0%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

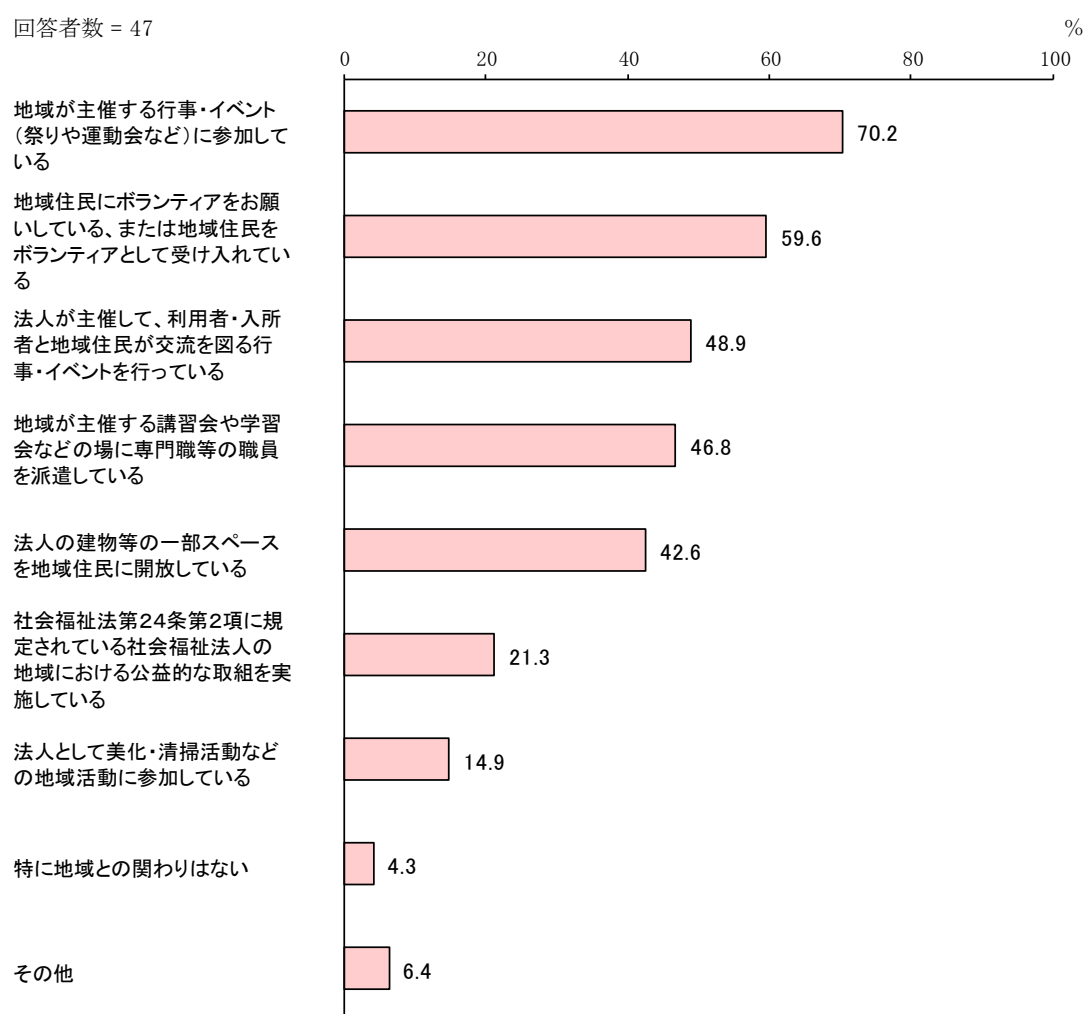
⑦ 調査結果

i 法人の地域との関わり方（複数回答可）

「地域が主催する行事・イベント（祭りや運動会等）に参加している」の割合が70.2%と最も高く、次いで「地域住民にボランティアをお願いしている、または地域住民をボランティアとして受け入れている」の割合が59.6%となっています。

また、「法人が主催して、利用者・入所者と地域住民が交流を図る行事・イベントを行っている」の割合が48.9%あり、約半数の法人が、法人の主催による行事・イベントを実施しています。

回答者数 = 47

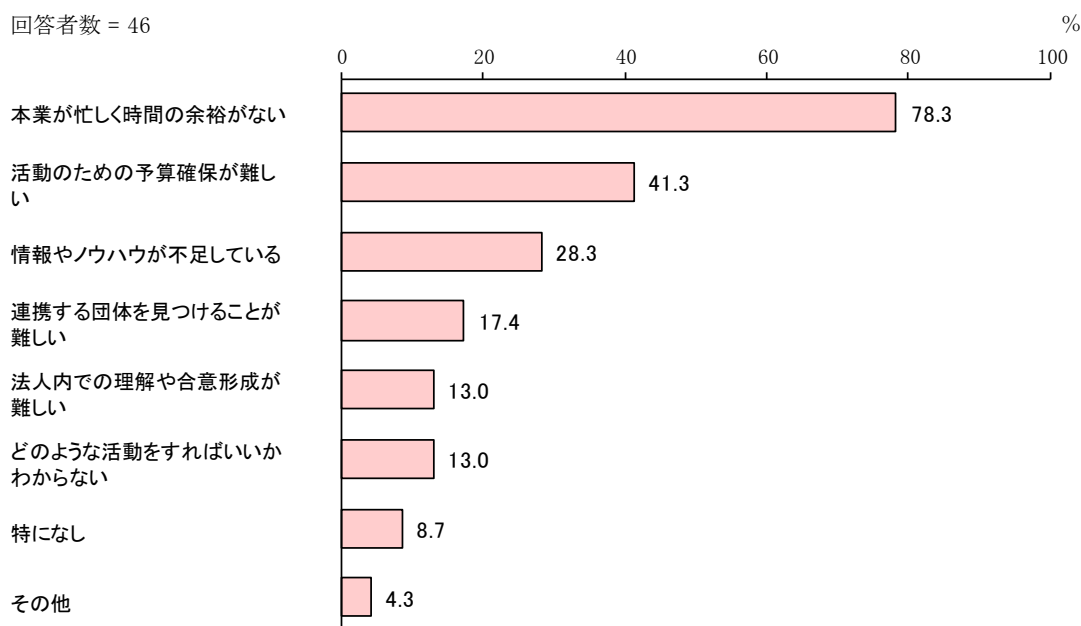


ii 地域活動に取り組むうえでの課題（複数回答可）

「本業が忙しく時間の余裕がない」の割合が78.3%と最も高く、次いで「活動のための予算確保が難しい」の割合が41.3%、「情報やノウハウが不足している」の割合が28.3%となっています。

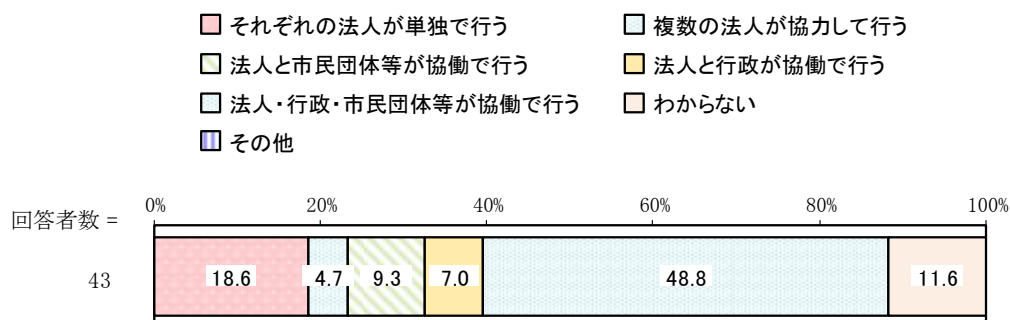
※この調査における「地域活動」とは、本来の業務とは別に地域や社会のため、営利を目的とせず、時間や労力、知識や技能等を提供する活動をいいます。なお、「地域活動」には、社会福祉法第24条第2項に規定されている社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを含みます。

回答者数 = 46



iii 法人による地域活動の理想の形態

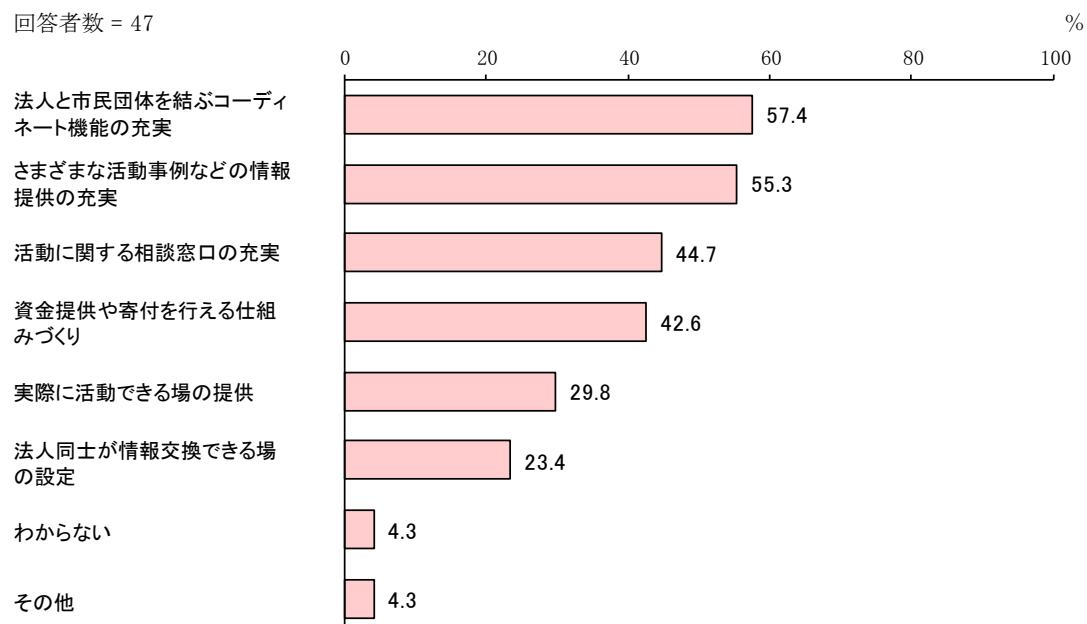
「法人・行政・市民団体等が協働で行う」の割合が48.8%と最も高く、次いで「それぞれの法人が単独で行う」の割合が18.6%、「法人と市民団体等が協働で行う」の割合が9.3%となっています。



iv 法人が地域活動に取り組むために必要な行政支援について

「法人と市民団体を結ぶコーディネート機能の充実」の割合が57.4%と最も高く、次いで「さまざまな活動事例等の情報提供の充実」の割合が55.3%、「活動に関する相談窓口の充実」の割合が44.7%となっています。

回答者数 = 47



(5) 24地区市民会議の結果

① 24地区市民会議の概要

市民会議は、船橋市がこれからも活力あるまちを継続していくために船橋市をどのようにしていきたいか、市内24地区コミュニティごとの会場で市民のみなさまで話し合っただき、そのご意見を、総合計画をはじめとする市のさまざまな計画の参考とすることを目的として実施しました。

1. 実施時期

平成31年1月15日（火）～2月10日（日）全24回

2. 実施時間

土曜・日曜午前 10:00～11:30（8回）

土曜・日曜午後 13:30～15:00（8回）

平日夜間 19:00～20:30（8回）

3. 参加者数

298人（男性211人、女性87人）



24地区市民会議の様子

② 意見概要

24地区市民会議では、テーマを設けず10年後の未来に向けたご意見をいただきました。ご意見の中には、「地域のつながりを強め、顔の見える関係を構築するため公園や公園までの歩道を確保する」といった地域をより良くするためのストーリーを具体的にご提案いただく等活発な議論をしていただきました。

24地区市民会議実績報告書では、ご意見を地区別にまとめるにあたり、地区性とその傾向を把握するため、以下のとおり分類しています。

【ご意見について】

- ・ 市民会議ではみなさまのご意見を付せんにご書いていただき、整理を行いました。
- ・ ご意見は当日の会議の場で分野にくくり、意見の分類を行いました。
- ・ 24地区市民会議実績報告書では、地区別に比較可能となるよう意見の分類を次の9つの共通分野に置き換えて整理しています。
 - (1) 健康・福祉（保健・医療、介護、健康づくり、社会福祉）
 - (2) 教育・子育て（教育、子育て支援、青少年）
 - (3) 市民活動（市民協働、コミュニティ活動、男女共同参画、LGBT、多文化共生）
 - (4) 経済（商工業、農水産業、消費生活、雇用、観光）
 - (5) 環境（環境、墓地、ごみ、資源循環、下水道）
 - (6) 安全（消防、防犯・防災）
 - (7) 都市整備（道路、都市計画、市街地形成、公園、住まい、公共施設）
 - (8) 生涯学習（文化芸術、スポーツ）
 - (9) 行財政運営（広報、財政、市職員）

③ 地域福祉計画との関連

いただいた計1, 993件のご意見の中から、本計画の趣旨と関連の深い分野（(1)健康・福祉、(2)教育・子育て、(3)市民活動）を中心に、計画策定の参考としています。

【主なご意見】

○ 地域づくり、福祉のまちづくりについて

- ・誰もが自然に挨拶を交わすまち
- ・誰かにまかせきりにせずみんなが役割を持っているまち
- ・高齢者や障害のある人が増えていくので、その対応が重要となってくる
- ・母子、父子家庭、障害のある子供等への支援を充実していると良い
- ・お互いさまという気持ちを大切にしたい
- ・市民と協働して市民の力をもっと活用してほしい
- ・行政に頼りすぎず、まず自分たちでできることをやる
- ・医療・保健等を含めた「地域包括ケアシステム」の充実
- ・市民ひとりひとりの持ち味を活かせるまちにしたい
- ・住民同士のコミュニケーションと新たな仕組みの構築が必要
- ・地域の共助意識を高める
- ・顔の見える関係づくり
- ・近隣に醤油を借りに行けるような地域を作っていきたい
- ・いろんな関係・連携を行い、行政も横のつながりを促進
- ・災害時の助け合い等、市民同士が協力的で繋がりが強いまちにしたい 等

○ 地域での助け合いについて

- ・地域で助け合う会がないので作りたい
- ・ゴミ捨て等住民同士の助け合いだけに頼るのはよくない
- ・高齢者も子供も住みやすく、助け合えるまちにしたい
- ・ともに助け合えるコミュニティがあるまちにしたい
- ・高齢者の助け合いを支援すべき 等

○ 地域交流（交流拠点・交流イベント等）について

- ・気楽に話ができる場所がほしい（新旧住民の交流）
- ・組織を超えての交流等地区でのイベント強化
- ・高齢者と若者（子供を含む）の交流の場を作る
- ・いろんな世代の人々が楽しく交流できるさりげない仕組み
- ・さまざまな行事に若い人が参加し、多世代間で交流できると良い 等

○ ボランティアについて

- ・各ボランティア制度を充実させて健康につなげる
- ・ボランティア活動環境の整備
- ・ボランティアを受け入れる体制
- ・働いていても可能なボランティア
- ・ボランティア活動する人材を確保する仕組みを考え情報発信する 等

○ 町会・自治会について

- ・町内会の住民と町内会に属していない人との接点づくり
- ・ゴミ捨て、福祉等の情報伝達を町会に入っていない人に円滑に行う方法が不足している
- ・町会・自治会、地域交流の活性化
- ・町会・自治会のなり手不足や役員の負担減
- ・町会・自治会の後継者が不足し存続が難しい 等

○ ひとり暮らし高齢者支援について

- ・ひとり暮らし高齢者への支援体制を強化・充実したい
- ・ひとり暮らし高齢者が気軽に集まれる場所
- ・ひとり暮らし高齢者の安否確認をスムーズに行える工夫
- ・ひとり暮らし高齢者でも安心して住めるまちになってほしい
- ・ひとり暮らし高齢者の人々に見守り対策が充実していると良い 等

○ 高齢者の活躍について

- ・高齢者も働く場所がほしい
- ・高齢者の活躍の場をふやす
- ・元気な高齢者・活動する高齢者を増やすための施策が必要
- ・元気な高齢者が気軽に参加できる活動の場があると良い
- ・元気な高齢者が多いため、その状態を継続していきたい 等

○ 外国人住民との地域共生について

- ・外国人住民も地元の一員にするまち
- ・ゴミ出し等外国人住民へのルールの周知が難しい
- ・増加することが見込まれる外国人住民への対応も必要
- ・外国人住民とのコミュニケーション
- ・団地に外国人住民が増えているため今後どのように共生していくか 等

(6) コロナ禍での地域福祉活動に関する聞き取り調査

① 福祉活動団体の活動内容の変化

市では令和2年11月に船橋市民生児童委員協議会内の主任児童委員の会代表者会議に参加し、コロナ禍※における支援活動の変化について聞き取りを実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、定期的に行われていた24地区での民生児童委員協議会の会議が開催されず、地域住民への訪問もなるべく控えなくてはならないため、活動自体が自粛傾向にあり、地域の情報把握が難しくなったとの声が多くありました。

しかし、委員同士ではSNS※を活用して連絡を取り合い、お互いの活動状況を共有出来ている状況がわかりました。

さらに、令和3年4月から5月にかけて、市の地域福祉支援員が各地区にある地区社会福祉協議会を回りながら、コロナ禍での地域活動の状況を伺いました。

そこでは、例年であれば、地区社会福祉協議会が実施するイベント等でボランティアの発掘を行っているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業が休止しており、ボランティアの発掘、養成に繋がっていないという声がありました。

また、地域の人との交流を大切にして顔の見える関係づくりに努めてきたが、対面せずに見守りを行えるよう、取り組み方を工夫したり、「宅配サービス一覧表」を作成し、コロナ禍の影響で外出がままならない地域の人々のニーズに対応したという地区もありました。

また、令和3年7月にふなばし子ども食堂※ネットワーク会議にて、子ども食堂の活動状況の変化についてお聞きしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの子ども食堂が、会食形式での開催ではなく、お弁当配布形式や、食品の配布を行うフードパントリー形式の開催方法に変更しています。

感染予防のため、参加者とのコミュニケーションが取りづらく、参加者の困り事を聞き取ることが出来なくなっており、子ども食堂では会食形式の再開を望んでいるが、その一方でパントリー形式では持ち帰った食品を数日間にわたり使用することが出来るため、生活に困っている人から「非常に助かる」と聞き、支援が出来ていることを実感しているとの声もありました。

聞き取りを通して、コロナ禍であってもそれぞれの福祉活動団体が工夫して活動を続けていることがわかりました。

コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉。
SNS	“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
子ども食堂	地域のボランティアが主体となり、無料または低価格帯で子供たちに食事を提供するコミュニティの場。

4 地域福祉を取り巻く課題等

(1) 心をつなぐ地域づくり

課題	・隣近所とのつきあいが希薄な傾向 ・隣近所とのつきあいがあまりない理由のひとつとして、ライフスタイルの多様化がうかがえる ・町会・自治会の活動に参加している人の割合は約2割強であり、北部地区では比較的参加している人の割合が高い一方で、南部、西部地区では低い傾向 ・ボランティアや市民活動に関する情報について、活動に関心のある人の6割以上が情報を“入手できてない”と感じている
解決策へのヒント	・隣近所のつきあいでは「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がいる」の割合が最も高く、平成25年度調査より増加。それでも、市民が理想だと思うつきあい方より20ポイント低い状況 ・隣近所とのつきあいがあまりない理由として、「隣近所に住んでいるのがどのような人か、わからないため」「転居して間もないため」等の意見もあることから、新たに転入してきた人が地域と関わるきっかけづくり等も有効と考えられる ・町会・自治会の活動に参加したことがない理由については、南部、西部、東部地区では「参加の仕方がわからないから」という人が他の地区に比べて多く、新たな転入者が参加の仕方がわからず地域活動に繋がっていない現状があることがうかがえる ・地域での支え合いや助け合いに、半数弱の市民が“関心がある”と回答 ・ボランティアや市民活動をさらに活性化していくために必要な施策について、「活動に関する情報の収集・発信」が最も高い等、教育や情報提供に関する市民のニーズが高いことがうかがえる

【求められること】

- 福祉に対しての意識を高め、地域における支え合いや助け合いを促進することが必要
- 心のバリアフリー[※]等、お互いを理解することが重要
- 隣近所とのつきあいを促進するための仕掛けづくり・きっかけづくりが必要
- 地域での交流促進のためにも、必要な地域情報を誰もが得られることが必要

心のバリアフリー さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人たちが、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

(2) 楽しく暮らせる地域づくり

課題	・ボランティア、市民活動への参加状況については、「参加したことはない」の割合が約6割と最も高く、関心についても“関心がある”の割合が約4割弱である ・ボランティア、市民活動に参加したことがない理由として「時間が足りない・忙しいから」に次いで「参加の仕方等の団体情報が得られないから」「活動する仲間や団体が見つからないから」「健康に自信がないから・高齢であるから」の割合が高い傾向 ・自身が“健康でないと思う”市民の割合が約2割おり、年齢が高くなるにつれその割合が増加傾向 ・高齢者・障害のある人・子供にとって船橋市が住みにくいと思う理由について、「道路の段差が多かったり、歩道が整備されていない等外出しにくい」「交通機関が不便・利用しにくい」「利用しやすい公共施設が少ない」等がある
解決策へのヒント	・生きがいを持ち楽しく生きていると“感じている”市民の割合が約8割。また、生きがいを感じている人ほどボランティア、市民活動に参加している割合が高いことがうかがえる ・ボランティアや市民活動に参加したきっかけとしては、「学校の授業・PTAや課外活動の一環として」や「町会・自治会の呼びかけがあって」等が上位となっており、過去の調査と比較すると、ボランティア、市民活動へ「過去に参加したことがある」割合が増加傾向にあることから、ボランティアや市民活動に触れる機会が増えてきていることがうかがえる ・ボランティア活動や市民の自主的な活動等を活性化するために必要なこととして、「元気な高齢者の参加を促進する」「若年層の参加を促進する」等が団体よりあげられている ・24地区市民会議では、船橋市を「誰かにまかせきりにせずみんなが役割を持っているまち」にしていきたいという意見もあげられている

【求められること】

- ボランティアや市民活動等を通じた社会参加の促進は、生きがいづくりという観点からも有効
- 地域における健康づくりを行い、心身の健康増進の図ることが地域で暮らす基盤のひとつ
- 建物や道路のバリアフリー化や、移動が困難な人でも利用しやすい交通手段の充実が必要
- 誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるため、地域コミュニティの向上が重要

(3) 安心して暮らせる地域づくり

課題	・隣近所に気にかかる人がいる割合が約2割 ・困ったときに隣近所に助け合える人がいればよかったと思っただことがある人の割合は約3割 ・住んでいる地域が、支援が必要な方にとって安心して生活できる環境であると“思わない”割合は約3割強 ・各相談支援等を必要としていない人が、それらを知らないこと自体が問題とは必ずしも言えないものの、各種事業・相談窓口・制度等の認知度について、まだまだ十分でない状況がうかがえる。特に、対象を限らないワンストップの相談窓口である「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の認知度は1割を下回っている ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においては、社会的な孤立感の高まりや経済的な困窮等、地域福祉の推進にも大きな影響を与えている
解決策へのヒント	・地域で安心して生活できていると感じている人の多くが、地域の人との関わりにより支えられていると感じており、地域の人による支えは安心して生活するうえでの重要な要素となっていることがうかがえる ・身近な地域での助け合い活動の必要性について、“必要”とする割合が約8割弱となっており、隣近所のつきあいが希薄な傾向にある居住年数が少ない人においても7割以上が必要だと感じている ・助け合い活動が必要と回答した理由では「災害等いざという時のために必要だから」の割合が最も高くなっており、災害等いざという時における地域での助け合いの必要性は多くの市民の共通認識であることがうかがえる ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においては、いわゆる「新しい生活様式[※]」に即した地域活動マニュアルの作成等、手探りながらも地域のつながりを絶やさない工夫が地域で行われている

【求められること】

- 誰もが必要な相談支援の情報を得られ、困ったときには気軽に相談でき、複合化・複雑化した課題にも総合的に対応できる体制を構築することが必要
- 経済的に困窮状態にある人や困難を抱えている子供等に対して、関係機関と連携しながら支援できる体制が必要
- 災害等の有事の際に備えるためにも、日頃から地域の中で顔の見える関係づくりをすることが重要
- 高齢になっても、生活に支障が生じて、可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすために、地域での医療体制や見守り体制の充実が重要
- 権利擁護[※]や虐待防止等、一人ひとりの権利や尊厳が守られることが必要

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を、日常生活に取り入れた生活様式のこと。

権利擁護

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。

(4) 地域福祉推進のための仕組みづくり

課題	・地域共生社会の実現に向け、行政内においても多様な関係部局が連携していくことが求められている ・福祉関連の分野で特に行政が力を入れて取り組んでほしい施策について、「ボランティアや福祉に関する教育・体験（学校教育、社会教育の充実）」「住民相互のまとまりや助け合い（地域交流支援の促進支援）」「地域資源の活用（人的資源・公共施設・民間施設の活用）」等が団体よりあげられている ・法人が地域活動に取り組むうえでの課題として「本業が忙しくて時間の余裕がない」「活動のための予算確保が難しい」「情報やノウハウが不足している」等があげられている ・第4次船橋市地域福祉計画の推進にあたり、進捗管理を行う仕組みが求められる
解決策へのヒント	・市内全24地区コミュニティにおいて、地区自治会連絡協議会（市全域では船橋市自治会連合協議会）、地区民生委員児童委員協議会（市全域では船橋市民生児童委員協議会）、地区社会福祉協議会（市全域では船橋市社会福祉協議会）が設置されており、それぞれの立場から地域福祉を推進するための積極的な取り組みがなされている ・地域の中で起こる問題に対して「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」という回答が約6割弱で最も高い割合であり、地域の問題に対して住民が協力していくことに対する意識は高いことがうかがえる ・法人による地域活動の理想の形態においても「法人・行政・市民団体等が協働で行う」の割合が最も高い割合となっている



【求められること】

- 行政、民間団体、地域住民等が横断的に連携しながら、地域共生社会実現のための基盤強化を図ることが必要
- 社会福祉法に「地域福祉の推進を目的とする団体」と位置付けられている、社会福祉協議会の充実をより一層図っていくことが有効
- 第4次船橋市地域福祉計画の推進にあたり、進捗管理や事業評価を行い、計画の実効性を高めることが重要



第3章

計画の基本的な考え方



計画の基本的な考え方

1 船橋市地域福祉計画の理念

＜船橋市地域福祉計画の理念＞

船橋市の市民一人ひとりが、
自らの住む地域に積極的に関わり、
誰もが認め合いながら、
地域の中に自分の居場所が確保されていて、
安心感、安堵感だけでなく、
生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる
「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

本市の地域福祉計画では「市民の参加」を重要なポイントのひとつとして捉えており、平成17年3月に「第1次船橋市地域福祉計画」を策定してから、地域住民と行政等が協働しながら「すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めてきており、「第2次船橋市地域福祉計画」及び「第3次船橋市地域福祉計画」にも受け継いできたところです。

また、地域における多様な生活課題に対応するためには、住民参加のみならず行政における支援体制の充実等もポイントとなっています。

このようなことから、この理念は、本市がめざす地域福祉の姿として普遍的な考え方だと捉えています。

また、国の掲げる、あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の理念にも通じているものであることから、今まで継承してきた理念を一部拡充し、本計画の理念とします。

2 計画のメインテーマと基本方針

(1) メインテーマ

< メインテーマ >

コミュニケーション船橋（シティ）の創出

本市では、船橋市地域福祉計画の理念に基づき、「第1次船橋市地域福祉計画」から、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマに掲げ、市民相互のコミュニケーションの活性化をめざし、地域の人と人とが出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを重点に事業に取り組んできました。その後も、「第2次船橋市地域福祉計画」及び「第3次船橋市地域福祉計画」においても、このメインテーマを受け継ぎながら、さらなる地域力の向上※を図ってきたところです。

今回の市民調査においては、隣近所のつきあいについて「内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がいる」割合が平成25年度調査より増加していますが、まだまだ近所つきあいが希薄な人が見られ、特に居住年数が少ない人はその傾向が顕著です。

地域住民の多様な生活課題は、家族や、向こう三軒両隣という言葉に代表される隣近所、地域の助け合いによって解決されていた側面がありましたが、高齢者世帯の増加や世帯の小規模化、地域での人と人とのつながりの希薄化、住民の地域への帰属意識の低下等により、地域の相互扶助力が低下している状況があります。

こうした背景も踏まえながら、本計画においても、これまでのメインテーマを継承することとし、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、コミュニケーションが希薄になったことにより孤立している人たちを生み出している現状を改善し、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人とが出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っていけるような仕組みづくりを進めます。

地域力の向上

行政をはじめ、住民や自治会、NPOなど地域の構成員が、協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくこと。

(2) 基本方針

本市を取り巻く課題やこれまでの取り組みを踏まえ、本計画の取り組みの3つの柱と1基の土台を定めました。

まずは知り合い

柱1 心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～

高齢者や障害のある人、子供等との交流の機会や多様な福祉教育の充実を進め、地域課題を地域の住民が『我が事』として捉え、解決を試みることができるよう意識の醸成を図ります。

また、地域コミュニティの醸成を図り、地域での助け合い、支え合いを促進する等、多様な活動の充実に努めます。

共に楽しみ・遊んで

柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～

誰もが、地域でいつまでも生き生きと暮らし、地域の中でさまざまな活動を行うことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがいづくり活動に取り組みます。

また、社会参加の基盤づくりとして、就労や居住、移動支援等の充実を図ります。

困ったときには助け合う

柱3 安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～

多様化・複雑化する生活課題に『包括的に』対応するため、誰もが福祉等に関する必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。

また、地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

土 台

地域福祉推進のための仕組みづくり～活気と温もりのある地域を目指して～

地域福祉活動を推進するため、本計画を推進していく体制を整えるとともに、船橋市社会福祉協議会の活動の充実を図る等、多様な主体の参画を促進します。

3 計画の施策体系

第4次船橋市地域福祉計画においては、これまでの第3次船橋市地域福祉計画の施策項目を継承しながら、「地域共生社会」の実現に向けた観点から特に重要となる施策を重点施策としています。

メインテーマ	基本方針	基本施策	主な取り組み例
コミュニケーション船橋シティの創出	柱1 心をつなぐ地域づくり ～まずは知り合い～	(1) 人と人がふれあう環境の創造	①福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成 ②地域における支え合いの促進
		(2) 相互理解の促進	①人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発 ②外国人住民と市民との交流促進
		重点施策 (3) 心をつなぐ仕組みづくり	①地域住民等が集う拠点づくり ②地域交流事業の促進 ③地域情報等の発信
	柱2 楽しく暮らせる地域づくり ～共に楽しみ遊んで～	重点施策 (1) 社会参加の促進・生きがいの創造	①市民活動・組織の活性化 ②社会参加の機会の創出・就労の支援
		(2) 地域を核とした健康づくりの促進	①地域で行う体操等の推進 ②こころの健康づくりの充実
		(3) 居住・移動の自由の確保	①多様な外出等の支援 ②居住支援の推進
	柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～	重点施策 (1) 包括的な相談支援体制の充実	①専門相談支援機関の強化 ②身近な地域の相談先の充実 ③連携体制等の強化
		(2) 生活困窮者等への支援の推進	①生活困窮者等への支援強化 ②困難を抱える子供・若者への支援 ③再犯防止施策の推進
		(3) 防災・防犯対策の充実	①災害時における要配慮者※支援体制の充実 ②日常における防犯体制の充実
		(4) 地域医療・地域見守り体制の充実	①地域医療体制の充実 ②認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実
		(5) 権利擁護と虐待防止の推進	①福祉サービス事業者の育成 ②成年後見制度※等の利用促進 ③地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

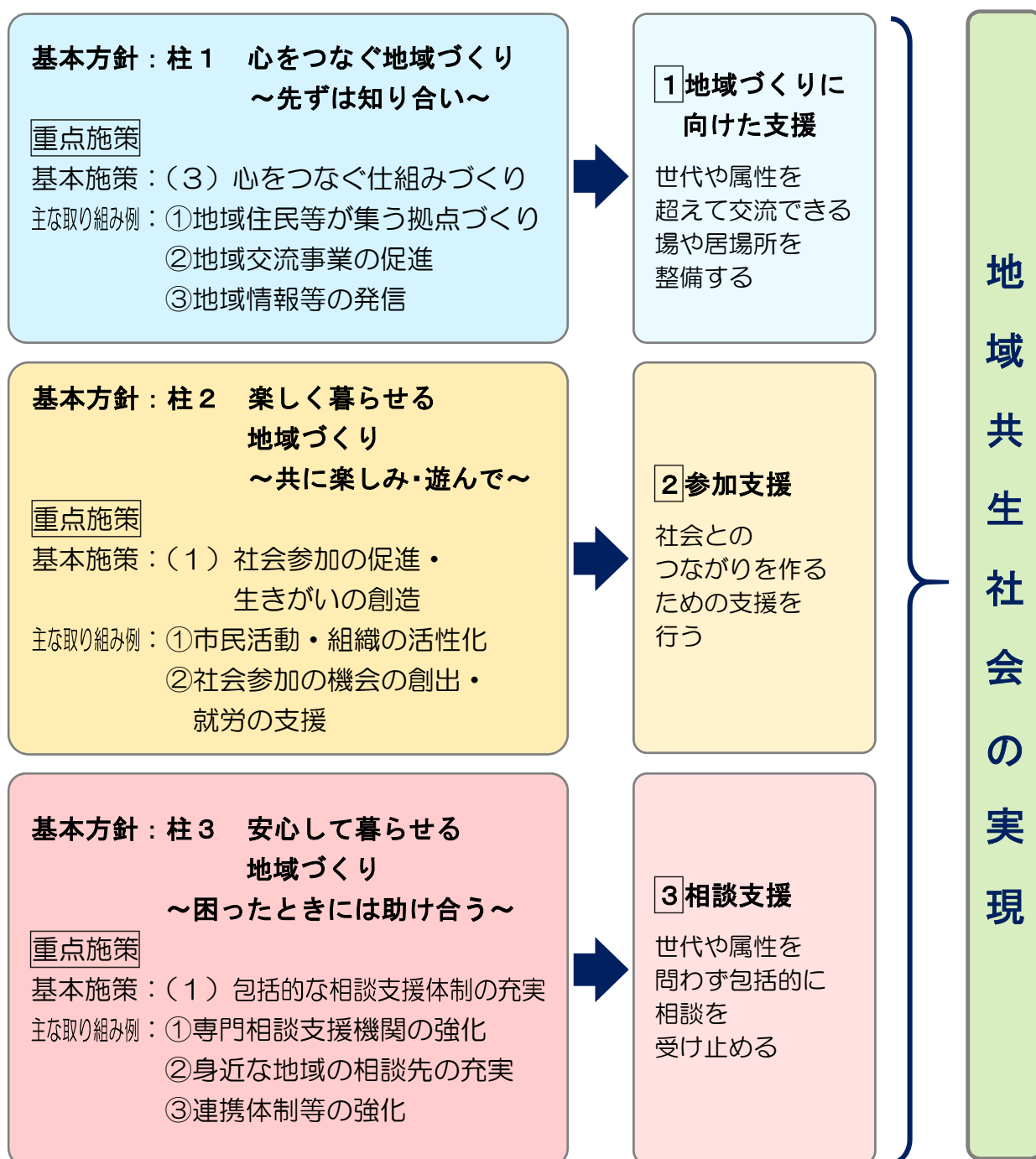
要配慮者 災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。

成年後見制度 財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。

4 重点施策 ～地域共生社会の実現に向けて～

現在の地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するには、既存の相談支援等の取り組みを活かしながら、地域づくりに向けた支援や社会とのつながりを作るための支援も行っていく必要があります。

本計画におきましては、重点施策を推進することで以下の①～③の3つの支援を進め、包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。



5 計画の進捗管理と評価

(1) 進捗管理と評価の体制

計画の実現に向けて、市が本来なすべき施策はもちろん、部局間の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、事業所、船橋市社会福祉協議会等の関係団体や機関とも連携を図り支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進捗管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するため、外部委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」を組織し、進捗管理をしていきます。

(2) 進捗管理と評価の方法

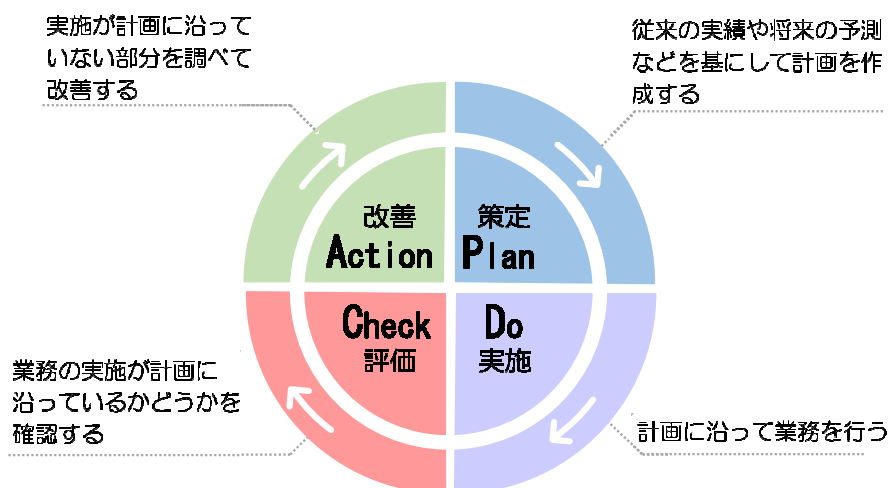
船橋市地域福祉計画の進捗管理にあたり、第3次計画の「地域福祉計画推進事業要覧」に掲載されている事業については、第4次計画策定後も継続して、庁内の事業担当課において「地域福祉の推進にどれだけ役立ったか」という視点で地域住民の参加などのプロセスや事業実績等について自己評価を行っていきます。

このうち、第4章から第6章に「具体的な事業例」として掲載した77事業を「地域福祉計画推進事業要覧」の抜粋版としてとりまとめて、市民にもホームページ等で公表します。共助項目については、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況の報告を受けます。

この「地域福祉計画推進事業要覧抜粋版」と船橋市社会福祉協議会からの報告を、「地域福祉計画推進委員会」に提出し、PDCAサイクルの考え方にに基づき、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び船橋市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしていきます。

また、第4章から第6章の取り組みが地域住民の意識や主体性にどのような影響を及ぼしたのかを図る「成果指標」を設定し、アンケート調査により効果を測定します。

こうした進捗管理の仕組みを継続していきながら、より良い進捗管理の仕組みについて検討していきます。



6 新型コロナウイルス感染症の影響と地域福祉の推進

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は様々な場面で現れており、離職や休業により収入が減少し生活に困窮する人への支援や、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見の防止等、地域福祉計画において取り組む内容はさらに幅広いものが求められるようになりました。

船橋市においても、感染者数の増加、学校の臨時休業、公共施設の休館、さまざまな経済活動の制限等、これまでに経験したことのない事態に陥りました。

これにより、市民の交流や見守り、ボランティア活動の休止も余儀なくされる等、地域福祉の推進にも大きく影響を及ぼしたところです。

こうした活動に支えられてきた人たち、また活動を支えてきた人たちは、社会参加の機会が減り、閉じこもりがちな生活になってしまう等の課題が生じており、地域からも「友人と会えなくてさびしい」「外出が少なくなり、運動量が減った」等の声が挙がっています。さらに、地域でのボランティア活動も自粛が長引いており、担い手が活動から遠のいてしまうことが危惧されます。

こうした中、地域とのつながりを保つためにさまざまな工夫を凝らした活動が行われています。例えば、地区社会福祉協議会ではアプリケーションを利用したオンライン上での子育てサロンの開催をはじめとする、ICT（情報通信技術）を活用した非接触型の新しいつながりづくりに取り組んでいます。また、船橋市社会福祉協議会においては、実際に顔を合わせる従来どおりのつながりづくりを継続するため既存事業の段階的再開に向けたマニュアルを整備しています。

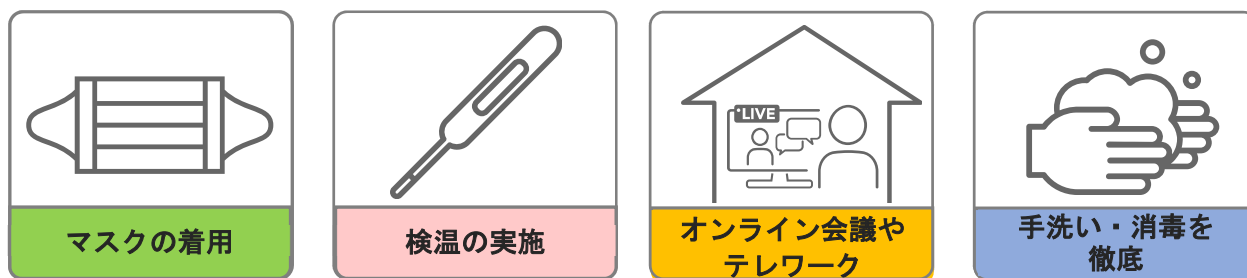
新型コロナウイルス感染症の収束は、未だに先行きが不透明な状況ですが、「新しい生活様式」での市民の暮らしに併せて、地域福祉活動も「with コロナ※」「ポストコロナ※」時代に対応した新たな取り組みが求められています。

従来の地域福祉活動で培った関係性を大事にしながら、ボランティアの担い手や社会参加する市民が安心して活動を続けていけるよう、ICTを活用した交流・見守りなど「新しい生活様式」を取り入れた、新たな地域福祉活動を推進していきます。

with コロナ 新型コロナウイルス感染症が撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと。

ポストコロナ 世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を境に価値観や生活様式の転換が起き、社会に定着した後のこと。

【新しい生活様式】



従来の活動を可能な範囲で継続しながら、「3つの密」を避けるための手法を取り入れた活動を拡充・推進

新しい交流活動

少人数での開催や地元飲食店との協力、屋外での活動等、開催にあたっての創意工夫

例えば・・・

オンライン講座の実施

動画投稿サイト等を活用して、自宅でも学べるオンライン講座を実施

電話やインターネット等を用いた見守り

直接対面しなくても、電話や手紙、SNSで見守り

地区社会福祉協議会では、対面での事業が出来ない間、手作りカードが作れる工作キットなどを会員に郵送し、孤独感の解消に努めています。



ZOOMを活用した24地区生活支援コーディネーター会議の様子





第4章

【基本方針】柱1 心をつなぐ地域づくり

～まずは知り合い～



柱1 心をつなぐ地域づくり ～まずは知り合い～

【基本施策】

（１）人と人がふれあう環境の創造

主な取り組み① 福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成

主な取り組み② 地域における支え合いの促進

（２）相互理解の促進

主な取り組み① 人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発

主な取り組み② 外国人住民と市民との交流促進

（３）心をつなぐ仕組みづくり **重点施策**

主な取り組み① 地域住民等が集う拠点づくり

主な取り組み② 地域交流事業の促進

主な取り組み③ 地域情報等の発信

【柱1の取り組みを実施した結果指標】

指標名	実績値	目標値
隣近所に困ったときに相談し助け合える人がいる割合	41.0% (令和元年度)	60% (令和8年度)

※第4次船橋市地域福祉計画のためのアンケート調査結果より

目標値は、「隣近所との理想のつきあい方」を尋ねた市民アンケートの結果から設定しました。「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える関係」と回答した割合 50.3%と「何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える関係」と回答した割合 8.3%の合計を目標値としています（一の位を四捨五入しています）。

基本施策（１）人と人がふれあう環境の創造

【現状と課題】

地域にはさまざまな人が暮らしており、その価値観やライフスタイルは多様なものとなっています。

そのなかで、近年、核家族※化や単身世帯の増加、少子高齢化の進行により、家族機能が低下するとともに、市民意識の多様化も進み地域のつながりが希薄化し、これまで地域の中に自然にあった他人を思いやる助け合い、いわゆる互助の精神にも変化がみられつつあります。

しかし、市民調査において、市民の多くは、身近な地域での助け合い活動の必要性を感じています。さらに災害等いざという時における地域での助け合いの必要性は多くの市民の共通認識であることがうかがえます。

24地区市民会議でも、高齢者も子供も住みやすく、助け合えるまちを望む声があがっており、安心して暮らせる地域づくりを進めるうえで、困りごとを抱えた人を地域の人が把握し支援につなげていく仕組みを更に充実していくことが求められます。

地域福祉の考え方は、まさに「すべての市民が福祉の受け手であり同時に担い手でもある」との認識の上に成り立っています。そして、市民一人ひとりが地域に対して関心を持ち、地域における生活課題を自分の課題であると考えることが、地域福祉を推進する第一歩となります。

地域において、人と人とがつながりを深め、安心して暮らせるよう地域住民や社会福祉関係者等が、協働して地域の課題に取り組んでいくことが地域福祉を推進していくうえで重要です。

さらに、地域福祉に関わる活動団体においては、メンバーの高齢化や人材不足等の問題を抱えており、活動の担い手を増やすために「地域福祉・ボランティア活動の必要性の周知、学習会等の開催」等の意見が上位にあげられています。

ライフスタイルが多様化している中、まず、挨拶・声かけ等から始め、更に顔の見える関係を意識した近所づきあいを深め、その上で、子供から高齢者まで地域で暮らすすべての人が、福祉に関わる活動や行事等を体験できる環境を整えていくことで、地域福祉に対する意識を高め、地域福祉を推進する担い手となる人づくりの取り組みが必要となっています。

核家族

家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。

【めざすべき姿】

- ・ 他人を思いやることのできる優しい心を持ち、互いに育み合えるようにします。
- ・ 地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向け、何ができるのかを考え、認識できるようにします。
- ・ 地域において皆が支え合い、協力して助け合えるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 (市民ができること)

- 挨拶や声かけ等、日頃から地域の人とコミュニケーションをとります。
- 隣近所とのつながりを持ちます。
- 福祉学習の機会に積極的に参加します。
- 市民活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域の一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等関心を持ちます。

共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考え方が身近に感じられるような、地域に密着した福祉活動を展開します。
- 学校、地域において気づきや福祉への関りを考えることに繋がる福祉教育を推進します。
- 地域の課題解決に向け、地域の活動団体間で積極的に交流・情報共有します。
- 地域の問題に目を向け、住み良い地域づくりに心がけます。
- ボランティア活動に関する情報を周知します。

公助 (行政等ができること)

- 広報紙やホームページ、パンフレット等による広報・啓発活動を充実し、福祉意識の醸成に努めます。
- 学校や地域における、体験を中心とした福祉教育を推進します。
- 市民の地域活動への関心を高め、参加につながる環境づくりを進め、ボランティア等担い手の育成を図ります。
- 地域住民に対し、地域活動団体等の情報の周知を図り、地域のつながりの強化と地域の活性化につなげます。

主な取り組み① 福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成

地域福祉についての周知、啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、福祉に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の身近な地域活動やボランティアへの参加につながる環境づくりを進め、福祉人材の育成に努めます。

【具体的な事業例】

基本施策を実施していくための具体的な取り組みとして、特にイメージしやすい事業例を掲載します。

	個別事業例	内容	担当部局
1	福祉読本配布事業補助金交付事業	社会福祉協議会が、福祉教育の推進を図ることを目的として、おおむね小学校中学年以上の児童を対象に、福祉をわかりやすく学ぶための「福祉読本」を作成及び配布する事業に対し、その事業に要する経費を補助する。	地域福祉課
2	ボランティア育成事業補助金交付事業	地区社会福祉協議会のボランティアを養成するとともに、一般住民にも広く地域福祉に興味をもってもらえる研修会・講演会等にかかる経費等を助成することで地域住民の手による地域福祉活動を推進する。	地域福祉課
3	地区社会福祉協議会事務局員研修費補助事業	地区社会福祉協議会事務局員のスキルアップを目的とした研修を実施した際にかかった費用を補助することで地域の福祉力の向上を図る。	地域福祉課



主な取り組み② 地域における支え合いの促進

各分野で活動する個人や団体等の多様なつながりを促進するための支援をはじめ、団体の立ち上げや活動の支援に取り組みます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
4	地域福祉支援員配置事業	地域が主体的に取り組む福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を配置し、市民活動の活性化を図ることで「共助社会の構築」を目指す。日常生活のちょっとした困りごとへの手助けや、家事援助を地域住民同士の手で行う「助け合い活動」が市内に普及するように、「助け合い活動立ち上げマニュアル」の配布、相談、助言、情報提供等を行う出前講座を開催する。 また、平成27年度からは、地区社会福祉協議会に配置する「生活支援コーディネーター」への支援を実施し、生活支援サービスの充足を図っている。	地域福祉課
5	生活支援コーディネーター配置事業	高齢者の生活支援サービス等の充実に向け、地域での生活支援の担い手となるボランティア等を養成・発掘し、さらにそのネットワーク化を行う生活支援コーディネーターを配置することで、地域における生活支援体制を構築する。	地域福祉課
6	地域福祉活動助成金交付事業	船橋市福祉基金の運用から生じる収益等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉活動に要する費用の一部を助成することにより、地域福祉を推進する。	地域福祉課



◀地区社会福祉協議会の福祉まつりにおける生活支援コーディネーターの周知活動（令和元年度海神地区）

コラム ～ 地域福祉支援員とは？ ～

◆地域福祉支援員ってどんな人？

船橋市では、平成17年3月に第1次船橋市地域福祉計画を策定し、自立した個人が相互に助け合う「共助社会」の構築を目指してきました。共助社会の構築を進めていくためには、地域ぐるみの活動を活性化するためには、平成18年度より、本市特有の事業として、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に配置しています。

また、平成27年度～令和3年度を計画期間としている第3次船橋市地域福祉計画においては、あらたな取り組みとして掲げていた「地域包括ケアシステム」における「第1層生活支援コーディネーター」※の業務も担当しています。

◆地域福祉支援員の主な業務とは

①助け合い活動の普及支援

ゴミ出しや買い物のようなちょっとした家事援助を中心とした地域住民同士で行う「助け合い活動」の市内全域での普及を目指し、「助け合い活動立ち上げマニュアル～私にもできる？たすけあいの会～」を作成しました。また地域に出向いての相談、助言、情報提供や出前講座を行います。立ち上げマニュアルを活用し、たすけあいの会の立ち上げを検討している団体からのご相談に応じ、立ち上げに際して活用できる制度（地域福祉活動助成金）の案内や出前講座による説明や啓発等を行っています。

②地区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターへの支援

各地区の地域ケア会議や協議体等での協議を通じて、住民主体の助け合い等のサービスが不足していることが明らかとなった場合に、地域福祉支援員が各地区社会福祉協議会に配置する「第2層生活支援コーディネーター」※と連携して、既存の組織にサービスや活動を開始するよう働きかけたり、新たな組織の設立を支援したり（立ち上げ支援）といったサービス・資源の開発活動を行います。

③地区社会福祉協議会事務局員の地域コーディネーターとしての養成

地区社会福祉協議会の事務局員が、地域での福祉課題に対して、公的制度や地域のさまざまな資源を活用して解決にあたる「地域コーディネーター」の役割を担えるよう船橋市社会福祉協議会と連携を図りながら、研修等を実施します。

④避難行動要支援者名簿と安心登録カード事業の連携支援

船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業は、本市の避難行動要支援者名簿と連携し、地域住民の災害時や緊急時の迅速な支援に役立てることを目的とした事業です。

両事業の連携についてのアドバイスをを行い、登録者の増加と登録者に対する支援体制の構築を推進します。

⑤地域の情報収集

地区社会福祉協議会や地区コミュニティに出向き、地域の情報収集や市民要望・意見を吸い上げ、地域の活性化を支援します。

第1層・第2層
生活支援コ
ーディネ
ーター

第1層生活支援コーディネーターは、市全域を担当し、第2層生活支援コーディネーターは、市内24地区社会福祉協議会に配置されている。生活支援コーディネーターについては、P22 参照。

基本施策（２）相互理解の促進

【現状と課題】

地域の中には、さまざまな人が暮らしています。船橋市に長く住んでいる人もいれば、最近転入してきた人もいます。また、外国から来た人もいます。健康な人もいれば何らかの疾病や障害のある人もいます。地域福祉の考え方では、それら地域に住むすべての人が、福祉サービスの「当事者」である支え手にも受け手にもなりえます。

地域福祉を推進していくためには、地域にさまざまな人が、それぞれの立場（世代や国籍、考え方の違い、障害の有無等）について理解・尊重し合い、まずは一人ひとりが地域や福祉、人権に関する正しい知識・認識を持つことが大切です。

例えば、24地区市民会議では「ゴミ出し等外国人住民へのルールの周知が難しい」「外国人住民と今後どのように共生していくか」といった声もあがっており、自分と違う価値観や立場について理解、想像する力を養うことが求められます。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、市民が障害の種類や特性、障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

地域や福祉、人権に関する意識醸成については、次代を担う子供への福祉教育や人権教育はもとより、社会教育等を通じて、ライフステージに応じた学習機会や情報提供を積極的に進めていくことが必要です。

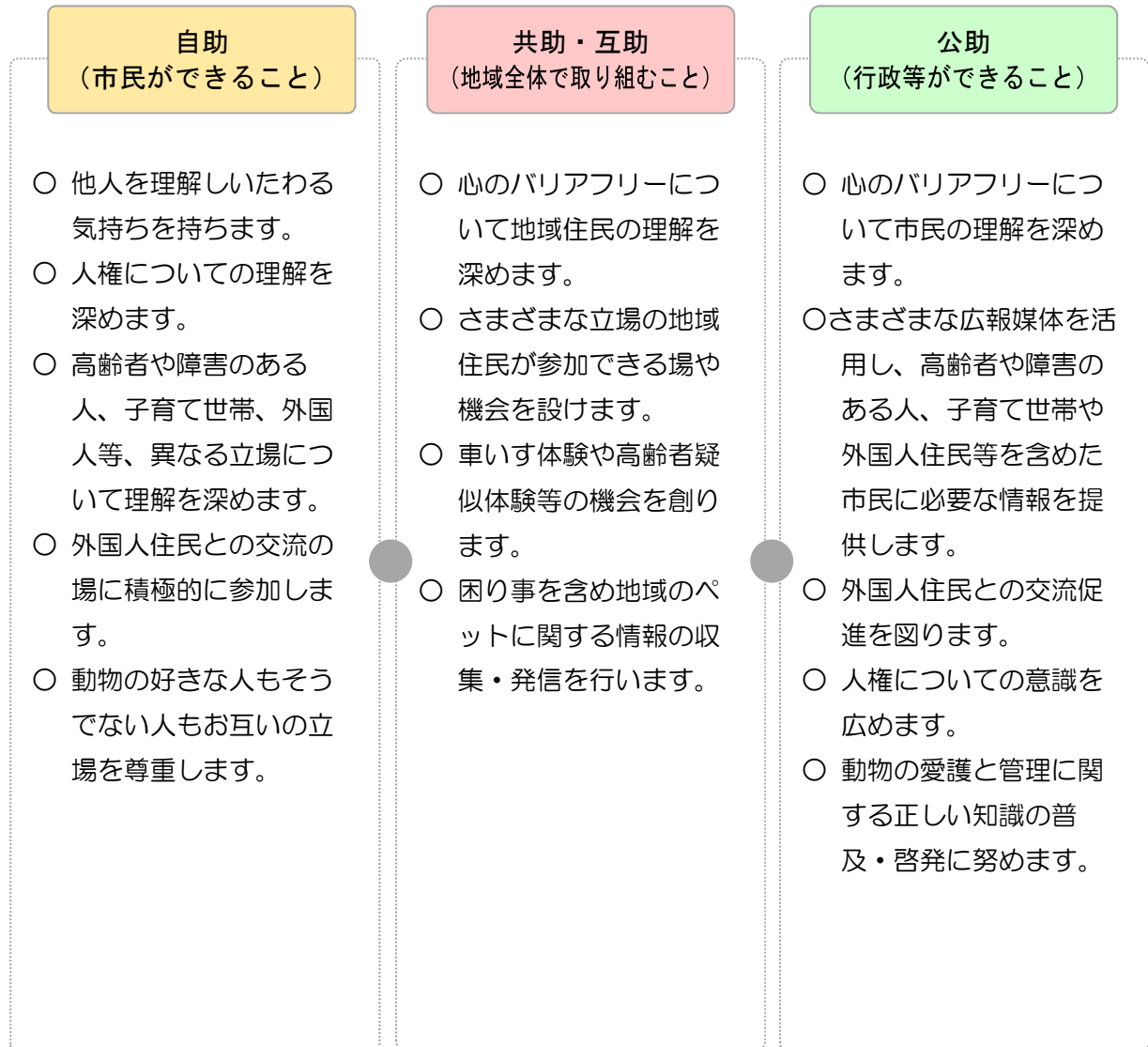
また、動物が好きな人もそうでない人もお互いの立場を尊重し、ルールを守りながら地域で暮らすことで、住みよいまちづくりに繋がります。

本市においては、動物愛護指導センターが中心となり、動物に関する相談・指導を行ったり、「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定したりすることで、動物に関する適正な飼育・管理の普及を図り、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指しています。

【めざすべき姿】

- ・市民の誰もが人権について考え、さまざまな立場の人たちが互いに尊重し合い助け合えるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】



主な取り組み① 人権・一人ひとりが多様性を認め合う心の バリアフリーについての意識啓発

すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすために、認知症や障害等に対する偏見やそれらへの理解不足から無意識に差別してしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化の普及啓発を推進します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
7	人権啓発活動事業	人権施策に関する情報を収集し、庁内に周知を図るとともに、船橋地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参加し、人権啓発事業を船橋法務局の管内の船橋市と八千代市と交互に実施し、人権に関する意識の啓発を図る。	地域福祉課
8	福祉体験講座及び小学生福祉体験講座	一般市民及び小学生を対象に、身体障害について、障害のある人等による講話や、障害体験等を通して、障害のある人への理解と協力について学ぶ。	障害福祉課
9	障害者週間記念事業	「障害者週間」に合わせて、障害のある人の作品展やステージ公演を盛り込んだ行事を開催し、障害や障害のある人への理解の促進を図る。	障害福祉課



主な取り組み② 外国人住民と市民との交流促進

市民一人ひとりが、異文化などへの相互理解を深められるよう姉妹・友好都市交流をはじめとした市民主体の国際交流を推進します。

また、国籍等にかかわらず、地域に暮らすすべての人がそれぞれの違いを互いに尊重しながら理解し合い、地域社会の担い手として、共に助け合って活躍できるよう多文化共生を推進します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
10	市民主体の国際交流	国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進する。	国際交流課
11	多文化共生事業	外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進する。	国際交流課
12	帰国・外国人児童生徒に対する支援	帰国・外国人児童生徒の就学に伴い、日本語指導を必要とする児童生徒に対し日本語指導員・日本語指導協力員を派遣し、適応指導、日本語指導を実施する。	指導課



▲日本で生活する中でのさまざまな相談に多言語で対応します（外国人総合相談窓口）

基本施策（３）心をつなぐ仕組みづくり 重点施策

【現状と課題】

近年では、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を契機に、家族との絆、近隣や地域社会とのつながりの大切さが改めて見つめ直されるとともに、多くの人が自分の生き方を考えるようになりました。

少子・高齢化や家族構成の変化、一人ひとりのライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人と人のつながりや地域社会への帰属意識が希薄化する中で、市民の地域参加や地域における交流を促進していくことが重要となります。

そのために、例えば、町会・自治会が中心となり開催するお祭りや地区社会福祉協議会が中心となり開催するサロン※事業等、世代や属性を超えて誰でも気軽に参加できるイベントを開催したり、地域住民同士の交流拠点を整備したりすることが出会いの場の創出につながります。

市民調査において、北部地区では比較的町会・自治会の活動に参加している人の割合は高いものの、一方で南部・西部地区では低く、「参加の仕方がわからない」ために参加したことがない人が他の地区に比べて多くなっており、新たな転入者が参加の仕方がわからず地域活動に繋がっていない現状がうかがえます。

24地区市民会議でも「町内会の住民と町内会に属していない人との接点づくり」や「ゴミ捨て、福祉等の、町内会に入っていない人への情報伝達」が必要であるという意見も出ており、地域のつながりづくりにおいて、転入者への町会・自治会等の地域の活動に関する情報提供を充実していくことも必要となります。

さらに、ボランティアや市民活動を一層活性化していくために、「活動に関する情報の収集・発信」が最も必要だと考える人は多く、福祉教育や情報提供に関するニーズが高くなっていますが、ボランティアや市民活動に関心のある人の6割以上が関連する情報を“入手できてない”と感じており、このことから情報提供の充実は課題であると考えられます。

そうした中、ボランティア、市民活動に参加したことがない理由として「参加の仕方等の団体情報が得られないから」「活動する仲間や団体が見つからないから」と回答した人が多くみられ、地域での活動に繋げるコーディネート機能の充実が求められています。

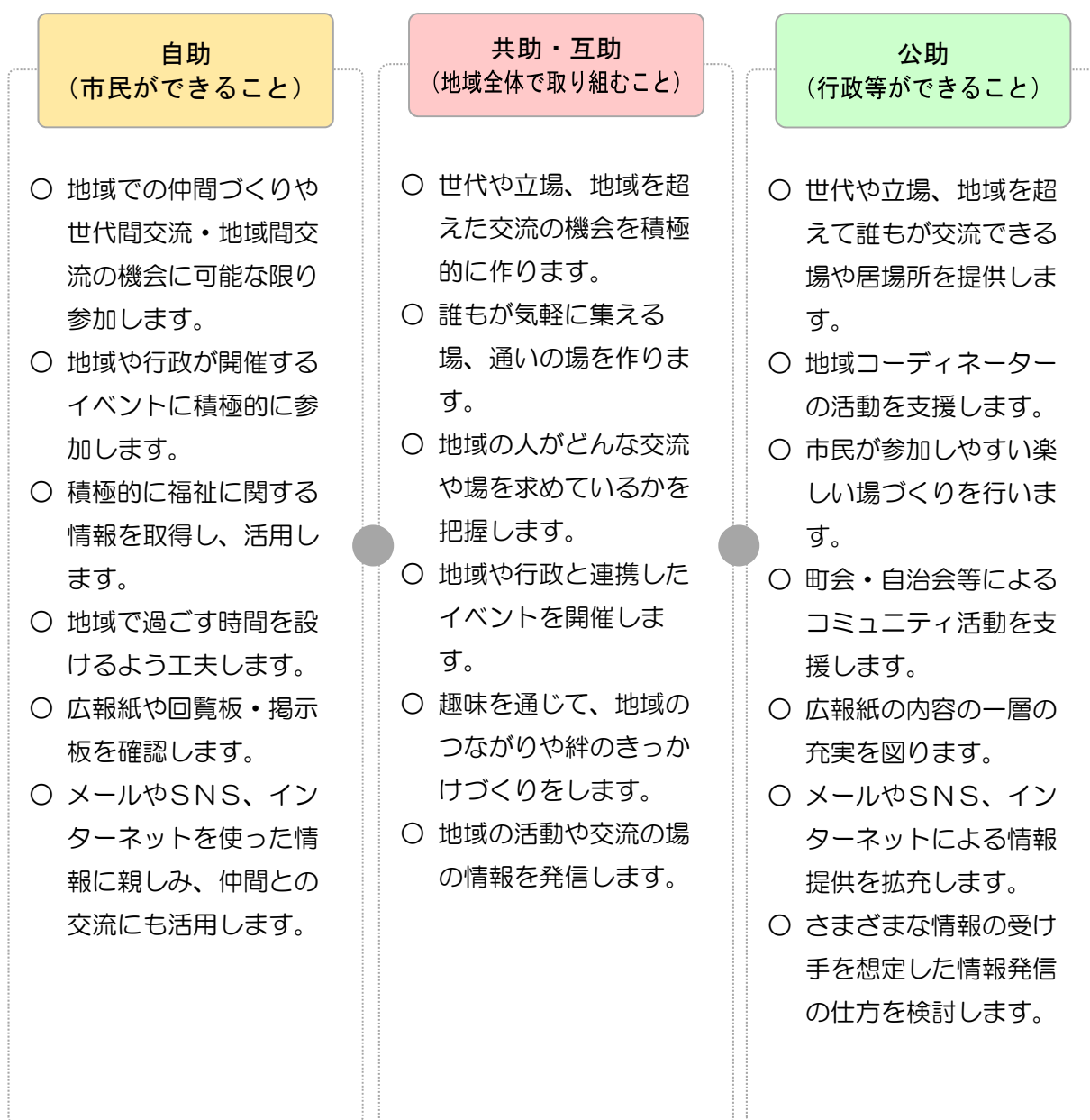
サロン

身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することが出来る活動の場。

【めざすべき姿】

- ・ 市民が互いに知りあい、地域に関心を持つような出会いの場や機会が生まれるようにします。
- ・ 世代や属性、地域を超えて市民が交流し、互いに知りあい、助け合い、高めあう地域をつくります。
- ・ 地域におけるイベント等への参加をきっかけとして、ボランティア活動や市民活動への参加につながるができるようにします。
- ・ 誰もが地域の情報を受け取れるように工夫し、自分に必要な情報を得ることができるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】



主な取り組み① 地域住民等が集う拠点づくり

地域における福祉の活動拠点について、より多くの人が利用できるようソフト面・ハード面ともに充実を図ります。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
13	サロン事業補助金交付事業	①ふれあい・いきいきサロン事業 比較的元気でありながら、家に閉じこもりがちな高齢者の交流の場、仲間づくりの場としてレクリエーション等を実施する地区社会福祉協議会に対し、事業の経費の一部を助成することで、地域住民の手による地域福祉活動を推進する。 ②子育てサロン事業 地域の中で孤立しがちな子育て中の親の交流の場、あるいは子育てに関する相談の場を実施する地区社協に対し、事業の経費の一部を助成することにより、地域住民の手による福祉活動を推進する。	地域福祉課
14	地域子育て支援拠点事業	乳幼児を対象とする子育て支援センター、18歳未満の子供を対象とする児童ホームを「地域子育て支援拠点」とし、子育て家庭に対してアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や乳幼児の遊びの場を提供することで、子育ての不安感や悩みを緩和し、子供の健やかな育ちを支援する。また、子育て支援センターには専門職を配置し相談・情報提供の充実を図る。	地域子育て支援課
15	地区社会福祉協議会活動拠点整備事業	地区社会福祉協議会の活動拠点として地域の空き店舗等を借り上げた際に、借上げ料等を補助する。また、町会・自治会館等を借りて事業を実施した際にかかる会場使用料を補助することで、より多くの人がサロンや体操等の事業に参加しやすい環境を作る。	地域福祉課

主な取り組み② 地域交流事業の促進

地域間や世代間での交流の機会を促進するとともに、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりに努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
16	地域福祉まつり 事業補助金交付 事業	町会・自治会や地域の小・中学校等さまざまな組織や団体が協働して、福祉講演会や介護相談等を、公民館等を会場に開催している本事業費の一部を助成することで地域住民の手による福祉活動を推進する。	地域福祉課
17	ふなばし市民活動フェア	地域へ第一歩を踏み出そうとする人たちに対して、地域活動やボランティア等さまざまな社会貢献活動に参画するきっかけの場を提供するイベントを実施する。	市民協働課
18	学校教育での世代間交流事業	各学校において、幼稚園や保育園と小学校の交流、小・中学校の交流や、保護者や地域の人たちとの交流、高齢者との交流等、さまざまな形で子供たちと世代の異なる人たちとの交流を図っているため、これらの活動がより円滑に実施できるように、協力者を学校教育活動支援ボランティアとして保険に登録し、不慮の事故に備えたり、情報提供をしたりする等の支援をしていく。	指導課



◀およそ50団体の地域でのボランティア活動の展示や実演等を行いました
(令和元年度ふなばし市民活動フェア)

主な取り組み③ 地域情報等の発信

誰もが必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障害のある人、子育て世帯等、今後サービス利用が見込まれる人にも配慮した、福祉・保健・医療に関する総合的な情報の提供に努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
19	ふなばし市民力発見サイトの運営	市内でさまざまな知識や技能を持つ、または公益的な活動を行う個人と団体の情報をインターネット上に集約し、市民に広く公開することで、つながりを生み出し、市民力の活性化を目指す「ふなばし市民力発見サイト」の管理・運営を行う。	市民協働課
20	ホームページ等による子育て情報の提供	市内の子育て関連情報がいつでも分かりやすく検索できる子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」や、出産予定日や子供の生年月日等に応じた情報が届く、妊娠・出産から子育てまでをフルサポートするスマートフォンアプリ「ふなっこアプリ」、あらかじめ登録している携帯電話やパソコンに、子育て支援に関する情報をメール配信する「ふなっ子メール」等により、子育て中の人の負担を軽減し孤立を防ぐために情報提供を行う。	子ども政策課、地域子育て支援課
21	市民便利帳及び市民便利帳外国語版発行事業	本市が提供するサービスや市への手続き等、市民生活に必要な情報を掲載する。また、外国人向けに英語・中国語・ベトナム語版を発行する。	広報課



第5章

【基本方針】柱2 楽しく暮らせる地域づくり ～共に楽しみ・遊んで～



柱2 楽しく暮らせる地域づくり ～共に楽しみ・遊んで～

【基本施策】

（１）社会参加の促進・生きがいの創造 重点施策

主な取り組み① 市民活動・組織の活性化

主な取り組み② 社会参加の機会の創出・就労の支援

（２）地域を核とした健康づくりの促進

主な取り組み① 地域で行う体操等の推進

主な取り組み② こころの健康づくりの充実

（３）居住・移動の自由の確保

主な取り組み① 多様な外出等の支援

主な取り組み② 居住支援の推進

【柱2の取り組みを実施した結果指標】

指標名	実績値	目標値
ボランティアや市民活動に現在参加している 市民の割合	8.5% (令和元年度)	40% (令和8年度)

※第4次船橋市地域福祉計画のためのアンケート調査結果より

目標値は、市民アンケート「あなたは、ボランティアや市民活動にどの程度関心がありますか。」の設問から設定しました。「非常に関心がある」と回答した割合 4.4%と「やや関心がある」と回答した割合 33%の合計を目標値としています（一の位を四捨五入しています）。

基本施策（１）社会参加の促進・生きがいの創造 重点施策

【現状と課題】

地域福祉活動に関わる人の固定化（高齢化）や新たな担い手が見つからないことで、特定の活動者への負担が増大し、活動の継続が難しくなることが懸念されています。

また、例えば子育て世帯においては、核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化等、家族の在り方や家族を取り巻く環境の多様化や、都市部への人口流入等により、生まれ育った地域以外で子育てをする家庭や、不安や悩みを誰にも相談できず孤立して子育てをする家庭も少なくありません。

一方、生きがいを感じている人ほどボランティア、市民活動に参加している割合が高く、生きがいの有無とボランティア、市民活動への参加との関係性がうかがえることから、自分らしく生き生きと暮らすためにも地域への参加は有効であると考えられます。

市民調査において、ボランティア、市民活動におよそ６割の人が「参加したことはない」と回答しており、“関心がある”と回答した人も３割台と低い状態にあります。

ボランティア、市民活動へ「過去に参加したことがある」割合は近年増加傾向にあり、ボランティアや市民活動に触れる機会は増えてきていますが、ボランティアや市民活動の担い手を増やしていく上で、今後は「学校の授業・PTAや課外活動」「町会・自治会の呼びかけ」等のきっかけを継続的な活動に繋げていく取り組みが課題にあげられます。

例えば、退職後のシニア世代は、生きがい・健康づくり、社会貢献への参加意欲が高く、豊富な経験や知識を活用して、地域活動の重要な担い手として活動しており、今後もより一層の活躍が期待されています。

また、近年本市でも増えている子ども食堂は世代や属性を超えて誰もが交流できる居場所としても機能する等、新たな取り組みとして注目を集めており、ボランティアとしての参加だけではなく、地域資源を生かしつつ社会とのつながりをつくるための仕組みづくりも求められています。

団体調査においては、活動の担い手を増やすために必要な行政の支援について、「地域福祉・ボランティア活動の必要性の周知、学習会等の開催」「ボランティア募集や活動の周知等、広報や「ふなばし市民力発見サイト」や市民活動サポートセンターを充実する」等の意見が上位にあげられており、周知や学習の機会を充実していく取り組みも有効だと考えられます。

【めざすべき姿】

- ・ 市民活動やボランティア活動、生涯学習への参加を通して、地域コミュニティを活性化し、誰もが活躍できるようにします。
- ・ 市民活動やボランティア活動の充実により、地域における福祉ニーズが充足されるようにします。
- ・ 地域の資源を活かしながら、社会とつながりを持てるようにします。
- ・ 世代や属性に関わらず、誰もが生きがいを持って生活できるよう、人との関わり合いや趣味等をきっかけとした社会参加や就労がしやすい環境をつくります。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 (市民ができること)

- 自分が「できること・したいこと」が、何かを考えます。
- 市民活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域や社会への貢献意識を持ち、地域へ還元できる知識や技術を身に付けます。
- 起業・就業情報を収集します。
- 生涯学習の場やサークル活動に自分と仲間と積極的に参加します。

共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 各種団体の取り組みを知り、参加・協力します。
- ボランティア団体やサービス事業所等はボランティア活動希望者を積極的に受け入れます。
- 市民活動団体・ボランティア団体同士による交流を行います。
- 地域のソーシャルキャピタル※を高め、地域とのつながりづくりに向けた支援メニューを提供します。
- 地域作り活動等に自主的に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス※の取り組みを推進します。

公助 (行政等ができること)

- 新たな市民ボランティアの発掘や活動機会を提供するとともに、福祉ボランティアの情報提供や学習会を実施し、自発的な取り組みを支援します。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活や社会活動を営めるように、高齢者の生活を支援する事業や社会参加を促進する事業を継続して実施します。
- 就労継続支援や居宅介護をはじめとする福祉サービスの給付を行い、安心して生活できる環境を整備します。
- 各分野で行われている既存の支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援に努めます。

ソーシャルキャピタル

人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域社会においても子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択実現できること。

主な取り組み① 市民活動・組織の活性化

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取り組みを進めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
22	市民活動サポートセンター管理運営事業	市民活動への参加、実践を促す啓発施策や、社会ニーズに対応した活動支援施策を推進し、市民活動団体を支援する。	市民協働課
23	ふなばし市民大 学校運営事業	まちづくりのために地域で積極的に活動することを目指す「まちづくり学部」と、生きがいづくり・仲間づくりを目指す「いきいき学部」において、市民それぞれの目的に合った学習機会を提供し、人材育成・仲間づくりを推進する。また、社会情勢と学生のニーズを把握し、学科の新設やカリキュラムの見直しを積極的に行い、生涯学習の機会充実を図る。	社会教育課
24	子育てサークル支援事業	地域の子育てサークルへの活動の場提供、遊びの提供支援、専門職によるミニ講座及び相談事業を実施するとともに、子育て支援センター内のつどい事業からサークルへの立ち上げ支援及び運営援助を実施する。また、サークルが自主運営できるように、子育て支援センタースタッフがアドバイザー的な役割を担っている。（センター内サークルは会場確保できる南本町子育て支援センターのみ）	地域子育て支援課

主な取り組み② 社会参加の機会の創出・就労の支援

市民一人ひとりが、自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉への意識・関心に応じて、具体的な活動に参加・参画し、継続していけるよう、また、活動を創出できるよう、地域資源を生かしながら、多様な場・機会の提供やコーディネート等の支援に取り組めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
25	生きがい福祉事業団支援事業	船橋市に居住する高齢者等に働く機会を提供することにより、生きがいの充実、社会参加を促進し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立された「生きがい福祉事業団」の運営を支援する。	高齢者福祉課
26	障害者就労支援事業	障害のある人の一般就労を支援するため、一般企業や市内福祉施設職員の一般就労に対する意識やスキルを高めるための研修を行う。また、障害のある人の一般就労支援機関の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化のため、就労支援員1名配置するための補助を行う。	障害福祉課
27	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦を対象に、パソコン技能習得講習会や就職準備・離転職セミナー、資格取得講習会等を開催する。	児童家庭課

基本施策（２） 地域を核とした健康づくりの促進

【現状と課題】

健康であることは、地域で楽しく暮らしていくための基盤のひとつであり、生涯を通じた健康づくりを実践し、いつまでも生き生きと生活することが望めます。

市民調査においては、自身が「あまり健康でないと思う」または「健康でないと思う」と回答した人が約２割おり、特に年齢が高くなるにつれその割合が増加する傾向にあります。

市民が心身の機能を維持し、疾病を予防して健康を手に入れるには、日頃の生活習慣を見つめなおし自分と向き合うことが大切です。自分の身体の状態や生活に合わせ、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養や禁煙、過度の飲酒を避けること等を心がけることが重要です。

また、地域住民の健康を守り、年齢を重ねても日常生活動作に支障が生じないようにする取り組みは、結果的に地域そのものの活力を維持し地域福祉の向上にも寄与するものです。そして、地域で行う健康づくり等の取り組みが住民主体で行われることで、高齢者等の居場所づくりや、住民同士の交流の促進につながっていくことが期待されます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため緊急事態宣言が発出されたこと等により、地域で行う健康づくりや集団で行う介護予防事業の自粛が続きました。しかし、閉じこもることによる運動不足からフレイル※状態となることが懸念されており、十分な感染予防対策をとりながらも、心身の健康づくりの活動は、継続していく必要があります。

また、その影響は心身の健康問題に留まらず、生活困窮や社会的孤立をはじめ、健康や家庭の問題など様々な悩みが複雑に関係して自殺に追い込まれるという大きな社会問題になっています。

そのような面からも地域での居場所づくりや仲間づくり、悩みのある人に気づき専門機関につなげる人材の育成及び身近なところでの相談体制の充実が求められています。

フレイル

加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態を指す。

【めざすべき姿】

- ・地域における健康体操の実施や健康に関する学習機会や情報提供を通して、市民の心身の健康増進を図り、市民がよりよい生活環境を確立し、健やかに暮らせるようにします。
- ・誰もが心身ともに健康でいられるよう、個人のみならず地域全体で取り組みます。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 (市民ができること)

- 健康診断の受診や運動の習慣化等、主体的に健康づくりに取り組み、自らの健康維持に努めます。
- 栄養のバランスの取れた食事や野菜を摂取することの大切さについて理解を深めます。
- 行政や地域が開催する講座やイベント等の健康学習の場に積極的に参加します。
- 自宅でできる健康づくりに取り組みます。
- 広報紙等から健康に関する情報を取得します。
- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 周囲の人の悩みに気づけるよう心掛けます。

共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 地域ぐるみで健康の維持・増進に取り組みます。
- 事業者も一緒になって、地域での健康づくりや食育に関する事業に取り組みます。
- 地域住民を対象とした講座やイベント等の健康学習の場を確保します。
- 地域住民により運営・活動している運動の場を確保します。
- 悩みをひとりで抱え込まず周囲に相談しやすい体制を整えます。

公助 (行政等ができること)

- 健康診断の受診や生活習慣病予防を進め、生涯にわたる健康な生活習慣の定着を推進します。
- 高齢者の活躍の場の創出や地域における健康活動、趣味活動等の生きがいづくりを通して、互いに支え合える取り組みを支援します。
- ロコモティブシンドローム※の啓発や、リハビリ的要素を含んだ体操（ふなばしシルバーリハビリ体操）を推進します。
- 「食」を通じた健康づくりの啓発活動を推進します。
- メンタルヘルス※に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 睡眠やストレス解消に関する健康講座を実施し、こころの健康度を高めます。
- 精神保健福祉に関する相談を実施します。

ロコモティブ
シンドローム

筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板等の痛みや筋力低下、バランス能力の低下によって、歩行や日常生活に何らかの障害をきたし、要介護になる危険性の高い状態をいう。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生等と称される。

主な取り組み① 地域で行う体操等の推進

地域活動への参加を促し、身体活動・運動へと結び付けていく等、地域ぐるみでの健康づくりを促進していきます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
28	ふなばしシルバーリハビリ体操※推進事業	高齢者の介護予防を図り、健康寿命※の延伸、生活の質の向上につなげることを目的に、地域でふなばしシルバーリハビリ体操教室を開催するとともに、市民を対象としたふなばしシルバーリハビリ体操指導士養成講習会を開催し、体操を指導・普及する人材を養成する。また、市民自らが体操指導士となり、体操教室の開催及び普及活動を行う。	健康づくり課
29	公園を活用した健康づくり事業	生涯にわたる健康づくりを推進するため、身近な公園で手軽に出来る運動習慣を身につけられるよう、公園を活用した健康づくりをする。	地域保健課
30	健康ポイント事業	健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、さまざまな特典が得られる健康ポイント事業を実施する。	健康政策課



◀身近な公園で運動習慣を身につけられます（公園を活用した健康づくり事業）

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されことなく生活できる期間。

ふなばしシルバーリハビリ体操

医師が考案した、いつでも、どこでも、どなたでもできる市民同士の支えあいによる健康づくりを目指した体操。

主な取り組み② こころの健康づくりの充実

地域で声かけができる体制を促進していくとともに、ストレスを解消するための相談窓口を設ける等、こころの健康づくりを充実します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
31	精神保健福祉相談・訪問指導事業	市民の精神保健福祉に関する相談について、相談医師による予約制の相談窓口を設置する。また、職員による相談・訪問指導を実施する。	地域保健課
32	ゲートキーパー※ 養成事業	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人＝「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。	地域保健課



ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

基本施策（３） 居住・移動の自由の確保

【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住環境が整備されていることがまず必要となります。また、地域における自立生活と社会参加を促すためには、建物や道路のバリアフリー化や交通機関の充実等、誰もが気軽に外出するための基盤が整備されていることも不可欠です。

本市は、市内に鉄道が９路線３５駅ある等、公共交通機関が充実していますが、内陸部を中心に公共交通の利用が不便な地域も存在します。市民調査において、高齢者・障害のある人・子供にとって船橋市が住みにくいと回答した人は、その理由として、「道路の段差が多かったり、歩道が整備されていない等外出しにくい」「交通機関が不便・利用しにくい」「利用しやすい公共施設が少ない」ことを理由にあげています。また、住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものについては、「安心して歩ける歩道が少ない」の割合が高く、歩道の歩きにくさや交通機関の利用しにくさが課題となっています。

このようなことから、住まいの確保やバリアフリーに関する支援を行うとともに、ユニバーサルデザイン※の考えを踏まえたまちづくりや市内のバリアフリー化、多様な外出方法の支援等を充実させていくことで、より住みやすい地域になっていくと考えられます。

また、施設・設備等ハード面の整備だけでなく、24地区市民会議で「ともに助け合えるコミュニティがあるまちにしたい」という意見が出ていること等からも、困っているときに助け合うことで、買い物や移動がしやすい地域づくりが進んでいくことが期待されます。

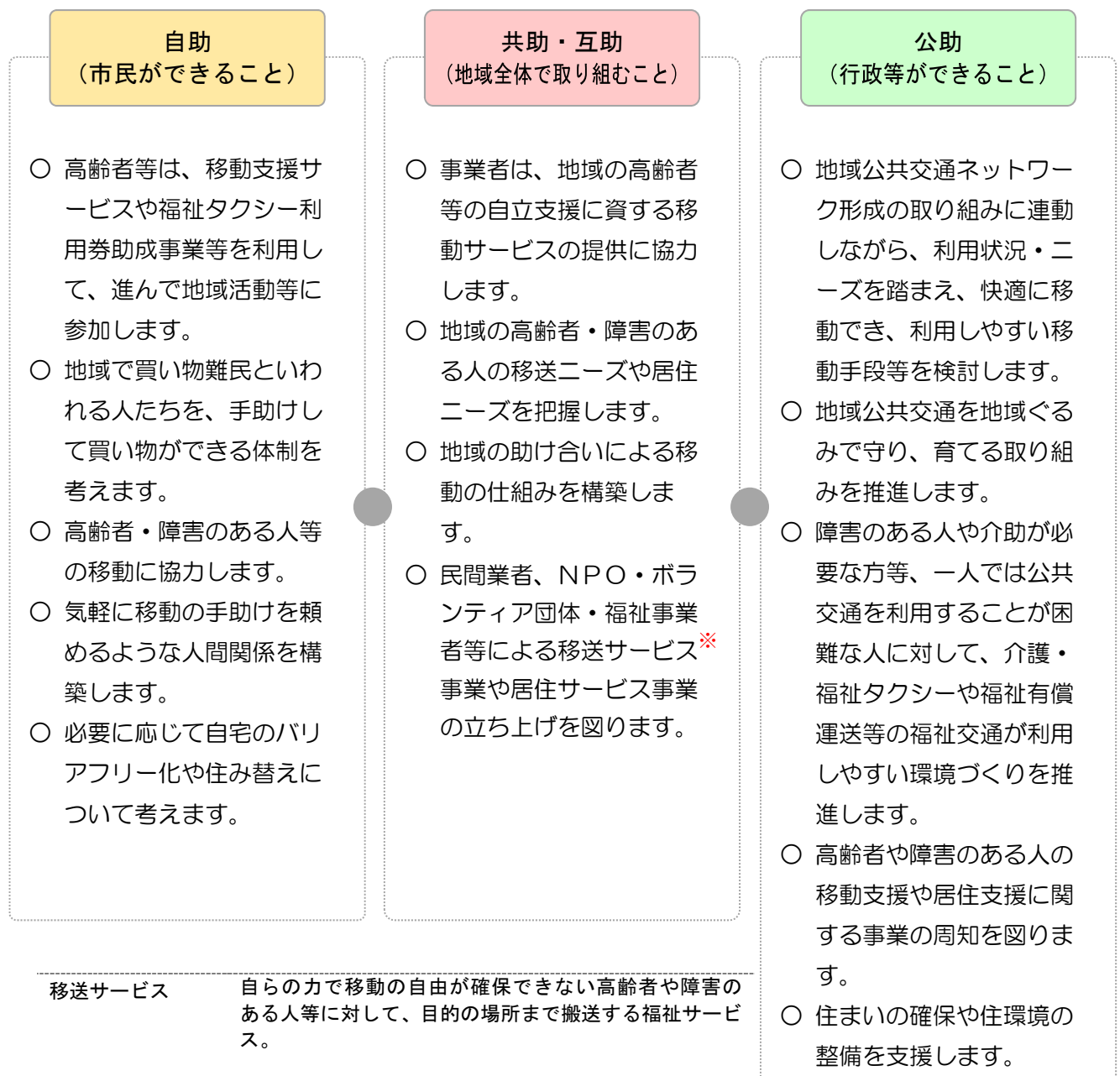
ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。「バリアフリー」が既にある障害（バリア）を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害（バリア）を作らないようにすること。

【めざすべき姿】

- ・移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子供連れや高齢者等に配慮した施設の整備等、誰もが利用しやすいまちづくりを進めます。
- ・移動や買い物に困ったときには、互いに助け合えるようにします。
- ・公共の場所のみならず、一般住宅のバリアフリー化の推進に努めます。
- ・高齢になっても、生活に支障が生じて、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自分らしい生活を継続することができるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】



主な取り組み① 多様な外出等の支援

公共交通網の利便性の向上を図るとともに、福祉有償運送※やその他の移動支援サービスにより公共交通機関を利用するのが困難な人への移動支援を行うことにより、全市的な移動のしやすさを図っていきます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
33	福祉有償運送運営協議会	NPO 法人等が実施する福祉有償運送について、その必要性及び安全性の確保並びに旅客の利便の確保に係る方策等を協議する場として、福祉有償運送運営協議会を設置し、運営する。	地域福祉課
34	移動販売支援事業	地域包括ケアシステムの構築に向けた生活支援施策として、日常の買い物にお困りの人を支援するため、スーパーや生鮮品取扱店等の店舗が近隣に無い地域で移動販売を行う事業者に対し、地域からの巡回要望を受けた販売場所の調整等の支援を行う。	商工振興課
35	交通不便地域支援事業	交通不便地域解消の一環として、自動車学校・教習所や老人福祉センターの協力を得て、65歳以上の高齢者を対象とした高齢者移動支援協力バスを運行する。また、東老人福祉センター送迎バスについては、医療センター受診者に限り、65歳未満の市民の同乗を認める。	道路計画課



◀約 600 品目の品物を扱い、日常の買い物にお困りの人を支援します（移動販売支援事業）

福祉有償運送

NPO 法人等が、身体障害者や要介護者等、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行う等、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービス。

主な取り組み② 居住支援の推進

誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組み等、住環境の整備を支援します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
36	居住支援事業	ひとり暮らし高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう船橋市居住支援協議会※が相談窓口を設置し、住まい探し等に関する相談、賃貸物件情報の提供、契約時の同行支援等、さまざまな居住支援サービスを実施する。	住宅政策課、 地域包括ケア 推進課
37	住宅相談事業	安心して長く住み続けることのできる住まいづくりの為にリフォーム、耐震等の住宅に関する無料相談を行う。	住宅政策課
38	住居確保給付事業	離職または自営業の廃止、休業等の収入減により、経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	地域福祉課

船橋市居住支援協議会

宅地建物取引業者や居住支援団体、船橋市等で構成し、各関係団体等の連携により、高齢者等の住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題の解決策を協議する組織。



第6章

【基本方針】柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～



柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～

【基本施策】

（１）包括的な相談支援体制の充実 重点施策

- 主な取り組み① 専門相談支援機関の強化
- 主な取り組み② 身近な地域の相談先の充実
- 主な取り組み③ 連携体制等の強化

（２）生活困窮者等への支援の推進

- 主な取り組み① 生活困窮者等への支援強化
- 主な取り組み② 困難を抱える子供・若者への支援
- 主な取り組み③ 再犯防止施策の推進

（３）防災・防犯対策の充実

- 主な取り組み① 災害時における要配慮者支援体制の充実
- 主な取り組み② 日常における防犯体制の充実

（４）地域医療・地域見守り体制の充実

- 主な取り組み① 地域医療体制の充実
- 主な取り組み② 認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実

（５）権利擁護と虐待防止の推進

- 主な取り組み① 福祉サービス事業者の育成
- 主な取り組み② 成年後見制度等の利用促進
- 主な取り組み③ 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

【柱3の取り組みを実施した結果指標】

指標名	実績値	目標値
地域での支えあいや助け合いに関心を持っている市民の割合	45.1% (令和元年度)	80% (令和8年度)

※第4次船橋市地域福祉計画のためのアンケート調査結果より

目標値は、市民アンケート「身近な地域での助け合い活動が必要だと思いますか。」の設問から設定しました。「必要」と回答した割合 18.2%と「どちらかといえば必要」と回答した割合 59.3%の合計を目標値にしています（一の位を四捨五入しています）。

基本施策（１） 包括的な相談支援体制の充実 重点施策

【現状と課題】

近年、行方不明高齢者やひきこもり、高齢の親と無職の子供の問題（「8050問題」）、育児と介護の両方を抱える問題（ダブルケア）、10代で親の介護等をしている問題（ヤングケアラー※）、ごみ屋敷問題等、複合化した問題、制度の狭間にある問題が顕在化し、社会問題となっています。自殺が増加傾向にある理由として、それらの様々な悩みに追い込まれた末によることも考えられます。

本市では、高齢者、障害のある人、子供、それぞれに係る相談支援を行う各々の制度ごとの窓口を設けるとともに、まずどこに相談してよいかわからない場合や、「制度の狭間」に置かれて生活が困窮しているといった悩みを抱えている場合に、ワンストップサービスの機能を果たす「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」ができたことで、生活相談や就労支援等も充実し、自立の支援につながったケースも増えてきています。

しかし、市民調査において、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の認知度は1割以下に留まっており、福祉に関する困りごとがある人に利用していただくためには、地域への積極的なPRが必要です。

支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、広報紙やホームページ等多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供を行うとともに、相談支援窓口からの地域への積極的なPRを行い、専門的な相談支援窓口等へつながる仕組みづくりを図ることが必要です。

また、単独の支援機関だけでは対応が難しい複合化・複雑化した事例に対しては、多機関・多職種連携による包括的な支援体制が求められます。本市においては、専門的な相談機関が多数設置されており、まずはそれぞれの相談機関が包括的に相談を受け止め、その内容を分類し、支援可能な部署や支援機関へつなぎ、さらに各相談機関等が連携していく支援体制を構築する必要があります。

さらに、既存の制度の対象とならず、相談することをあきらめている人や、ヤングケアラーのように、家庭内に潜在化していて、支援の必要があっても相談機関につながりにくい人への支援方法としてアウトリーチ機能を強化することも求められます。

ヤングケアラー

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子供。

【めざすべき姿】

- ・誰もが必要な相談窓口の情報を得られ、困ったときには気軽に相談できるようにします。
- ・高齢者、障害のある人、子育て世帯等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、身近な地域で相談支援を受けられるようにします。
- ・地域で社会福祉活動を行うさまざまな関係者が役割分担をしながら協力し、市民の相談に応じることができるようにします。
- ・一つ一つの困りごとは制度の対象にならなくても、それらが複合化して、生きづらさにつながっているような人に対し、各分野が連携し、総合的に対応できるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 (市民ができること)

- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 身近な相談窓口等の情報を取得します。
- 市のホームページ、パンフレットを小まめに確認します。
- 近隣の人との日常的なつきあいを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につながります。
- 福祉課題を持つ人や家庭の情報を、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、関係行政機関へ連絡します。

共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 民生委員・児童委員や町会・自治会、福祉施設等が連携し、多様化する地域での相談ごとに対応します。
- 地域が顔見知りになり、身近な相談窓口等の情報を教え合います。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図ります。
- 障害のある人や高齢者に配慮した情報伝達を行います。
- 各制度の相談窓口を地域の福祉相談事業のパートナーとして捉え、協力・連携していきます。

公助 (行政等ができること)

- 総合相談窓口の情報や福祉に関する各種制度等を広報紙、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用し、わかりやすく情報提供を行います。
- 各分野での相談窓口において包括的に相談を受け止め、複合化・複雑化した課題については必要に応じて関係機関につなぎ、連携を図ります。
- 関係機関や団体、ボランティア等と連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスを推進します。
- 「8050 問題」や「ダブルケア」等、複雑多様化する福祉課題に対する総合的な情報提供や支援の円滑な推進を図ります。
- 福祉の各分野（高齢者、障害のある人、子供・子育て、生活困窮者等）における相談支援機関の更なる充実を図ります。
- 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、関係機関とのネットワークの中から潜在的なニーズを抱える人を発見できるよう努めます。

主な取り組み① 専門相談支援機関の強化

地域で支援を必要とする人が孤立しないよう、困りごとを抱える人の課題を的確に把握し、必要な支援につなげていくため、相談機関のさらなる充実を図り、複数の福祉課題や制度の挟間となる課題についても対応のできる、総合的な相談体制の充実を図ります。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
39	総合相談窓口事業	高齢者、障害のある人、子供等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、対象者を限らないワンストップの相談窓口である船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」を設置し、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図る。	地域福祉課
40	地域包括支援センター運営事業	高齢者のための総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行う。	地域包括ケア推進課
41	障害者（児）総合相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護の必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。	障害福祉課
42	子育て世代包括支援センター※事業	妊娠・出産・子育てに関する各種相談に保健師・助産師・保育士・教員経験者・心理士といった専門職が応じ、支援が必要な人には個別の支援プランを策定し、継続的・包括的に支援する。	地域保健課

子育て世代包括支援センター

安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指す総合相談窓口。

主な取り組み② 身近な地域の相談先の充実

支援が必要な人に情報が届くように地域の支援者と連携し、地域・行政の重層的な相談のネットワークを構築し相談をしやすい環境を充実していきます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
43	福祉相談運営事業補助金交付事業	地域での困りごと等の相談を受けるため、地区社会福祉協議会が設置している福祉相談窓口の更なる充実を目指し、財政的支援を行う。	地域福祉課
44	民生委員・児童委員事務局運営事業	民生委員・児童委員が行う地域住民の福祉向上のための相談や訪問等に対する支援を行うとともに、相談のある市民へ民生委員の紹介を行う等、連絡調整を行う。また船橋市民生児童委員協議会の事務局として、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
45	高齢者まちかど案内所事業	介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口について、介護保険サービス事業所や薬局、整骨院等身近にある事業所で、高齢者やその家族からの相談を受け付ける。	地域包括ケア推進課



▲さまざまなお困りごとの相談に乗り、市と相談者のかけはしとなります（民生委員・児童委員事務局運営事業）

主な取り組み③ 連携体制等の強化

複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関が問題を共有し、連携して支援を行う等、各機関や各事業の協働等を図ります。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
46	地域ケア会議※等の開催	高齢者の個別課題の検討を行う「個別ケア会議」を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援する。また、「個別ケア会議」での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメント※し、そこから見てくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している「全体会議」を中心に検討を行う。また、それぞれの会議の開催を通じて、医療・介護・地域関係者等のネットワークづくりを行う。	地域包括ケア推進課
47	自立支援協議会※の開催	障害者総合支援法に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害のある人に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす自立支援協議会を運営する。	障害福祉課
48	自殺対策連絡会議の開催	自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や民間団体等と連携体制を確保して、自殺の実態把握や情報交換等を行う。	健康政策課

地域ケア会議

地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で組織され、情報交換を行い、要援護になりうる高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。

アセスメント

生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握したり、地域の生活支援ニーズを把握すること。

自立支援協議会

障害があっても住みやすい地域を作るため、ライフステージに応じた課題について、支援に関わる者が協議・連携・協働するために設置される機関。

基本施策（２）生活困窮者等への支援の推進

【現状と課題】

雇用を取り巻く環境の変化、世帯やコミュニティ機能の低下、貧困の世代連鎖等、社会情勢の変化の中で、今や誰もが生活に経済的な困りごとを抱えるリスクに直面しているといえます。

これまで日本では、仮に生活困窮状態に陥ったとしても生活保護制度がセーフティネット※となることで国民に包括的な安心を提供してきました。

しかし、生活困窮者には複合的な課題を抱える場合も多く、経済的困窮の背景の一つとして、社会的孤立や孤独、社会からの排除が重なり「制度の狭間」に置かれているケースもあることから、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第２のセーフティネット」として、平成２７年４月から「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

就労に向けて課題を抱えているケース等経済的な課題にとどまらず、ひきこもり等の社会的孤立や複合的な課題を抱える人への対応、子供の貧困※への対応が急務となる中、本市では、総合相談窓口として「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」を設置し、生活困窮等に関する自立の支援に取り組んできました。今後は、その内容の周知やアウトリーチ機能の拡充等更なる充実が求められています。

またそれだけでなく、経済的な困窮や社会的孤立、さまざまな理由からホームレス状態に陥るケース、犯罪や非行に走り立ち直りに困難を抱えるケース等、福祉的な支援を必要とする場合は数多くあります。

生活困窮者等の状況はその人個人によって異なり、行政の支援はもとより、地域資源の活用や民間の団体・機関との協働、地域住民の理解促進等、多角的な取り組みを推進していくことが重要です。

セーフティネット	生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。
子供の貧困	経済的状況や世帯状況に起因する困難な状況により、子供たちの成長段階のさまざまな経験や機会が失われること。

【めざすべき姿】

- ・生活困窮状態から抜け出せない人々が抱えているさまざまな課題を包括的に受け止め、行政による支援と地域による支援により、生活困窮者等が自立して生活できるようにします。
- ・地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障害のある人、生活困窮者、ひとり親家庭等さまざまな支援を必要とする人に対して、関係機関等が連携を図りその人に合った支援を受けられるようにします。
- ・子供や若者が生まれ育った環境に左右され、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぎ、将来に向けてさまざまな経験ができるよう、関係機関等と連携して、子供・若者をサポートします。
- ・更生保護への取り組みを行うとともに地域の理解を深め、再犯防止に向けた総合的な取り組みを行います。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 (市民ができること)

- 地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行います。
- 生活困窮者自立支援制度に関心を持ち、情報収集に努めます。
- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 経済的な困窮や更生保護について、偏見を持つことなく理解に努めます。

共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 地域で支援を必要としている人を民生委員・児童委員等、適切な相談者等へつなげます。
- 地域で支援を必要としている人に、地域での情報提供や相談支援を充実します。
- 地域でのつながりを生かし、社会的な孤立を防ぎます。
- 隣近所の人々の異変等に早期に気づき、必要に応じて船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」等を紹介します。

公助 (行政等ができること)

- 関係機関と連携し就労・就労定着に向けた支援を行い、自立した日常生活が送れるように支援します。
- 就労環境の整備等の事業に取り組み、個々の状況に応じた自立や就労、生活、社会とのつながりの回復等を支援します。
- 子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、「子供の貧困」対策について取り組みます。
- ひとり親家庭に対する相談支援を充実させるとともに、就労に向けた資格の取得費用の助成や貸付申請等を支援します。
- 更生保護や再犯防止に向けた取り組みを行います。
- ホームレスの支援に取り組み、ホームレス自身が自立した生活を営めるようにします。
- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携を図ります。
- 相談事業について広く市民に周知し、それぞれの相談窓口のネットワーク化を推進します。

主な取り組み① 生活困窮者等への支援強化

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、生活困窮者状態にある人に対して、関係機関等と連携し、包括的、継続的な支援体制を整備し、適切な対応を行います。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
49	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援する。	地域福祉課
50	就労準備支援事業※	すぐに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的に、グループワークや就労体験等を通じて「日常生活自立※」「社会自立※」「就労自立※」の支援を行う。	地域福祉課
51	ホームレス自立支援事業	ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者を対象に、福祉、健康、住居等の相談・指導を行い、自立を促すとともに関係機関等と連携しながら、ホームレスに関する問題解決を図る。	地域福祉課

就労準備支援事業	一般就労を行う前段階としての準備として、基礎能力を形成するための支援を行う事業。
日常生活自立	適切な生活習慣の形成を促すため、適切な身だしなみに関する指導や助言等を行うこと。
社会自立	社会的能力の形成を促すため、地域活動への参加等を行うこと。
就労自立	就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を行うこと。

コラム ～「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」～

平成24年12月に、高齢者、障害のある人、子供等、対象者を限定せず、どなたからの相談もお受けする「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」が誕生しました。

当時、千葉県内には福祉の総合相談窓口として「中核地域生活支援センター」が13か所の千葉県保健福祉センターの圏域ごとに設置されていました。また、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「第2次船橋市地域福祉計画」の策定にあたり、策定委員から福祉に関するワンストップの窓口の提言がありました。これらをきっかけに、庁内で検討を進めた結果、市の独自事業として「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」が開設され、相談事業を開始しました。

その後、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」は平成25年4月から厚生労働省の生活困窮者自立支援制度のモデル事業（自立相談支援事業）に採択され、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、さまざまな事情で生活にお困りの人からの相談をお受けし、一人ひとりの状況に応じて寄り添いながら、就労支援や家計改善支援等、さまざまな支援を行っております。



▲市役所別館の入口に目印の看板があります。お気軽にご相談ください



▲さまざまな困りごとにお悩みの人の相談に応じ、一人ひとりの状況に合わせた支援策を提示します

主な取り組み② 困難を抱える子供・若者への支援

子供や若者が生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるように、関係機関や地域等と連携しながら困難を抱える子供・若者への支援を図ります。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
52	学習支援事業	子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活困窮世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等の中学生を対象に、学習する場を提供し、学習習慣を定着させ基礎的な学力向上を図るための指導や、進学及び進路支援を行うこと並びに高校生等への中退防止のための指導及び相談を行う。	地域福祉課、 児童家庭課、 生活支援課
53	フードバンク・子ども食堂への支援	地域や民間団体の自主的な取り組みにより運営されているフードバンク・子ども食堂の取り組みを支援するため、活動状況の情報発信を行うなど、活動に対する支援を行う。	地域福祉課、 児童家庭課
54	若者就業支援事業	若者の就業環境の改善を図るため、「ジョブカフェちば [※] 」で（公財）千葉県産業振興センターが実施する就業支援事業に対しての助成及び「ふなばし地域若者サポートステーション」による若年無業者への就労支援を行う。	商工振興課

ジョブカフェちば 船橋市にある、15歳からおおむね39歳までの人の就職活動及び企業の採用活動をサポートする千葉県の施設。

コラム ～「食」でつながる地域の輪 子ども食堂・フードバンク」～

子ども食堂は子供が一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子供への食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場等の役割を果たしています。子ども食堂は民間発の自主的かつ自発的な取り組みで、全国的に急速な広がりを見せており、船橋市内でも平成28年4月から始まり、現在では18カ所の店舗や施設で行われています（令和3年10月末現在）。

船橋市内にある子ども食堂は、飲食店や福祉・医療等の施設等さまざまな場所で地域に根ざした活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会食形式の開催が難しい時には、お弁当や食品の配布を行うパントリー形式で開催する等、工夫を凝らした活動が行われています。

また、「特定非営利活動法人フードバンクふなばし」では、家庭に眠っている食品や品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を個人や企業等から寄付してもらい、支援を求める子育て家庭へ配送する他、子育て支援団体や子ども食堂にも提供しています。

個人や企業等が「特定非営利活動法人フードバンクふなばし」へ食品を寄付することで、食に不安を抱く子育て家庭を支援し、食品ロスの削減・社会貢献の推進に繋がっています。

子ども食堂



▲友達と楽しく食事します
（おむすび食堂）



▲みんなで楽しく調理します
（きすな子ども食堂）



▲いろいろな種類の食事が楽しめます
（キタナラ子ども食堂）

フードバンクふなばし



◀ボランティアの協力で、
寄付いただいた食品を
箱詰め作業しています

子育て家庭への温かい▶
メッセージを添えて
お届けしています



主な取り組み③ 再犯防止施策の推進

出所者等に対し、地域で孤立しないよう必要な福祉サービスへ繋ぐとともに、適切な更生支援が行えるよう、地域の理解を深め、再犯防止に向けた総合的な取り組みを検討します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
55	保護司会補助事業	更生保護サポートセンター※において、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて「社会を明るくする運動」への一部助成を行う。	地域福祉課
56	再犯防止推進計画※策定及び推進	犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、市再犯防止推進計画の策定について検討する。犯罪をした者等が社会的に孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。	地域福祉課

更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

再犯防止推進計画

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援等を行うための施策を盛り込んだ計画。

基本施策（３）防災・防犯対策の充実

【現状と課題】

大地震等の災害や、地域の中での犯罪被害は、普段の暮らしの中で突然発生します。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、市内においても家屋の倒壊や液状化によって、多くの被害が発生し、特に沿岸部の潮見町、日の出、栄町、若松等では液状化による被害が深刻でした。また、令和元年9月の台風第15号では、千葉県内で大規模かつ長期停電が発生し、本市でも多くの世帯が被害を受けました。

市民調査において、助け合い活動が必要と回答した理由では「災害等いざという時のために必要だから」の割合が最も高くなっており、災害時における地域での助け合いの必要性は多くの市民の共通認識であることがうかがえます。

本市では、地震等突然の災害の対策として、高齢者や障害のある人等の自力での避難が難しいと思われる「避難行動要支援者」を把握し、日頃からの見守りや緊急時の支援事業として市社会福祉協議会が実施する「安心登録カード事業」と連携することにより安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。今後は、避難行動要支援者の避難支援等をより実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定に努める必要があります。

大規模な災害時には公的支援だけでは限界があるため、地域の助け合い、支え合いによる見守りや、町会・自治会等の自主防災組織※の活動の強化、防災訓練や学習会の開催、防災マップづくり等、地域における平常時からの体制構築も重要です。また、地域で暮らす外国人住民は、言語や生活習慣等の違いにより災害時に要配慮者となりうることから、やさしい日本語や多言語での情報提供等が必要です。

地域で安心して暮らすには、防犯への取り組みも必要です。高齢者を中心に「電話de詐欺」等による被害が多発し、その手口も年々巧妙化してきている等、地域における防犯の必要性が高まっています。

防犯についても同様に、日頃からの地域のつながりを強化することにより、地域における自主防犯活動やスクールガード※による子供たちへの見守り等、地域ぐるみで被害を未然に防ぐ活動も期待されています。

自主防災組織	「私たちの地域は、私たちで守る」という精神、連帯感により自主的に結成する組織で、お互い協力しあい、地域が一体となって防災活動を行うための組織。
スクールガード	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、登下校の時間に合わせて通学路や近くの公園等をパトロールしながら見守り活動を行うボランティア。

【めざすべき姿】

- ・日頃から地域全体で防災対策に取り組み、災害が起こったときには皆で助け合えるようにします。
- ・災害時に最も支援を必要とする人にも、不足なく支援がとどくような体制・仕組みを整えます。
- ・地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、学校、警察、事業者、行政が一体となった活動により、犯罪を未然に防ぐことができるようにします。
- ・高齢者をねらい手口が巧妙化する犯罪や幼い子供を対象とする犯罪から住民を守るため、新しい対策を講じることができるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 （市民ができること）

- 日頃から防災意識及び防犯意識を高めます。
- 地域の防災訓練へ積極的に参加します。
- 避難行動要支援者について理解を深めます。
- 災害時等に備えて、平常時の地域の支え合い、助けあいに協力します。
- 自分の身の回りでどのような犯罪が起きているのか情報収集をします。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- 地域での自主防犯活動及び自主防災活動を支援します。
- 災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します。
- 災害時に備えて自主防災組織が中心になり、訓練を実施します。
- 災害時には、地域を守るための物資、場所、人材の提供等の協力を努めます。
- 地域での見回り等により犯罪を未然に防ぐ活動を行います。
- 詐欺等に関して回覧板・掲示板等を活用して注意喚起を行います。

公助 （行政等ができること）

- 地域での見守り等、日頃からの防犯体制・防災体制の構築を支援します。
- 防犯情報・防災情報の周知や啓発を図ります。
- 地域の実情を踏まえた防災訓練や講習会の実施、自主防災組織の育成、強化を図ります。
- 避難行動要支援者制度の周知や要支援者情報提供の同意を促します。
- 避難所における要配慮者に対する支援体制の構築、強化を関係機関（市民、事業者、社会福祉協議会等）と共に行います。
- 消費生活に関する相談窓口を充実させ、消費者利益の擁護を図ります。

主な取り組み① 災害時における要配慮者支援体制の充実

避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、要配慮者支援体制の充実を図ります。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
57	安心登録カード登録者への見守り活動支援	船橋市社会福祉協議会が実施する安心登録カード登録者見守り活動支援事業に要する費用の一部を補助し、日頃からの見守り活動を通じて顔の見える関係を築くことで、災害時の救援・支援体制の構築を推進する。	地域福祉課
58	自主防災組織の育成	地域住民の自助・共助の精神による自発的な防災活動の推進を図るため、町会・自治会・マンション管理組合等を単位として補助金を交付し、自主防災組織の結成及び防災訓練の参加等活動促進に努める。	危機管理課
59	災害時外国人支援サポーター養成事業	言語、生活習慣、災害に対する意識が異なることにより災害発生時に要配慮者となりうる外国人住民に対し、やさしい日本語や多言語での情報提供、通訳・翻訳の支援等を行うボランティアを養成するため、船橋市国際交流協会と共催で実施する。	国際交流課

主な取り組み② 日常における防犯体制の充実

地域の防犯パトロールやスクールガードによる子供の見守り、地域防犯組織等地域ぐるみの防犯活動の取り組みを周知・支援します。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
60	自主防犯活動支援事業	地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊へのパトロール物資の支給等を行う。また、町会・自治会等が自主防犯活動を補完するために設置した防犯カメラの設置費及び維持管理費を補助する。	市民安全推進課
61	スクールガード事業	登下校の時間帯に合わせて、通学路や近くの公園等をパトロールしながら、子供たちを見守る。	保健体育課 (児童・生徒防犯安全対策室)
62	消費者啓発事業	消費者被害の未然防止及び自立した消費者の育成のために各種啓発、情報の提供を行う。	消費生活センター



▲町会・自治会等による自主防犯活動を支援します
(防犯パトロール隊の式典の様子)

基本施策（４）地域医療・地域見守り体制の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、地域の医療体制の充実が大きな要素となります。また、高齢者においては、自身の療養が必要となった場合でも自宅で生活することを望む人が多く、身近に病気や健康維持について相談できるかかりつけ医の存在が重要となるとともに、在宅における医療体制の充実をさせていく必要があります。

本市では、市立医療センターや市立リハビリテーション※病院、地域の医療機関等に加え、在宅医療※・介護についての相談窓口である在宅医療支援拠点「ふなぽーと」や、医療・介護団体及び行政で組織される「船橋在宅医療ひまわりネットワーク※」等、それぞれが協力・連携することで、急性期から回復期、維持期・生活期まで切れ目のない支援を行い、市民が安心して暮らせる体制づくりに努めています。

また、近年、認知症の徘徊等による行方不明者が増加し、社会問題として大きく取り上げられています。加えて、社会から孤立した結果、誰にも看取られることなく亡くなり、死後しばらく経って発見されるという大変痛ましい事案も発生しています。

本市では、徘徊により居所不明となった高齢者を、GPSを使用して探索し、早期に介護者が発見できるよう位置情報を提供するサービスを行っています。

また、社会的孤立等の見守りに関しては、地域ケア会議で見守りが必要な方への対応の話し合いや、町会・自治会、民生委員・児童委員などが日頃から行っている見守り活動、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業で電話訪問やはがきによる見守り活動を行っています。さらに、日常生活のささいな異変を発見するために、ライフライン事業者等の民間事業者の協力を得て、地域における見守りの強化を進めています。

このように公的な機関と地域の関係団体、民間事業者が連携・協力し、社会からの孤立を防ぎ、たとえ障害があっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる仕組みづくりを進めることが、今後一層必要となります。

リハビリテーション	事故・疾病で後遺症が残った者等を対象に、その能力を回復させるために行う訓練や療法。
在宅医療	在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。
船橋在宅医療ひまわりネットワーク	平成25年5月に設立された、医療・介護関係団体及び行政（船橋市）の28団体で組織する任意団体。

【めざすべき姿】

- ・在宅医療を推進し、住み慣れた自宅等で最期まで安心して過ごすことができるようにします。
- ・地域の誰も見守りに関わる意識を持ち、孤立をなくすように努めていきます。
- ・高齢になっても、生活に支障が生じて、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自分らしい生活を継続することができるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 （市民ができること）

- 健康に対する意識を高め、身近な人との共通の話題とするよう心がけます。
- かかりつけ医を持ち、定期的な健康診断の受診等、自身の健康状態を確認し、健康づくりに努めます。
- 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所等を把握するようにします。
- 見守りに関する意識を持ち、地域の見守り活動へ積極的に参加します。
- 認知症は自分自身の問題であると認識します。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- 医療機関は訪問診療・看護等を積極的に実施します。
- 地域の医療機関同士が協力し、役割に応じて連携することにより、切れ目のない医療を提供します。
- 認知症高齢者等、支援が必要な人を発見したときは、速やかに相談します。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催します。
- 地域全体でゆるやかな見守りを行います。
- 見守りが必要な人へ安心登録カードの登録を促します。

公助 （行政等ができること）

- 身近なかかりつけ医を持つよう市民に対し啓発します。
- 船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組みを支援し、在宅医療支援拠点事業を実施する等、在宅医療の推進を図ります。
- 救急診療や休日診療、休日歯科診療の体制を維持します。
- 認知症に関する各種施策の充実を図ります。
- 電話やICTも活用し、地域での見守り活動を支援します。
- 民間業者との見守り協定を締結し、連携を図ります。

主な取り組み① 地域医療体制の充実

身近な地域で安心して暮らせるように、在宅医療の充実に取り組みます。市民の望む療養生活の選択肢の一つとして、認知されるよう普及啓発に努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
63	在宅医療支援拠点事業	在宅療養を希望する人への在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者等への支援等を行う。	地域包括ケア推進課
64	船橋在宅医療ひまわりネットワーク交付金事業	平成25年5月に発足した28の医療・介護関係団体及び行政（船橋市）で構成する船橋在宅医療ひまわりネットワークの事務局を担っている。現在、6つの委員会が設置されており、各委員会活動の資料作り、日程調整、会議運営、イベント企画、運営等を支援している。また、ひまわりネットワークホームページを管理している。	地域包括ケア推進課
65	在宅医療・介護の講演会・相談会事業	在宅医療・介護に関する講演会及び医師等の専門職による相談会を実施し、在宅医療等に関する市民への普及・啓発を図る。	地域包括ケア推進課

主な取り組み② 認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実

認知症サポーター※や民生委員・児童委員等を中心とした、地域住民による普段の暮らしにおける見守りや声かけとともに、事業者とも連携した地域の見守り体制の充実により、社会的な孤立を防げるよう努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
66	認知症サポーター養成講座事業	認知症を理解し、地域で認知症の人とその家族を支える認知症サポーターを養成する。	地域包括ケア推進課
67	みまもりあいプロジェクト事業	認知症高齢者等の行方不明者搜索のため「みまもりあいアプリ」を使った情報共有をしている。アプリの利用を広めていくことで、行方不明者の早期発見と家族への支援を進めている。	地域包括ケア推進課
68	地域見守りネットワーク事業	地域住民の社会的孤立等を防止し、また孤立死を未然に防ぐ一環として、ライフライン事業者等さまざまな民間事業者の協力を得て日常の中の家庭のささいな異変を発見するため、本市と事業者の間で見守り協定を締結する。	地域福祉課



▲認知症サポーター養成講座を修了した人にお渡しする「認知症サポーターカード」

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

基本施策（５） 権利擁護と虐待防止の推進

【現状と課題】

各種の福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを選択し、事業者や施設と契約を結ぶ方式となっており、市民自身が福祉サービスを利用するための契約に必要となる事業者の情報を入手し、検討していかななくてはなりません。

そのため、誰もが安心して福祉サービスを利用するには、福祉サービスを必要とする市民に対する相談支援体制の整備や、利用に関する情報提供が重要です。

同時に、福祉サービス向上のため、事業者が事業内容等の評価を専門機関に依頼する「第三者評価制度※」の活用や、利用者から寄せられた苦情に公平・公正に対応するための「第三者委員制度※」の周知、社会福祉従事者の専門性の向上等も求められます。

本市では、認知症や障害等により判断能力が不十分な人においても、安心して公的な手続きや財産の管理ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業※を推進するとともに、成年後見制度を支える市民後見人の養成を行う等、尊厳や必要な権利が守られるよう取り組んできました。

また、高齢者や障害のある人、子供の権利擁護を図り、尊厳を保持していくためには、虐待への対応という観点も切り離せません。

虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実のもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していくことが必要です。また、市民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ることも重要となります。

一方、虐待を行ってしまった人を、加害者としてのみ捉えるのではなく、その背景にも目を向け、養護者または保護者として支援していく等、多角的な視点を持つことも必要となってきます。

第三者評価制度	サービス事業者が専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。
第三者委員制度	サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表等を通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。

【めざすべき姿】

- ・市民が自分自身の福祉ニーズを理解し、受けられるサービスについての情報を十分に受け取り理解した上で、自分にとって必要なサービスを安心して選べるようにします。
- ・利用者である市民が受けたサービスに問題があったり、そのサービスについて市民から苦情があったりした場合には、サービスを改善できる仕組みが正しく機能するようにします。
- ・認知症や障害等により判断能力が不十分な人においても、安心して公的な手続きや財産の管理ができ、必要な権利が守られるようにします。
- ・地域と関係機関が協力しながら、高齢者や障害のある人、子供への虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組み、尊厳が守られるようにします。

【体制（役割分担と実施内容）】

自助 (市民ができること)

- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する理解を深めます。
- 虐待防止に向けた取り組みへの関心を高めます。
- 虐待等の疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡します。

共助・互助 (地域全体で取り組むこと)

- 事業者は、サービスの内容について情報の周知に努めます。
- 事業者は、苦情解決のための第三者委員制度の導入や利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度の活用を積極的に行います。
- 認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげていきます。
- 民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域住民等が連携して、適切な見守りや通報等により地域の虐待防止、早期発見に努めます。
- ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」で実施している日常生活自立支援事業の充実を図ります。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会や市民後見人制度に対する理解を深めるための研修を開催します。

公助 (行政等ができること)

- 各分野の福祉サービスの質の向上を図ります。
- 成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実するとともに、申立人がいない場合の市長申立てについても、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。
- 高齢者、障害のある人、子供の権利擁護を推進します。
- さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務等虐待防止に関わる情報を伝え、市民の意識啓発を図ります。
- 各地の高齢者の相談窓口や児童虐待の相談専用電話、障害者虐待防止専用窓口等、虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、市民への周知・啓発に努めます。

主な取り組み① 福祉サービス事業者の育成

高齢・障害・児童等の各分野のサービスの質の確保・向上に向けて、事業者や関係団体との連携等によるサービス提供従事者を対象とした研修・セミナー等を開催するとともに、第三者評価等の活用を促進します。また、利用者である市民が受けたサービスに問題があったり、そのサービスについて市民から苦情があった場合には、それを受けてサービスを改善できる仕組みが正しく機能するように努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
69	障害福祉及び介護保険サービス事業所等への指導	障害福祉サービス事業所及び介護保険法に基づく居宅サービス事業所等に対して、原則として1年に1度集団指導を行い、必要に応じて制度改正等に関しても説明を行う。 また、給付費の適正化等を図るため、該当事業所について、定期的に実地指導を行う。	指導監査課
70	福祉サービスに対する苦情解決制度事業	市が所管する福祉施設の提供するサービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応するため、第三者委員会を設置する等して苦情を解決する仕組みを整える。	地域福祉課
71	保育所職員研修	市内の認可・認可外施設等の職員を対象として「保育士研修会」、「口腔衛生指導講習会」等の研修を実施し、資質の向上を図る。	公立保育園管理課

主な取り組み② 成年後見制度等の利用促進

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、当事者の権利が守られ、必要な援助を受けながら安心して地域で生活できるよう、地域における権利擁護支援の体制を整備し、成年後見制度の適正な普及啓発・利用促進に努めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
72	地域連携ネットワークの構築	多様な困りごとを、早期発見・早期支援につなげて、地域の関連機関によるネットワークを構築し、権利擁護の包括的な支援体制の構築を目指す。	地域包括ケア推進課
73	成年後見制度利用支援事業※	成年後見制度を利用する認知症高齢者や知的障害者、精神障害者のうち、費用負担が困難な人に対して市長申立てを行った場合の開始審判請求費用の助成及び後見人等の報酬等の助成をすることで利用者の福祉の増進を図る。	地域包括ケア推進課、障害福祉課、地域保健課
74	成年後見制度普及事業	成年後見制度の普及啓発を図るために、弁護士や司法書士、行政書士を講師として招き、市民や福祉サービス事業所、民生委員等を対象に、成年後見制度についての講演会を開催する。 また、権利擁護支援の担い手を増やすため、市民後見人養成講座を行う。	地域包括ケア推進課、障害福祉課、地域保健課

成年後見制度利用
支援事業

成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができない人に対して、市長が代わって成年後見等の申し立てを行い、費用等の支払いが困難な人については市が助成を行う事業。

主な取り組み③ 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

各種相談専用機関と連携を図り、高齢者、障害のある人、児童に対する虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止の取り組みを行います。また、養護者または保護者への支援にも一体的に取り組めます。

【具体的な事業例】

	個別事業例	内容	担当部局
75	高齢者虐待防止事業	高齢者の虐待については、通報・相談の受付及び対応を地域包括支援センター及び在宅介護支援センター※で行っている。虐待の相談窓口等の周知については、広報の活用やリーフレットの作成等と併せて、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター職員、地域包括支援センター等相談協力員（民生委員・児童委員等）、ケアマネジャー等に対して、専門家による講演会等を開催し、意識啓発を図る。	地域包括ケア推進課
76	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止、養護者に対する支援のために虐待防止センターの設置等障害者虐待防止の体制を構築する。	障害福祉課
77	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童虐待に関する通告を受理し、関係機関と連携を図り当該家庭への支援を行う。	家庭福祉課

在宅介護支援センター

地域包括支援センター等と連携し、高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症等の相談に対応する地域の身近な相談窓口。



第7章

地域福祉推進のための仕組みづくり ～活気と温もりのある地域を目指して～



地域福祉推進のための仕組みづくり ～活気と温もりのある地域を目指して～

1 地域共生社会実現のための基盤体制強化

本計画を推進するために、市、社会福祉協議会、地域住民や地域に関わるすべての組織・団体との連携・協働する体制を構築していくことが大切です。

本計画が今までに推進してきた共助社会の構築及び国の掲げる地域共生社会の実現を目指し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各組織、団体のネットワーク化を図ります。

(1) 船橋市の地区コミュニティと行政ブロック

現在、市内に24の地区コミュニティが設定されており、その地区コミュニティごとに、地区自治会連絡協議会（市全域では船橋市自治会連合協議会）、地区民生委員児童委員協議会（市全域では船橋市民生児童委員協議会）、地区社会福祉協議会（市全域では船橋市社会福祉協議会）が設置されています。

地区自治会連絡協議会は、地域における活動の基盤である自治活動を実施している町会・自治会が連携することで自治活動の更なる活性化を目指す組織です。

地区民生委員児童委員協議会は制度ボランティアとして福祉の第一線を担う民生委員・児童委員が連携・協力しながら、地域における課題の解決や民生委員・児童委員活動の質の向上、行政との連携の強化等に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核となる団体であり、船橋市社会福祉協議会の支部として地区コミュニティごとに設置されています。

そして、この3団体はそれぞれの立場から地域福祉を推進していくために、積極的な取り組みがなされています。

また、総合計画では24の地区コミュニティを統合する形で、南部・西部・中部・東部・北部の5つの行政ブロック（日常生活圏域）が設定されています。

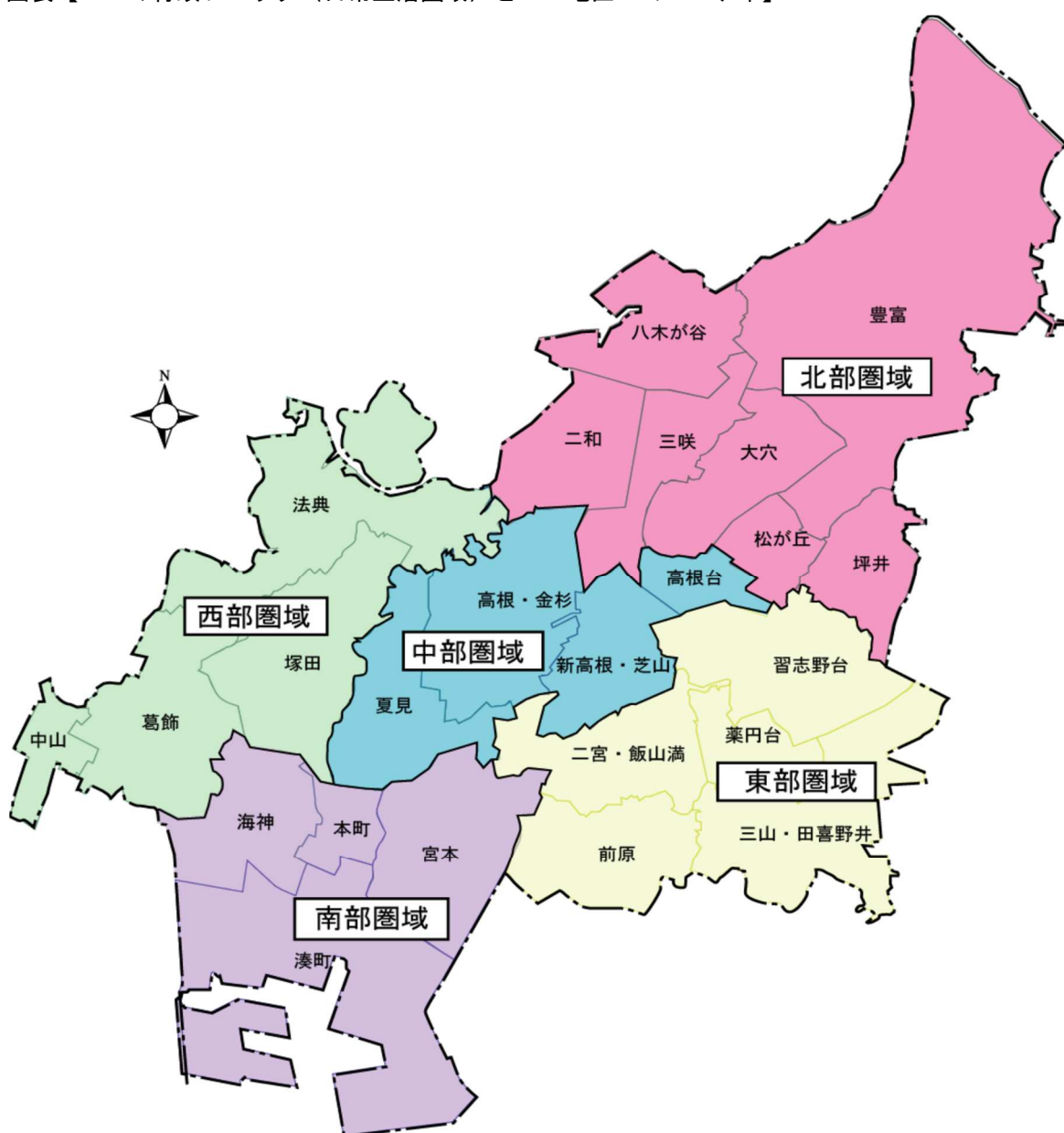
図表【5つの行政ブロック（日常生活圏域）の概況】

(令和3年4月1日現在)

圏域	面積 (ha)	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
南部	1,544.30	121,191	14,760	83,294	23,137	19.1	64,049
西部	1,514.00	158,076	21,758	104,655	31,663	20.0	75,252
中部	1,093.20	83,577	10,185	48,843	24,549	29.4	39,759
東部	1,617.00	173,591	20,791	110,909	41,891	24.1	83,510
北部	2,795.50	109,015	14,178	61,130	33,707	30.9	48,483
合計	8,564.00	645,450	81,672	408,831	154,947	24.0	311,053

住民基本台帳参照

図表【5つの行政ブロック（日常生活圏域）と24地区コミュニティ】



（２）地域資源の有効活用

地域福祉を推進していくための担い手は、地域に住む住民一人ひとりです。本計画が今まで推進してきた「共助社会」の構築や国の掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、地域におけるボランティアの育成や、地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会をはじめとした地域における各種団体間の連携も重要です。地域には、さまざまな知識や技術を持ち、ボランティアとして活動できる人がたくさんいます。そのような人的資源を活用・育成するため、また、市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持っていることを認識するとともに、地域で活躍できる仕組みを作っていくため、各種イベントや各種講座を充実させます。

さらに、社会福祉協議会内のボランティアセンター※と地区社会福祉協議会の連携を強め、ボランティア活動に関心のある人にさまざまな情報を提供し、活動を始めやすい環境づくりを進めます。

また、社会福祉法人には、平成28年4月改正の社会福祉法により、地域における公益的な取り組みを行うように努めることとされていることから、ボランティアとして活動したい人を受け入れるとともに、地域住民が交流できる場づくり等、地域貢献活動をより積極的に行うことが求められています。

一方で、地域福祉を推進していくには担い手という人的資源を確保するだけでなく、活動の拠点を確保するといった物的な地域資源も必要です。

現在ではさまざまな活動が公民館を中心に行われていますが、生涯学習のニーズの高まりとともに、会場の確保も難しくなっています。そこで、地域における福祉活動の拠点を確保していくために、公共施設の一部等の有効活用を進めていくとともに、町会・自治会館の活用、民間研修施設の利用、福祉サービス事業者の施設の開放、商店街の活性化にもつながる空き店舗の再利用等を進め、必要な活動拠点の確保を図ることが重要です。

5つの行政ブロック（日常生活圏域）別の地域資源等は次のカルテのとおりです。

ボランティアセンター 船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人や福祉施設等とのコーディネートを行っている。

①南部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）																			
総人口	121,191 人	隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる 町会・自治会の活動に現在参加している 身近な地域での助け合い活動が“必要” 地域での支えあいや助け合いに関心が“ある” 地域の人との関わりにより支えられていると感ずることが“ある” <table><thead><tr><th>項目</th><th>市全体</th><th>南部 (N=262)</th></tr></thead><tbody><tr><td>隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる</td><td>22.1</td><td>11.5</td></tr><tr><td>町会・自治会の活動に現在参加している</td><td>10.5</td><td>49.2</td></tr><tr><td>身近な地域での助け合い活動が“必要”</td><td>77.5</td><td>12.2</td></tr><tr><td>地域での支えあいや助け合いに関心が“ある”</td><td>74.8</td><td>37.8</td></tr><tr><td>地域の人との関わりにより支えられていると感ずることが“ある”</td><td>45.1</td><td>43.2</td></tr></tbody></table> ○市全体 ■南部 (N=262)		項目	市全体	南部 (N=262)	隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる	22.1	11.5	町会・自治会の活動に現在参加している	10.5	49.2	身近な地域での助け合い活動が“必要”	77.5	12.2	地域での支えあいや助け合いに関心が“ある”	74.8	37.8	地域の人との関わりにより支えられていると感ずることが“ある”	45.1	43.2
項目	市全体			南部 (N=262)																	
隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる	22.1			11.5																	
町会・自治会の活動に現在参加している	10.5			49.2																	
身近な地域での助け合い活動が“必要”	77.5			12.2																	
地域での支えあいや助け合いに関心が“ある”	74.8			37.8																	
地域の人との関わりにより支えられていると感ずることが“ある”	45.1	43.2																			
年少人口（0～14 歳）	14,760 人																				
生産年齢人口（15～64 歳）	83,294 人																				
高齢期（65 歳以上）	23,137 人																				
前期高齢者（65～74 歳）	11,528 人																				
後期高齢者（75 歳以上）	11,609 人																				
世帯数	64,049 戸																				
令和 3 年 4 月 1 日現在																					
②地区内の主な資源																					
地域包括支援センター	1 か所	中学校	4 か所																		
在宅介護支援センター	4 か所	高等学校	3 か所																		
老人憩の家	7 か所	大学	1 か所																		
介護保険施設・事業所	113 か所	保健センター	0 か所																		
障害者施設・事業所	45 か所	病院	4 か所																		
保育所（公立）	10 か所	一般診療所	9 6 か所																		
保育所（私立）	24 か所	歯科診療所	7 8 か所																		
幼稚園	6 か所	保健所	0 か所																		
船っ子教室（放課後子供教室）	10 か所	公民館	4 か所																		
子育て支援センター	1 か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	2 か所																		
児童ホーム	3 か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	5 か所																		
放課後ルーム	21 か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	29 団体																		
小学校	10 か所	町会・自治会会館数	57 か所																		
民生委員・児童委員	146 人																				
地区社協ボランティア人数	297 人																				

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

②西部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）		
総人口		158,076 人		
年少人口（0～14 歳）		21,758 人		
生産年齢人口（15～64 歳）		104,655 人		
高齢期（65 歳以上）		31,663 人		
前期高齢者（65～74 歳）		15,858 人		
後期高齢者（75 歳以上）		15,805 人		
世帯数		75,252 戸		
令和 3 年 4 月 1 日現在				
②地区内の主な資源				
地域包括支援センター		3 か所		
在宅介護支援センター		2 か所		
老人憩の家		6 か所		
介護保険施設・事業所		166 か所		
障害者施設・事業所		71 か所		
保育所（公立）		4 か所		
保育所（私立）		35 か所		
幼稚園		9 か所		
船っ子教室（放課後子供教室）		10 か所		
子育て支援センター		0 か所		
児童ホーム		4 か所		
放課後ルーム		25 か所		
小学校		10 か所		
民生委員・児童委員		155 人		
地区社協ボランティア人数		535 人		
		中学校		4 か所
		高等学校		2 か所
		大学		0 か所
		保健センター		2 か所
		病院		2 か所
		一般診療所		89 か所
		歯科診療所		80 か所
		保健所		1 か所
		公民館		5 か所
		市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所		3 か所
		市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会		4 か所
		福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）		22 団体
		町会・自治会会館数		32 か所

隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる

町会・自治会の活動に現在参加している

身近な地域での助け合い活動が“必要”

地域での支えあいや助け合いに関心がある”

地域の人との関わりにより支えられていると感じることが“ある”

項目	市全体	西部(N=331)
身近な地域での助け合い活動が“必要”	77.5	75.5
地域での支えあいや助け合いに関心がある”	45.1	43.8
地域の人との関わりにより支えられていると感じることが“ある”	41.7	49.2
町会・自治会の活動に現在参加している	10.5	9.1
隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる	22.1	17.8

○市全体 ■西部(N=331)

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

③中部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）													
総人口	83,577 人	隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がある 町会・自治会の活動に現在参加している 身近な地域での助け合い活動が“必要” 地域での支えあいや助け合いに関心がある” 地域の人との関わりにより支えられていると感じることが“ある” <table><tr><td>市全体</td><td>中部(N=191)</td></tr><tr><td>27.2</td><td>10.5</td></tr><tr><td>22.1</td><td>8.9</td></tr><tr><td>77.5</td><td>81.1</td></tr><tr><td>45.1</td><td>44.5</td></tr><tr><td>49.2</td><td>54.0</td></tr></table>		市全体	中部(N=191)	27.2	10.5	22.1	8.9	77.5	81.1	45.1	44.5	49.2	54.0
市全体	中部(N=191)														
27.2	10.5														
22.1	8.9														
77.5	81.1														
45.1	44.5														
49.2	54.0														
年少人口（0～14 歳）	10,185 人														
生産年齢人口（15～64 歳）	48,843 人														
高齢期（65 歳以上）	24,549 人														
前期高齢者（65～74 歳）	10,870 人														
後期高齢者（75 歳以上）	13,679 人														
世帯数	39,759 戸														
令和 3 年 4 月 1 日現在															
②地区内の主な資源															
地域包括支援センター	2 か所	中学校	6 か所												
在宅介護支援センター	3 か所	高等学校	2 か所												
老人憩の家	4 か所	大学	0 か所												
介護保険施設・事業所	124 か所	保健センター	0 か所												
障害者施設・事業所	50 か所	病院	5 か所												
保育所（公立）	7 か所	一般診療所	40 か所												
保育所（私立）	8 か所	歯科診療所	34 か所												
幼稚園	10 か所	保健所	0 か所												
船っ子教室（放課後子供教室）	10 か所	公民館	4 か所												
子育て支援センター	1 か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	2 か所												
児童ホーム	4 か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	4 か所												
放課後ルーム	15 か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	44 団体												
小学校	10 か所	町会・自治会会館数	44 か所												
民生委員・児童委員	116 人														
地区社協ボランティア人数	457 人														

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

④ 東部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）																			
総人口	173,591 人	隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる 町会・自治会の活動に現在参加している 身近な地域での助け合い活動が“必要” 地域での支えあいや助け合いに関心がある 地域のひととの関わりにより支えられていると感じることが“ある” <table border="1"><caption>市民意識調査のスコア（推定値）</caption><thead><tr><th>項目</th><th>市全体</th><th>東部 (N=393)</th></tr></thead><tbody><tr><td>隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる</td><td>23.4</td><td>11.2</td></tr><tr><td>町会・自治会の活動に現在参加している</td><td>22.1</td><td>10.5</td></tr><tr><td>身近な地域での助け合い活動が“必要”</td><td>78.9</td><td>77.5</td></tr><tr><td>地域での支えあいや助け合いに関心がある</td><td>45.1</td><td>49.2</td></tr><tr><td>地域のひととの関わりにより支えられていると感じることが“ある”</td><td>48.1</td><td>52.9</td></tr></tbody></table> 市全体 東部 (N=393)		項目	市全体	東部 (N=393)	隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる	23.4	11.2	町会・自治会の活動に現在参加している	22.1	10.5	身近な地域での助け合い活動が“必要”	78.9	77.5	地域での支えあいや助け合いに関心がある	45.1	49.2	地域のひととの関わりにより支えられていると感じることが“ある”	48.1	52.9
項目	市全体			東部 (N=393)																	
隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる	23.4			11.2																	
町会・自治会の活動に現在参加している	22.1			10.5																	
身近な地域での助け合い活動が“必要”	78.9			77.5																	
地域での支えあいや助け合いに関心がある	45.1	49.2																			
地域のひととの関わりにより支えられていると感じることが“ある”	48.1	52.9																			
年少人口（0～14 歳）	20,791 人																				
生産年齢人口（15～64 歳）	110,909 人																				
高齢期（65 歳以上）	41,891 人																				
前期高齢者（65～74 歳）	19,511 人																				
後期高齢者（75 歳以上）	22,380 人																				
世帯数	83,510 戸																				
令和 3 年 4 月 1 日現在																					
②地区内の主な資源																					
地域包括支援センター	4 か所	中学校	8 か所																		
在宅介護支援センター	2 か所	高等学校	4 か所																		
老人憩の家	13 か所	大学	3 か所																		
介護保険施設・事業所	172 か所	保健センター	1 か所																		
障害者施設・事業所	111 か所	病院	6 か所																		
保育所（公立）	4 か所	一般診療所	96 か所																		
保育所（私立）	21 か所	歯科診療所	90 か所																		
幼稚園	10 か所	保健所	0 か所																		
船っ子教室（放課後子供教室）	14 か所	公民館	5 か所																		
子育て支援センター	0 か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	4 か所																		
児童ホーム	5 か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	5 か所																		
放課後ルーム	26 か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	55 団体																		
小学校	15 か所	町会・自治会会館数	79 か所																		
民生委員・児童委員	198 人																				
地区社協ボランティア人数	535 人																				

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

⑤北部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）		
総人口		109,015 人		
	年少人口（0～14 歳）	14,178 人		
	生産年齢人口（15～64 歳）	61,130 人		
	高齢期（65 歳以上）	33,707 人		
	前期高齢者（65～74 歳）	14,955 人		
	後期高齢者（75 歳以上）	18,752 人		
世帯数		48,483 戸		
令和 3 年 4 月 1 日現在				
②地区内の主な資源				
地域包括支援センター		3 か所		
在宅介護支援センター		5 か所		
老人憩の家		5 か所		
介護保険施設・事業所		153 か所		
障害者施設・事業所		95 か所		
保育所（公立）		2 か所		
保育所（私立）		10 か所		
幼稚園		6 か所		
船っ子教室（放課後子供教室）		11 か所		
子育て支援センター		0 か所		
児童ホーム		5 か所		
放課後ルーム		17 か所		
小学校		11 か所		
民生委員・児童委員		141 人		
地区社協ボランティア人数		598 人		
		中学校		6 か所
		高等学校		5 か所
		大学		0 か所
		保健センター		1 か所
		病院		5 か所
		一般診療所		4 8 か所
		歯科診療所		4 3 か所
		保健所		0 か所
		公民館		8 か所
		市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所		3 か所
		市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会		7 か所
		福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）		52 団体
		町会・自治会会館数		86 か所

隣近所に、何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる

町会・自治会の活動に現在参加している

身近な地域での助け合い活動が“必要”

地域での支えあいや助け合いに関心が“ある”

地域の人との関わりにより支えられていると感じることが“ある”

市全体 北部(N=251)

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります

(3) 船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、行政や地域組織、市民活動グループ、社会福祉施設等の協力を得ながら、福祉を目的としたさまざまな事業を進めており、地域福祉を推進するうえで中心となる組織です。社会福祉協議会では自主事業の実施、ボランティアセンターの運営のほか、市からの委託事業として、生活支援コーディネーター事業や生活困窮者自立支援事業※（就労準備支援事業）等を行っているため、こうした経験と知識を活かした更なる事業内容の充実を支援します。また、専門的な対応力の強化と効率的な事業推進に向け、職員の資質向上と適切な職員配置に努めます。さらに、地域課題を的確に把握できるよう、積極的に地域に出向いてニーズ発掘に努めるとともに、課題解決に向けて多様な関係機関との連携が図られるよう、コーディネート機能の強化を支援します。

また、社会福祉協議会は限られた財源と職員体制のなかで運営されています。活動充実のために、経費の効率的な執行に努めるとともに、社会福祉協議会の会員拡大や共同募金※活動への支援強化及び新たな自主財源の確保等、財源基盤の強化を支援します。

① 船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の位置づけ・役割

社会福祉協議会とは、公共性・公益性の高い民間団体であり、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法的にも明確に位置づけられています。

船橋市社会福祉協議会では市全体を対象としたボランティア活動振興事業や日常生活自立支援事業、安心登録カード事業、低所得世帯支援事業の推進等、さまざまな活動を行っており、支部として24地区コミュニティのすべてに地区社会福祉協議会が設置されています。

地区社会福祉協議会では、主要5事業である「ミニデイサービス事業」「ふれあい・いきいきサロン事業」「地域福祉まつり事業」「ボランティア育成事業」「広報活動事業」のほか、地域の状況により、在宅の生活支援を行う「在宅福祉サービス事業（たすけあいの会）」、子育て中の親同士の交流の場となっている「子育てサロン事業」や男性のひとり暮らし高齢者の食生活の自立を支援する「シルバー男性料理教室」、子供からお年寄りまで幅広い交流の場を提供する「世代間交流事業」等、地域に密着した活動を活発に行っています。さらには、公的施設に事務拠点を確保しているという利点を活かして、地域における福祉相談も実施しています。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とした事業。

共同募金

地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とした寄附金の募集。

② 船橋市社会福祉協議会の主な事業

・地区社会福祉協議会の充実

市内24地区にある地区社会福祉協議会は、船橋市社会福祉協議会の支部として位置づけられています。地区社会福祉協議会では、町会・自治会、民生委員・児童委員、各種団体等、地域の皆様のご協力をいただきながら地域と一体となって、地域に密着したミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、地域福祉まつり、ボランティア育成、広報紙の発行、安心登録カード事業等の地域福祉活動に取り組んでいます。



▲子供も親も一緒に楽しむ
「子育てサロン」

・高齢者・障害のある人等の地域生活支援

- ▶安心登録カード事業の推進
- ▶車椅子等の貸出

・ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアの募集、養成、登録、斡旋、福祉用具の貸出、情報交換会の開催、団体助成、福祉教育の啓発、福祉読本の配布等ボランティア活動の推進を図っています。

・青少年の健全育成事業の支援

青少年の健全育成等を青少年育成団体、少年少女団体連絡協議会、青少年団体等と連携して進めています。

・権利擁護事業の推進

判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない人に対し、契約に基づき福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」）や市民後見人養成講座等を行っています。

また、成年後見人や保佐人、補助人となる法人後見事業の検討を進めています。

・生活福祉資金等の貸付

住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるようするための生活福祉資金の貸付事業や、市内に居住する低所得世帯への一時的な生活費（食費等）を貸付ける福祉銀行貸付事業を行っています。

・基盤強化及び自主財源の確保

地域福祉問題の解決について主体的にかかわると同時に、地区自治会連絡協議会や地区民生委員児童委員協議会をはじめ、各関係機関・団体との連絡調整の役割も果たします。また、船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の人材育成に努めます。広報活動にも力を入れ、より多くのボランティア活動への参加を促すとともに、会費や寄付金、共同募金や歳末たすけあい募金等の協力依頼を行いながら自主財源の確保に努めています。

・居住支援事業

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため設立された居住支援協議会の事務局として、相談窓口である「住まいるサポート船橋」を運営しています。住まいの確保が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者等に民間賃貸物件の情報提供等の支援を行っています。

・その他に行っている主な事業

- ▶共同募金会船橋市支会事業
- ▶歳末たすけあい募金※配分事業
- ▶不要入れ歯リサイクル事業
- ▶船橋市おもちゃの図書館の運営
- ▶社会福祉事業振興資金貸付事業
- ▶災害ボランティアセンターの立ち上げと運営
- ▶フードドライブ※への協力
- ▶生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）
- ▶福祉リフトカー※運行事業



▲船橋駅とフェイスビルの連絡通路で募金を呼び掛ける様子（赤い羽根共同募金）

歳末たすけあい募金	共同募金運動の一つで関係機関や団体が協力して、新たな年を迎える時期（歳末）に、支援を必要とする人が、その地域で安心して暮らすために行う募金活動のこと。
フードドライブ	家庭や事業所等で不要となっている食品を持ち寄り、福祉団体や施設、フードバンク等へ寄付する活動のこと。
福祉リフトカー	車いすで生活されている人や寝たきりの人等を対象にした福祉専用車両。

③ 船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会への期待

- 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制を実施するための体制づくりを市と連携・協力しながら行う。
- 地区社会福祉協議会を拠点とする地域の福祉相談窓口機能をさらに充実させ、複合化・複雑化した課題に対応できるよう制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネートを行う。
- 「地域コーディネーター（公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人）」と位置づけている地区社会福祉協議会の事務局員の資質の向上を行うため、研修の充実を図る。
- 地域包括ケアシステムの推進にかかる生活支援ボランティアの発掘のための方策を市と協議する。
- 地区社会福祉協議会の活動拠点を補うため民間の空き店舗等、既存の社会資源の有効活用について市とともに検討する。
- 会費・会員増強計画の展開と財源配分の再検討を行い、財政基盤の強化を図るとともに、地域福祉の推進に向けた独自の取り組みを検討する。

（４）ボランティアの充実のための検討

① ボランティア充実のための施策と地域福祉支援員の配置

ボランティア活動の充実については、第3次船橋市地域福祉計画において全体に共通する柱として推進を図ってまいりました。第4次船橋市地域福祉計画においては、基本方針である3本の柱の土台として位置づけ、ボランティア活動への市民参加の啓発等、ボランティア充実のための施策を展開していきます。具体的には、本市特有の事業として、「共助・互助」の活性化を図るために、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」が地域に出向きニーズを把握することで、市の施策に反映をしていきます。

② 地域福祉活動助成金による支援

「地域福祉活動助成金」は、船橋市福祉基金の運用益等を活用し、在宅福祉等の普及及び向上を図る事業、健康及び生きがいづくりの推進を図る事業、ボランティア活動を活性化する事業等、地域福祉を推進する事業を行う市民活動団体に対し財政的な支援をしています。

③ 今後の方策の検討について

本計画が今まで推進してきた「共助社会」の構築や国の掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、福祉分野のボランティア活動を充実するための方策を以下のとおり検討していきます。

ア 市民一人ひとりのボランティア活動への参加を促進する

誰もが当たり前のようにボランティア活動に参加していくことを年代層ごとに考えてみると、以下のようにまとめることができます。

・若年期

子供の頃から地域との関わりを持つことで、地域への愛情を育み、地域における住民同士のつながりの楽しさが実感できるような活動として、高齢者施設での交流を通じたボランティアや地域福祉まつりでのお手伝いをするボランティア等があります。

若年期でのボランティア活動体験により、成長してからもボランティア活動に比較的入りやすくなることが考えられます。

そのため本市では、地区社会福祉協議会の行事や交流を通じたボランティア活動のできる施設の情報の提供を、幼稚園や学校、PTA、町会・自治会等の若年層の関係する団体等に対して行うほか、夏休みを利用したボランティア体験会、小・中学生のボランティア体験、障害のある人やボランティアグループ等の講演や、高齢者等とふれあう機会の充実を図ります。



▲中学生がボランティア体験を行う様子
（福祉教育事業）

・壮年期（働き盛り世代）

この世代は、仕事や子育てに拘束される時間が長いことから、ボランティア活動等で継続的に地域に関わるのが難しい人が多いと考えられます。小・中学校の保護者が中心となるPTA等、子育て世代ならではのボランティア活動もありますが、その他にも、仕事や子育ての合間の限られた時間で参加できるボランティア活動が必要とされます。

また、ボランティア活動をする意志があっても、情報やきっかけがなく、ボランティア活動をする機会を得られない人もいると考えられます。

そのため本市では、PTA等の学校関係団体や既存の活動団体の情報を集めて発信するほか、期間や場所を限定した参加しやすいボランティア活動のメニューや、市民活動ボランティアガイドブックの利用を推進する等、ボランティア活動ができる気運を高めます。



▲災害等、いざというときに備えます
（市社会福祉協議会による災害ボランティアセンター立ち上げ訓練）

・高齢期

豊富な知識や経験を有していることから、それらを、ボランティア活動を通じて地域へ還元する等、積極的に社会参加（仲間づくり等）し、地域で役立つことで深い満足感が得られると考えられます。

この世代は、ボランティア活動の主役となり、重要な担い手としての活躍が期待されます。しかし、ボランティア活動に参加している人が固定化している現状があります。

そのため本市では、意欲を持つ高齢者をボランティア活動につなげるため、町会・自治会、地区社会福祉協議会、NPO等のさまざまな団体との連携を図り、この世代への情報発信や具体的なプログラムの作成等、多様な仕組みづくりに取り組みます。



▲たすけあいの会のボランティア活動で自転車を修理する様子

イ 地域福祉を支えるボランティア活動の拡大を図る

地域福祉活動は、ボランティアとして参加する多くの地域住民の力で支えられています。地域福祉の取り組みを進める上で、ボランティアの力はなくてはならないものです。

福祉ボランティアの活動の形態は、無償のものだけではなく、材料費や交通費等の実費負担程度の報酬がある有償ボランティア※も存在します。有償ボランティアは、ボランティア活動の受け手と担い手がよりよい関係を保つために、知恵を出し合い、工夫しあって生み出されたものであり、市民意識や地域の事情によってますます多様化していくものと考えます。

市としては、ボランティア活動やイベント、体験等の行事を通して、幅広い層の人々がボランティア活動に対する興味や関心を持てるような機会をさらに充実させていきます。

また、本市では「地域包括ケアシステム」を推進するため、地域での生活支援の仕組みづくりを進める「生活支援コーディネーター」を市内の24地区コミュニティに配置しています。「生活支援コーディネーター」は、地域の単身高齢者や高齢者世帯等から生活支援の相談を受け、地域の福祉サービスや助け合い活動等で支援ができないかどうかを検討し、包括的な支援をしていけるような体制づくりを目指しています。

有償ボランティア 少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及している。

ウ 既存団体のボランティア活動の促進を図る

本市では、町会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や老人クラブ等さまざまな団体が、さまざまな形で有償、無償ボランティア活動を展開しています。

こうした地域の貴重な社会資源が、支援を必要としている人々に適切に結びつくよう、各団体の事業内容の一元的な把握と利用者にとって利用しやすくなるため、ボランティア活動の情報提供等について工夫していきます。

また、地区社会福祉協議会の活動や地域の支え合いのボランティア活動にあわせたりリーダー研修の実施を検討していきます。

一方、地域の見守り活動等では、福祉と関連が希薄であった団体や企業等の参画も増えてきています。企業等も地域福祉の担い手と捉え一層の交流・連携を図っていきます。さらに、地域へ職員が出向き、ボランティア活動のニーズや課題を捉え、活動しやすい環境整備に努めます。

(5) 地域住民、事業者、行政の協働による横断的な連携

① 地域における支援のネットワーク化

市内の24地区コミュニティごとに設置されている地区社会福祉協議会がコーディネート機能を持ちながら、町会・自治会、地区民生児童委員協議会、NPO、社会福祉法人等の事業者、たすけあいの会等ボランティア団体が連携することで、地域での人と人とのつながりが強化され、課題の発見や相談窓口に早期に繋がることが期待されます。地区社会福祉協議会に配置されている地域コーディネーター及び生活支援コーディネーターは、地域における支援の中核として、各団体の連携強化を進める役割が期待されます。

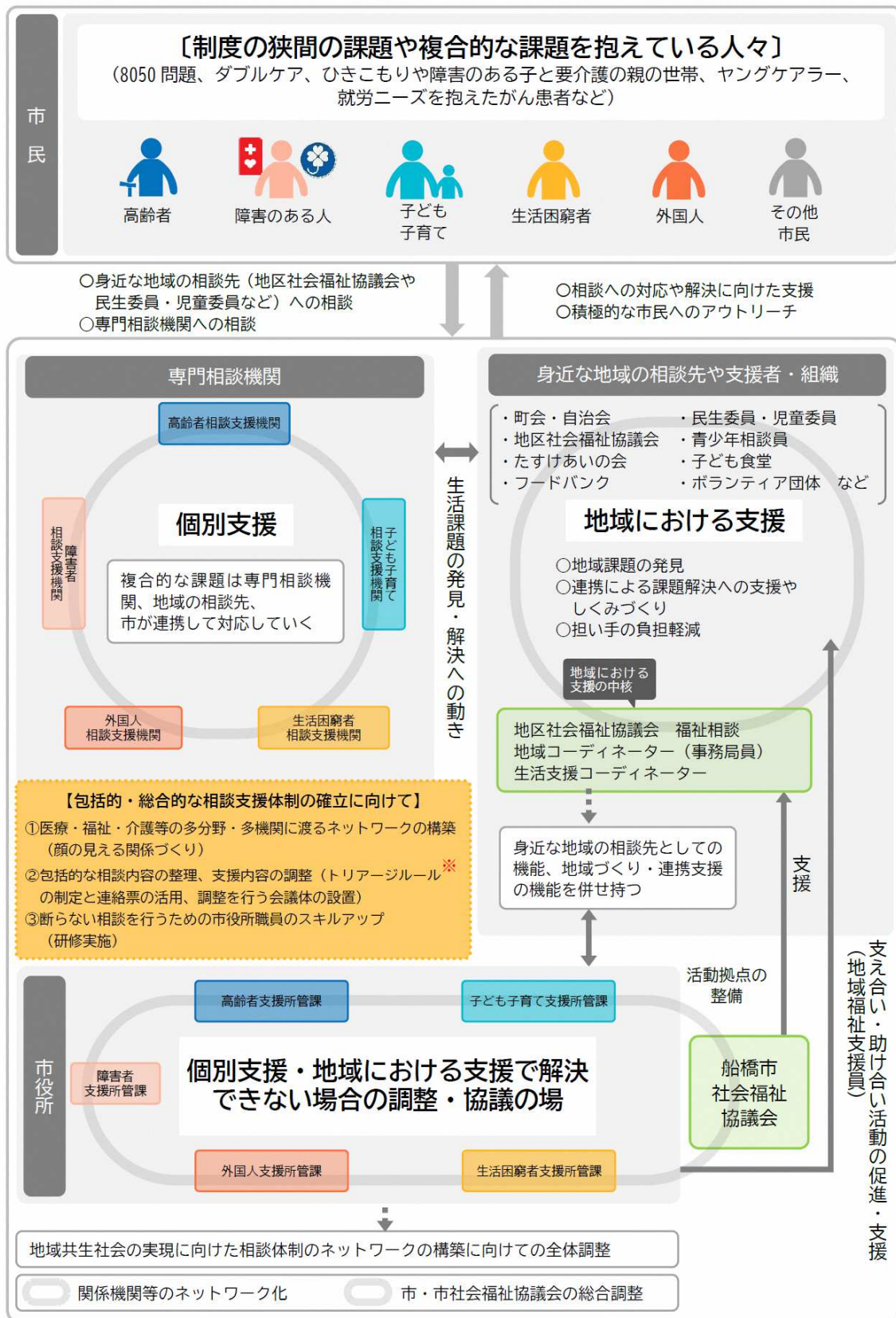
また、ごみ屋敷問題等、地域における支援だけでは解決できない問題については、地域と行政との連携を強化し、課題の調整及び協議の場を持ち、解決策を検討していくことが求められます。

② 行政による断らない相談支援体制の構築

本市においては、各種法令に基づく専門的行政窓口（地域包括支援センターや「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」、子育て世代包括支援センター「ふなここ」等）を多数設置・運営をしています。特に、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」については、第2次船橋市地域福祉計画の重点項目で掲げられ、複合的な課題を抱える人や制度の狭間で福祉サービスがうまく利用できない人から相談をお受けし、寄り添いながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行ってきました。

専門的行政窓口が多数あるという本市の利点を生かして、子育てと介護を同時に行うダブルケアや80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える8050問題のような複合的な課題を抱える場合にも、既存の公共機関が包括的に相談を受け止め、本人・家族の相談ごとを明らかにして、適切な部署・機関につなぎ、相談者の問題解決のための道筋をたてられるような相談支援体制を構築します。

【船橋市における地域で支え合う体制づくりと包括的な相談支援体制のイメージ】



トリアージルール 重要で最初に扱うべき者を選別（及び決定）すること。

（６）法人による公益的な取り組み

① 地域の社会福祉法人等の役割や連携

社会福祉法人は、法人の公益性・非営利性という特色をふまえて、地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、事業運営の内容や新たな事業展開、組織体制等について、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められています。市としても、社会福祉法人に積極的に地域貢献活動を行っていただけるよう、情報提供を行うとともに、連携・協働して活動できることを検討します。

② 社会福祉法人の公益的な取り組み状況

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。（社会福祉法第24条第2項）

本市が社会福祉法人及び医療法人等へ実施した法人調査では、「法人が主催して、利用者・入所者と地域住民が交流を図る行事・イベントを行っている」と回答した割合が48.9%あり、約半数の法人が、法人の主催による行事・イベントを実施しています。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（経営の原則等）

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

（公益事業及び収益事業）

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。



資料





1 船橋市地域福祉計画策定委員会

(1) 策定の経緯

年 月 日	概 要
令和元年8月21日	第1回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長選任 ・地域福祉計画策定の趣旨等について ・地域福祉計画推進委員会からの引継事項について ・第4次船橋市地域福祉計画策定のためのアンケートについて
令和2年2月4日	第2回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第3次地域福祉計画の進捗状況について ・第4次船橋市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ・第4次船橋市地域福祉計画策定方針（案）について
令和2年8月7日～ 令和2年8月17日	第3回船橋市地域福祉計画策定委員会（書面開催） ・次期計画策定期限の延期及び現行計画期間の延長について ・コロナ禍における地域福祉の推進方法等について
令和2年 12月22日	第4回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第4次船橋市地域福祉計画第1章～3章（総論部分）（案）について ・施策体系等（案）について
令和3年3月24日 ～ 令和3年3月31日	第5回船橋市地域福祉計画策定委員会（書面開催） ・第4回地域福祉計画策定委員会後の修正概要について ・第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章（各論部分）（案）について
令和3年5月19日	第6回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第5回策定委員会（書面会議）における各委員からのご意見及び第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章（案）の修正について ・第4次船橋市地域福祉計画第7章（案）について
令和3年9月22日	第7回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）について ・第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）について ・住民説明会及びパブリック・コメントの実施について ・令和4年度以降の進捗管理について
令和4年2月9日	第8回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について ・第4次船橋市地域福祉計画・概要版最終案について ・第4次船橋市地域福祉計画の推進方法について

(2) 船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条に規定される地域福祉計画を策定または改定するため、船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(策定委員会の業務)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

(1) 地域福祉計画の策定または改定に関すること。

(2) その他必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

一 学識経験者	1名
二 市民組織代表者	5名
三 社会福祉関係事業者	6名
四 医療関係者	1名
五 学校教育関係者	2名
六 公募委員	2名

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について市長に報告した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 策定委員会は、議事録を作成し公開する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

（災害補償）

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

※役職等は令和3年4月1日現在のものです。

(敬称略)

No	委員種別	所属団体・役職等	氏名
1	第1号委員 (学識経験者)	学校法人 東京聖徳学園 聖徳大学短期大学部 准教授	大 野 地 平
2	第2号委員 (市民組織代表者)	船橋市民生児童委員協議会 会計 (二宮・飯山満地区 会長)	府 野 れい子
3		船橋市自治会連合協議会 会長	本 木 次 夫
4		船橋市老人クラブ連合会 事務局長	佐 藤 博 已
5		船橋市ボランティア連絡協議会 理事	渡 邊 千 代 美
6		船橋市障害福祉団体連絡協議会 会長	平 田 千 重
7	第3号委員 (社会福祉関係事業者)	船橋市社会福祉協議会 事務局長	鎌 田 岳 彦
8		葛飾地区社会福祉協議会 会長	穴 戸 久 子
9		前原地区社会福祉協議会 会長	加 瀬 武 正
10		船橋市老人福祉施設協議会 理事	林 武 仁
11		船橋市障害福祉施設連絡協議会 会長	宮 代 隆 治
12		一般社団法人船橋市保育協議会 会長	松 崎 総 一
13	第4号委員 (医療関係者)	一般社団法人船橋市医師会 会長	寺 田 俊 昌
14	第5号委員 (学校教育関係者)	船橋市 小学校長会 船橋市立西海神小学校 校長	小 林 浩
15		船橋市 中学校長会 船橋市立古和釜中学校 校長	松 濤 勝 則
16	第6号委員 (公募委員)		齋 藤 直 行
17			藤 野 浩 子

2 船橋市地域福祉計画策定に係る庁内体制

(1) 策定の経緯

地域共生社会の実現に向けて、部局横断的な施策を実施する必要があることから、「地域福祉計画策定に向けて」の研修会を開催し、部局長等から構成される検討本部、課長等から構成される部会、係長等から構成されるワーキンググループの三層からなる庁内会議体を設置し、検討しました。

「地域福祉計画策定に向けて」の研修会

年 月 日	概 要
平成30年11月7日	「地域共生社会実現に向けて」 講師 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 梅本政隆氏

検討本部

年 月 日	概 要
平成31年4月19日	第1回船橋市地域福祉計画検討本部 ・第4次船橋市地域福祉計画の策定について
令和3年6月23日	第2回船橋市地域福祉計画検討本部 ・第4次船橋市地域福祉計画策定に係る中間報告について
令和3年10月8日	第3回船橋市地域福祉計画検討本部 ・第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）について

検討部会

年 月 日	概 要
平成30年12月20日	第1回船橋市地域福祉計画検討部会 ・第4次船橋市地域福祉計画について ・策定スケジュール（案）について ・作業依頼予定について
令和2年1月21日	第2回船橋市地域福祉計画検討部会 ・第4次船橋市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ・第4次船橋市地域福祉計画策定方針（案）について
令和2年4月2日	第1章～第3章（総論）各課照会
令和3年2月24日	第4章～第6章（各論）各課照会
令和3年7月15日	第4次船橋市地域福祉計画（素案）各課照会

検討ワーキンググループ

年 月 日	概 要
平成31年3月27日	第1回船橋市地域福祉計画検討ワーキンググループ ・第4次船橋市地域福祉計画に新たに盛り込むべき事項の検討等について
令和元年8月8日	第2回船橋市地域福祉計画検討ワーキンググループ ・健康福祉局内における各種計画の位置づけについて

【社会福祉法等の一部改正に伴う包括的支援体制を整備するための作業部会】

市の各種窓口を所管する所属等からメンバーを募り、作業部会を立ち上げ、包括的支援体制の整備について検討しました。

作業部会

年 月 日	概 要
平成30年9月27日	第1回作業部会 ・地域共生社会及び地域包括ケアシステムについて ・包括的支援体制を整備するための相談窓口体制について
平成30年11月20日	第2回作業部会 ・窓口状況についてのアンケート結果について ・複合的な相談内容の対応方法についてグループワークの実施
平成31年1月9日	第3回作業部会 ・相談時の聞き取り方法についてのグループワークの実施
平成31年1月30日	第4回作業部会 ・第1回～第3回作業部会での意見まとめ
平成31年3月27日	第5回作業部会 ・第1回～第3回作業部会の意見をまとめた報告書の作成について
令和元年10月4日	第6回作業部会 ・多機関の協働による包括的な相談支援体制について
令和元年12月26日	第7回作業部会 ・最初の相談窓口によるトリアージルール及び相談機関のネットワークについて

(2) 船橋市地域福祉計画検討本部設置要綱

(設置)

第1条 第4次船橋市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、計画の素案の検討を目的とする船橋市地域福祉計画検討本部（以下「検討本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 検討本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は、市長をもって充てる。

4 本部長は、検討本部を代表し、会務を総理する。

5 副本部長は、船橋市副市長の事務分担を定める規則（平成元年船橋市規則第68号）第2条に規定する健康福祉局の事務を担当する副市長をもって充てる。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 検討本部の会議は、本部長が招集し、議事の進行及び整理は、健康福祉局福祉サービス部長が行う。

2 検討本部は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 本部員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(部会)

第4条 計画の策定に関する庁内の意見の集約・調整を円滑に行うため、部会を設置する。

2 部会は、本部長が指名する別表2に掲げる者をもって組織する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課長をもって充てる。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 部会の会議は、部会長が第2項に定める者の全員又は一部を招集し、議事進行及び整理は、部会長が行う。

7 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

8 部会員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 本部長は、意見集約等に必要な資料の収集、整理及び分析を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、前条第2項に定める者が推薦する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討本部の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 船橋市地域福祉計画検討本部員名簿（別表1）

市長
副市長
健康福祉局長
建設局長
福祉サービス部長
健康・高齢部長
保健所理事
子育て支援部長
市長公室長
企画財政部長
市民生活部長
税務部長
環境部長
経済部長
都市計画部長
都市整備部長
道路部長
下水道部長
建築部長
管理部長
学校教育部長
生涯学習部長
医療センター事務局長
農業委員会事務局長

(4) 船橋市地域福祉計画検討部会員名簿（別表2）

局・部		部会員
健康福祉局	福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
	健康・高齢部	健康政策課長 地域包括ケア推進課長 国保年金課長 高齢者福祉課長 介護保険課長

	保健所	保健総務課長 地域保健課長 健康づくり課長 衛生指導課長
	子育て支援部	子ども政策課長 児童家庭課長 家庭福祉課長 保育認定課長 公立保育園管理課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
市長公室		危機管理課長 広報課長 国際交流課長
企画財政部		政策企画課長 財政課長 財産管理課長
税務部		債権管理課長
市民生活部		自治振興課長 市民協働課長 市民安全推進課長
環境部		環境保全課長 資源循環課長
経済部		商工振興課長 農水産課長 消費生活センター所長
建設局	都市計画部	都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長 公園緑地課長
	道路部	道路計画課長 道路管理課長 道路維持課長 道路建設課長
	下水道部	下水道総務課長
	建築部	住宅政策課長
	管理部	教育総務課長
教育委員会	学校教育部	学務課長 指導課長 保健体育課長
	生涯学習部	社会教育課長 文化課長 青少年課長 生涯スポーツ課長
	病院局	経営企画室長

3 パブリック・コメント

開催時期	令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）
対象	市内在住・在勤・在学の人と計画案に関し利害関係を有する人
閲覧場所	市ホームページ、地域福祉課、行政資料室、各出張所、船橋駅前総合窓口センター、各公民館、各図書館、船橋市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会
計画説明動画	市ホームページにて説明動画資料及びリンク先公開 動画公開期間 令和3年12月15日（水）～ 令和4年 1月14日（金）

4 用語解説

	用 語	解 説
あ 行	アウトリーチ (p22)	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報・支援を行うこと。
	アセスメント (p117)	生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握したり、地域の生活支援ニーズを把握すること。
	新しい生活様式 (p68)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を、日常生活に取り入れた生活様式のこと。
	安心登録カード (p23)	日頃の見守り活動を通じて、緊急時や災害時の救援・支援につなげるため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害のある人等の情報を登録し、地域で共有するもの。
	移送サービス (p108)	自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害のある人等に対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。
	with コロナ (p78)	新型コロナウイルス感染症が撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと。
	SNS (p65)	“Social Networking Service” の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
	NPO (p4)	社会的な活動をする民間の非営利組織
か 行	核家族 (p83)	家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。
	基幹相談支援センター 「ふらっと船橋」 (p52)	障害のある人や障害のある子供の保護者、障害のある人等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う相談窓口。
	寄附の文化 (p25)	金銭や財産等を公共事業、公益・福祉・宗教施設等へ無償で提供する文化のこと。

用 語	解 説
協議体 (p23)	地域の各種団体で構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる。
共生社会 (p25)	さまざまな状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。
協働 (p2)	多様な主体同士が共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること。
共同募金 (p148)	地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とした寄附金の募集。
ゲートキーパー (p106)	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
健康寿命 (p105)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護 (p68)	認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。
更生保護 (p14)	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。
更生保護サポートセンター (p124)	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。
高齢化率 (p26)	65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。
心のバリアフリー (p66)	さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人たちが、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。
子育て世代包括支援センター (p115)	安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指す総合相談窓口。
子ども食堂 (p65)	地域のボランティアが主体となり、無料または低価格帯で子供たちに食事を提供するコミュニティの場。

	用 語	解 説
	子供の貧困 (p118)	経済的状況や世帯状況に起因する困難な状況により、子供たちの成長段階のさまざまな経験や機械が失われること。
	コロナ禍 (p65)	新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉。
さ 行	災害ボランティアセンター (p25)	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。
	在宅医療 (p129)	在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。
	在宅医療支援拠点 ふなぽーと (p52)	船橋市保健福祉センター内に設置している、在宅療養を希望する人への在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者等への支援等を行う船橋市の相談窓口。
	在宅介護支援センター (p137)	地域包括支援センター等と連携し、高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症等の相談に対応する地域の身近な相談窓口。
	再犯防止推進計画 (p124)	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援等を行うための施策を盛り込んだ計画。
	歳末たすけあい募金 (p150)	共同募金運動の一つで関係機関や団体が協力して、新たな年を迎える時期（歳末）に、支援を必要とする人が、その地域で安心して暮らすために行う募金活動のこと。
	サロン (p92)	身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場。
	資源 (p5)	生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。
	自主防災組織 (p125)	「私たちの地域は、私たちで守る」という精神、連帯感により自主的に結成する組織で、お互い協力しあい、地域が一体となって防災活動を行うための組織。
	市民活動サポートセンター (p54)	市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するために設置された施設。
	社会自立 (p120)	社会的能力の形成を促すため、地域活動への参加等を行うこと。

用 語	解 説
社会福祉法 (p 5)	社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。
住民参加 (p 16)	行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
就労準備支援事業 (p 120)	一般就労を行う前段階としての準備として、基礎能力を形成するための支援を行う事業。
就労自立 (p 120)	就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を行うこと。
障害者虐待防止センター はーぷ (p 52)	養護者からの障害のある人本人への虐待を早期に発見し、防止するために開設された相談窓口。
ジョブカフェちば (p 122)	船橋市にある、15歳からおおむね39歳までの人の就職活動及び企業の採用活動をサポートする千葉県の施設。
自立支援協議会 (p 117)	障害があっても住みやすい地域を作るため、ライフステージに応じた課題について、支援に関わる者が協議・連携・協働するために設置される機関。
自立相談支援事業 (p 12)	生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行う。
スクールガード (p 125)	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、登下校の時間に合わせて通学路や近くの公園等をパトロールしながら見守り活動を行うボランティア。
住まいるサポート 船橋 (p 52)	船橋市居住支援協議会の相談窓口。住まいの確保が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者等に民間賃貸物件の情報提供等の支援を行う。
生活困窮者 (p 6)	生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。
生活困窮者自立支援法 (p 6)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた法律。

	用 語	解 説
	生活困窮者自立支援事業 (p148)	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とした事業。
	生活支援コーディネーター (p22)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の人たちとともに抽出し、その課題解決に向けてサービスのマッチングを行う人のこと。市内全24地区の地区社会福祉協議会に配置している。
	制度の狭間 (p22)	既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。
	成年後見制度 (p75)	財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。
	成年後見制度利用支援事業 (p136)	成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができない人に対して、市長が代わって成年後見等の申し立てを行い、費用等の支払いが困難な人については市が助成を行う事業。
	セーフティネット (p118)	生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。
	ソーシャルキャピタル (p100)	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。
た 行	第1層・第2層生活支援コーディネーター (p87)	第1層生活支援コーディネーターは、市全域を担当し、第2層生活支援コーディネーターは、市内24地区社会福祉協議会に配置されている。生活支援コーディネーターについては、P22参照。
	第三者委員制度 (p133)	サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表等を通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。
	第三者評価制度 (p133)	サービス事業者が専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。
	ダブルケア (p2)	育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い。

	用 語	解 説
	たすけあいの会 (p9)	日常生活のちょっとした困りごとや困っている人の生活を支援するための家事援助等を近隣の住民同士で行う「助け合い活動」を行うための団体。
	地域ケア会議 (p117)	地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で組織され、情報交換を行い、要援護になりうる高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。
	地域コーディネーター (p23)	地域での課題やニーズを発見し、地域資源をつなぎ解決にあたる人。市内24地区社会福祉協議会の事務局員が担っている。
	地域コミュニティ (p5)	地域住民が生活している場所に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
	地域福祉計画推進事業 要覧 (p18)	船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、予算・決算額等を明らかにした要覧。
	地域福祉支援員 (p23)	行政の立場から主に、地域での家事援助等のボランティア活動の普及啓発・支援を行う（P87参照）。
	地域包括ケアシステム (p5)	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
	地域包括支援センター (p52)	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。
	地域力の向上 (p73)	行政をはじめ、住民や自治会、NPOなど地域の構成員が、協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくこと。
な 行	トリアージルール (p155)	重要で最初に扱うべき者を選別（及び決定）すること。
	24地区 (p22)	市内に設定している24の地区コミュニティのこと。24地区コミュニティの図表はP141参照。
	日常生活自立 (p120)	適切な生活習慣の形成を促すため、適切な身だしなみに関する指導や助言等を行うこと。
	日常生活自立支援事業 (p133)	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。

	用 語	解 説
	認知症サポーター (p132)	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。
は 行	働き方改革 (p25)	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
	8050問題 (p2)	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。
	パブリック・コメント (p16)	市の重要な施策を策定するときに、その施策の案等を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行うこと。
	避難行動要支援者 (p25)	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な非難のために特に支援が必要な人。
	福祉有償運送 (p109)	NPO法人等が、身体障害者や要介護者等、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行う等、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービス。
	福祉リフトカー (p150)	車いすで生活されている人や寝たきりの人等を対象にした福祉専用車両。
	フードドライブ (p150)	家庭や事業所等で不要となっている食品を持ち寄り、福祉団体や施設等へ寄付するボランティア活動のこと。
	船橋在宅医療ひまわりネットワーク (p129)	平成25年5月に設立された、医療・介護関係団体及び行政（船橋市）の28団体で組織する任意団体。
	船橋市居住支援協議会 (p110)	宅地建物取引業者や居住支援団体、船橋市等で構成し、各関係団体等の連携により、高齢者等の住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題の解決策を協議する組織。
	船橋市総合計画 (p13)	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。
	ふなばしシルバーリハビリ体操 (p105)	医師が考案した、いつでも、どこでも、どなたでもできる市民同士の支えあいによる健康づくりを目指した体操。
	ふなばし地域若者サポートステーション (p52)	就職、家事、通学をしていない若年無業者等の職業的自立の支援を目的とした事業で、厚生労働省及び本市の委託事業として、平成25年度に開設された。

	用 語	解 説
	フレイル (p103)	加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態を指す。
	「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」 (p9)	対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談に応じ、また、生活困窮に関する相談・支援を行っている(P121参照)。
	ポストコロナ (p78)	世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を境に価値観や生活様式の転換が起き、社会に定着した後のこと。
	ボランティアセンター (p142)	船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている。
ま 行	民生委員・児童委員 (p22)	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている。
	ミニデイサービス (p23)	デイサービス(通所介護)の利用には至らない、日中独居高齢者等を対象とした生きがいくりの場。
	メンタルヘルス (p104)	精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生等と称される。
や 行	ヤングケアラー (p113)	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子供。
	有償ボランティア (p153)	少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきている。
	ユニバーサルデザイン (p107)	年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。「バリアフリー」が既にある障害(バリア)を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害(バリア)を作らないようにすること。
	要配慮者 (p75)	災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。
ら 行	リハビリテーション (p129)	事故・疾病で後遺症が残った者等を対象に、その能力を回復させるために行う訓練や療法。

	用 語	解 説
	ロコモティブシンドローム (p104)	筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板等の痛みや筋力低下、バランス能力の低下によって、歩行や日常生活に何らかの障害をきたし、要介護になる危険性の高い状態をいう。
わ 行	ワークショップ (p16)	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学習。
	ワーク・ライフ・バランス (p100)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域社会においても子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択実現できること。

第4次船橋市地域福祉計画

発行：船橋市

編集：健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課

〒273-0011 船橋市湊町2-10-18

TEL：047-436-2314 FAX：047-436-3315

メール：chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

発行日：令和4年3月

